

【表紙】

【提出書類】 有価証券届出書

【提出先】 東北財務局長

【提出日】 平成25年11月22日

【会社名】 ヒューマン・メタボローム・テクノロジーズ株式会社

【英訳名】 Human Metabolome Technologies, Inc.

【代表者の役職氏名】 代表取締役社長 菅野 隆二

【本店の所在の場所】 山形県鶴岡市覚岸寺字水上246番地 2

【電話番号】 (0235)-25-1447（代表）

【事務連絡者氏名】 取締役管理本部長 村上 秀明

【最寄りの連絡場所】 東京都中央区八丁堀二丁目23番 1号エンパイヤビル 6階

【電話番号】 (03)-3551-2180（代表）

【事務連絡者氏名】 取締役管理本部長 村上 秀明

【届出の対象とした募集(売出)有価証券の種類】 株式

【届出の対象とした募集(売出)金額】

募集金額	
ブックビルディング方式による募集	939,250,000円
売出金額	
(引受人の買取引受による売出し)	
ブックビルディング方式による売出し	742,950,000円
(オーバーアロットメントによる売出し)	
ブックビルディング方式による売出し	195,000,000円

(注) 募集金額は、有価証券届出書提出時における見込額(会社上
の払込金額の総額)であり、売出金額は、有価証券届出書提出
時における見込額であります。

【縦覧に供する場所】 該当事項はありません。

第一部 【証券情報】

第1 【募集要項】

1 【新規発行株式】

種類	発行数(株)	内容
普通株式	850,000 (注) 2 .	完全議決権株式であり、株主としての権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式であります。単元株式数は100株であります。

- (注)
- 平成25年11月22日開催の取締役会決議によっております。
 - 発行数については、平成25年12月4日開催予定の取締役会において変更される可能性があります。
 - 当社の定める振替機関の名称及び住所は、以下のとおりであります。
名称：株式会社証券保管振替機構
住所：東京都中央区日本橋茅場町二丁目1番1号
 - 上記とは別に、平成25年11月22日開催の取締役会において、いちよし証券株式会社を割当先とする当社普通株式150,000株の第三者割当増資を行うことを決議しております。
なお、その内容については、「募集又は売出しに関する特別記載事項 2. 第三者割当増資とシンジケートカーブ取引について」をご参照下さい。

2 【募集の方法】

平成25年12月12日に決定される予定の引受価額にて、当社と元引受契約を締結する予定の後記「4 株式の引受け」欄記載の金融商品取引業者（以下「第1 募集要項」において「引受人」という。）は、買取引受けを行い、当該引受価額と異なる価額（発行価格）で募集（以下「本募集」という。）を行います。引受価額は平成25年12月4日開催予定の取締役会において決定される会社法上の払込金額以上の価額となります。引受人は払込期日までに引受価額の総額を当社に払込み、本募集における発行価格の総額との差額は引受人の手取金といたします。当社は、引受人に対して引受手数料を支払いません。

なお、本募集は、株式会社東京証券取引所（以下「取引所」という。）の定める「有価証券上場規程施行規則」第233条に規定するブックビルディング方式（株式の取得の申込みの勧誘時において発行価格又は売出価格に係る仮条件を投資家に提示し、株式に係る投資家の需要状況を把握したうえで発行価格等を決定する方法をいう。）により決定する価格で行います。

区分	発行数(株)	発行価額の総額(円)	資本組入額の総額(円)
入札方式のうち入札による募集			
入札方式のうち入札によらない募集			
ブックビルディング方式	850,000	939,250,000	508,300,000
計(総発行株式)	850,000	939,250,000	508,300,000

- (注) 1. 全株式を引受人の買取引受けにより募集いたします。
2. 上場前の公募増資を行うに際しての手続き等は、取引所の有価証券上場規程施行規則により規定されております。
3. 発行価額の総額は、会社法上の払込金額の総額であり、有価証券届出書提出時における見込額であります。
4. 資本組入額の総額は、会社法上の増加する資本金であり、平成25年11月22日開催の取締役会決議に基づき、平成25年12月12日に決定される予定の引受価額を基礎として、会社計算規則第14条第1項に基づき算出される資本金等増加限度額（見込額）の2分の1相当額を資本金に計上することを前提として算出した見込額であります。
5. 有価証券届出書提出時における想定発行価格（1,300円）で算出した場合、本募集における発行価格の総額（見込額）は1,105,000,000円となります。
6. 本募集並びに「第2 売出要項 1 売出株式（引受人の買取引受けによる売出し）」及び「2 売出しの条件（引受人の買取引受けによる売出し）」における「引受人の買取引受けによる売出し」にあたっては、需要状況を勘案し、オーバーアロットメントによる売出しを行う場合があります。
なお、オーバーアロットメントによる売出しについては、「第2 売出要項 3 売出株式（オーバーアロットメントによる売出し）」及び「4 売出しの条件（オーバーアロットメントによる売出し）」をご参照下さい。
7. 本募集に関連して、ロックアップに関する合意がなされております。その内容については、「募集又は売出しに関する特別記載事項 3. ロックアップについて」をご参照下さい。

3 【募集の条件】

(1) 【入札方式】

【入札による募集】

該当事項はありません。

【入札によらない募集】

該当事項はありません。

(2) 【ブックビルディング方式】

発行価格 (円)	引受価額 (円)	払込金額 (円)	資本 組入額 (円)	申込 株数単位 (株)	申込期間	申込 証拠金 (円)	払込期日
未定 (注) 1.	未定 (注) 1.	未定 (注) 2.	未定 (注) 3.	100	自 平成25年12月13日(金) 至 平成25年12月18日(水)	未定 (注) 4.	平成25年12月23日(月)

(注) 1. 発行価格は、ブックビルディング方式によって決定いたします。

発行価格は、平成25年12月4日に仮条件を決定し、当該仮条件による需要状況、上場日までの価格変動リスク等を総合的に勘案した上で、平成25年12月12日に引受価額と同時に決定する予定であります。

仮条件は、事業内容、経営成績及び財政状態、事業内容等の類似性が高い上場会社との比較、価格算定能力が高いと推定される機関投資家等の意見その他を総合的に勘案して決定する予定であります。

需要の申込みの受付に当たり、引受人は、当社株式が市場において適正な評価を受けることを目的に、機関投資家等を中心に需要の申告を促す予定であります。

2. 払込金額は、会社法上の払込金額であり、平成25年12月4日開催予定の取締役会において決定される予定であります。また、「2 募集の方法」の冒頭に記載のとおり、発行価格と会社法上の払込金額及び平成25年12月12日に決定される予定の引受価額とは各々異なります。発行価格と引受価額との差額の総額は、引受人の手取金となります。

3. 資本組入額は、1株当たりの増加する資本金であり、平成25年11月22日開催の取締役会において、増加する資本金の額は平成25年12月12日に決定される予定の引受価額を基礎として、会社計算規則第14条第1項に基づき算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。及び増加する資本準備金の額は資本金等増加限度額から増加する資本金の額を減じた額とする旨、決議しております。

4. 申込証拠金は、発行価格と同一の金額とし、利息をつけません。申込証拠金のうち引受価額相当額は、払込期日に新株式払込金に振替充当いたします。

5. 株式受渡期日は、平成25年12月24日(火)(以下「上場(売買開始)日」という。)の予定であります。本募集に係る株式は、株式会社証券保管振替機構(以下「機構」という。)の「株式等の振替に関する業務規程」に従い、機構にて取扱いますので、上場(売買開始)日から売買を行うことができます。なお、本募集に係る株券は、発行されません。

6. 申込みの方法は、申込期間内に後記申込取扱場所へ申込証拠金を添えて申込みをするものいたします。

7. 申込み在先立ち、平成25年12月5日から平成25年12月11日までの間で引受人に対して、当該仮条件を参考として需要の申告を行うことができます。当該需要の申告は変更または撤回することが可能であります。

販売に当たりましては、取引所の「有価証券上場規程」に定める株主数基準の充足、上場後の株式の流通性の確保等を勘案し、需要の申告を行わなかった投資家にも販売が行われることがあります。

引受人は、公平かつ公正な販売に努めることとし、自社で定める配分に関する基本方針及び社内規程等に従い、販売を行う方針であります。配分に関する基本方針については各社の店頭における表示またはホームページにおける表示等をご確認下さい。

8. 引受価額が会社法上の払込金額を下回る場合は新株式の発行を中止いたします。

【申込取扱場所】

後記「4 株式の引受け」欄記載の引受人の全国の本支店及び営業所で申込みの取扱いをいたします。

【払込取扱場所】

店名	所在地
株式会社荘内銀行 本店	山形県鶴岡市本町一丁目9番7号
株式会社山形銀行 鶴岡支店	山形県鶴岡市本町二丁目1番13号

(注) 上記の払込取扱場所での申込みの取扱いは行いません。

4 【株式の引受け】

引受人の氏名又は名称	住所	引受株式数 (株)	引受けの条件
いちよし証券株式会社	東京都中央区八丁堀二丁目14番1号	未定	1. 買取引受けによります。 2. 引受人は新株式払込金として、平成25年12月23日までに払込取扱場所へ引受価額と同額を払込むことといたします。 3. 引受手数料は支払われません。ただし、発行価格と引受価額との差額の総額は引受人の手取金となります。
極東証券株式会社	東京都中央区日本橋茅場町一丁目4番7号		
野村證券株式会社	東京都中央区日本橋一丁目9番1号		
東洋証券株式会社	東京都中央区八丁堀四丁目7番1号		
S M B C日興証券株式会社	東京都千代田区丸の内三丁目3番1号		
エース証券株式会社	大阪府中央区本町二丁目6番11号		
岩井コスモ証券株式会社	大阪府中央区今橋一丁目8番12号		
マネックス証券株式会社	東京都千代田区麹町二丁目4番地1		
丸三証券株式会社	東京都千代田区麹町三丁目3番6		
岡三証券株式会社	東京都中央区日本橋一丁目17番6号		
計		850,000	

- (注) 1. 平成25年12月4日開催予定の取締役会において各引受人の引受株式数が決定される予定であります。
2. 上記引受人と発行価格決定日（平成25年12月12日）に元引受契約を締結する予定であります。
3. 引受人は、上記引受株式数のうち、2,000株を上限として、全国の販売を希望する引受人以外の金融商品取引業者に販売を委託する方針であります。

5 【新規発行による手取金の使途】

(1) 【新規発行による手取金の額】

払込金額の総額(円)	発行諸費用の概算額(円)	差引手取概算額(円)
1,016,600,000	11,000,000	1,005,600,000

- (注) 1. 払込金額の総額は、会社法上の払込金額の総額とは異なり、新規発行に際して当社に払い込まれる引受価額の総額であり、有価証券届出書提出時における想定発行価格(1,300円)を基礎として算出した見込額であります。
2. 発行諸費用の概算額には、消費税及び地方消費税(以下「消費税等」という。)は含まれておりません。
3. 引受手数料は支払わないため、発行諸費用の概算額は、これ以外の費用を合計したものであります。

(2) 【手取金の使途】

上記の手取概算額1,005,600千円については、「1 新規発行株式」の(注)4.に記載の第三者割当増資の手取概算額上限178,400千円と合わせて、166,400千円をメタボローム解析事業等の質量分析計等の設備資金(平成26年3月期に4,700千円、平成27年3月期に51,700千円、平成28年3月期以降に110,000千円)に、200,000千円を当社の連結子会社であるHuman Metabolome Technologies America, Inc.における運転資金のための融資(平成27年3月期に100,000千円、平成28年3月期以降に100,000千円)に充当し、残額はバイオマーカー事業やメタボローム解析基盤技術開発のための研究開発費(平成26年3月期に69,000千円、平成27年3月期に148,000千円、残額は平成28年3月期以降)に充当する計画であります。なお具体的な充当時期までは、安全性の高い金融商品で運用する方針であります。

- (注) 設備資金の内容については、「第二部 企業情報 第3 設備の状況 3 設備の新設、除却等の計画」の項をご参照ください。

第2 【売出要項】

1 【売出株式（引受人の買取引受による売出し）】

平成25年12月12日に決定される予定の引受価額にて、当社と元引受契約を締結する予定の後記「2 売出しの条件（引受人の買取引受による売出し）（2）ブックビルディング方式」に記載の金融商品取引業者（以下「第2 売出要項」において「引受人」という。）は、下記売出人から買取引受けを行い、当該引受価額と異なる価額（売出価格、発行価格と同一の価格）で売出し（以下「引受人の買取引受による売出し」という。）を行います。引受人は株式受渡期日に引受価額の総額を売出人に支払い、引受人の買取引受による売出しにおける売出価格の総額との差額は引受人の手取金といたしません。売出人は、引受人に対して引受手数料を支払いません。

種類	売出数(株)		売出価額の総額 (円)	売出しに係る株式の所有者の住所 及び氏名又は名称
	入札方式のうち入札 による売出し			
	入札方式のうち入札 によらない売出し			
普通株式	ブックビルディング 方式	571,500	742,950,000	山形県鶴岡市 曾我 朋義 300,000株 東京都港区三田 2 - 15 - 45 学校法人慶應義塾 156,000株 東京都港区 富田 勝 45,000株 東京都町田市 大岸 治行 30,000株 東京都千代田区永田町 2 丁目 4 番 8 号 ニッセイ・キャピタル 4 号投資事業有限 責任組合 25,500株 山形県山形市旅籠町 3 丁目 2 番 3 号 きらやかキャピタル株式会社 15,000株
計(総売出株式)		571,500	742,950,000	

- (注) 1. 上場前の売出しを行うに際しての手続き等は、取引所の有価証券上場規程施行規則により規定されております。
2. 「第1 募集要項」における株式の発行を中止した場合には、引受人の買取引受による売出しも中止いたします。
3. 売出価額の総額は、有価証券届出書提出時における想定売出価格（1,300円）で算出した見込額であります。
4. 売出数等については今後変更される可能性があります。
5. 振替機関の名称及び住所は、「第1 募集要項 1 新規発行株式」の（注）3.に記載した振替機関と同一であります。
6. 本募集並びに引受人の買取引受による売出しにあたっては、需要状況を勘案し、オーバーアロットメントによる売出しを行う場合があります。
- なお、オーバーアロットメントによる売出しについては、「3 売出株式（オーバーアロットメントによる売出し）」及び「4 売出しの条件（オーバーアロットメントによる売出し）」をご参照下さい。

7. 引受人の買取引受による売出しに関連して、ロックアップに関する合意がなされております。その内容については、「募集又は売出しに関する特別記載事項 3. ロックアップについて」をご参照下さい。

2 【売出しの条件（引受人の買取引受による売出し）】

(1) 【入札方式】

【入札による売出し】

該当事項はありません。

【入札によらない売出し】

該当事項はありません。

(2) 【ブックビルディング方式】

売出価格 (円)	引受価額 (円)	申込期間	申込株数 単位 (株)	申込 証拠金 (円)	申込受付場所	引受人の住所及び氏名 又は名称	元引受 契約 の内容
未定 (注) 1. 2.	未定 (注) 2.	自 平成25年 12月13日(金) 至 平成25年 12月18日(水)	100	未定 (注) 2.	引受人の本店及 び全国各支店	東京都中央区八丁堀 二丁目14番1号 いちよし証券株式会社	未定 (注) 3.

- (注) 1. 売出価格の決定方法は、「第1 募集要項 3 募集の条件 (2) ブックビルディング方式」の(注) 1. と同様であります。
2. 売出価格及び申込証拠金は、本募集における発行価格及び申込証拠金とそれぞれ同一となります。ただし、申込証拠金には、利息をつけません。
引受人の買取引受による売出しにおける引受価額は、本募集における引受価額と同一となります。
3. 引受人の引受価額による買取引受によることとし、その他元引受契約の内容、売出しに必要な条件は、売出価格決定日（平成25年12月12日）に決定する予定であります。
なお、元引受契約においては、引受手数料は支払われません。ただし、売出価格と引受価額との差額の総額は引受人の手取金となります。
4. 上記引受人と売出価格決定日に元引受契約を締結する予定であります。
5. 株式受渡期日は、上場（売買開始）日の予定であります。引受人の買取引受による売出しに係る株式は、機構の「株式等の振替に関する業務規程」に従い、機構にて取扱いますので、上場（売買開始）日から売買を行うことができます。なお、引受人の買取引受による売出しに係る株券は、発行されません。
6. 申込みの方法は、申込期間内に上記申込受付場所へ申込証拠金を添えて申込みをするものいたします。
7. 上記引受人の販売方針は、「第1 募集要項 3 募集の条件 (2) ブックビルディング方式」の(注) 7. に記載した販売方針と同様であります。

3 【売出株式（オーバーアロットメントによる売出し）】

種類	売出数(株)		売出価額の総額 (円)	売出しに係る株式の所有者の住所 及び氏名又は名称
	入札方式のうち入札 による売出し			
	入札方式のうち入札 によらない売出し			
普通株式	ブックビルディング 方式	150,000	195,000,000	東京都中央区八丁堀二丁目14番1号 いちよし証券株式会社 150,000株
計(総売出株式)		150,000	195,000,000	

- (注) 1. オーバーアロットメントによる売出しは、本募集並びに引受人の買取引受による売出しに伴い、その需要状況を勘案し、いちよし証券株式会社が行う売出しであります。したがってオーバーアロットメントによる売出しに係る売出株式数は上限株式数を示したものであり、需要状況により減少若しくは中止される場合があります。
2. オーバーアロットメントによる売出しに関連して、当社は、平成25年11月22日開催の取締役会において、いちよし証券株式会社を割当先とする当社普通株式150,000株の第三者割当増資の決議を行っております。また、いちよし証券株式会社は、東京証券取引所においてオーバーアロットメントによる売出しに係る売出株式数を上限とする当社普通株式の買付け（以下「シンジケートカバー取引」という。）を行う場合があります。なお、その内容については、「募集又は売出しに関する特別記載事項 2. 第三者割当増資とシンジケートカバー取引について」をご参照下さい。
3. 上場前の売出しを行うに際しての手続き等は、取引所の有価証券上場規程施行規則により規定されております。
4. 「第1 募集要項」における株式の発行を中止した場合には、オーバーアロットメントによる売出しも中止いたします。
5. 売出価額の総額は、有価証券届出書提出時における想定売出価格（1,300円）で算出した見込額であります。
6. 振替機関の名称及び住所は、「第1 募集要項 1 新規発行株式」の（注）3.に記載した振替機関と同一であります。

4 【売出しの条件（オーバーアロットメントによる売出し）】

(1) 【入札方式】

【入札による売出し】

該当事項はありません。

【入札によらない売出し】

該当事項はありません。

(2) 【ブックビルディング方式】

売出価格 (円)	申込期間	申込 株数単位 (株)	申込 証拠金 (円)	申込受付場所	引受人の住所及び氏名 又は名称	元引受 契約 の内容
未定 (注) 1 .	自 平成25年 12月13日(金) 至 平成25年 12月18日(水)	100	未定 (注) 1 .	いちよし証券株式会 社の本店及び全国各支店		

- (注) 1 . 売出価格及び申込証拠金については、引受人の買取引受による売出しにおける売出価格及び申込証拠金とそれぞれ同一とし、売出価格決定日に決定する予定であります。ただし、申込証拠金には、利息をつけません。
- 2 . 株式受渡期日は、引受人の買取引受による売出しにおける株式受渡期日と同じ上場（売買開始）日の予定であります。オーバーアロットメントによる売出しに係る株式は、機構の「株式等の振替に関する業務規程」に従い、機構にて取扱いますので、上場（売買開始）日から売買を行うことができます。なお、オーバーアロットメントによる売出しに係る株券は、発行されません。
- 3 . 申込みの方法は、申込期間内に上記申込受付場所へ申込証拠金を添えて申込みをするものいたします。
- 4 . いちよし証券株式会社の販売方針は、「第2 売出要項 2 売出しの条件（引受人の買取引受による売出し）（2）ブックビルディング方式」の（注）7 . に記載した販売方針と同様であります。

【募集又は売出しに関する特別記載事項】

1．東京証券取引所マザーズへの上場について

当社は、「第1 募集要項」における新規発行株式及び「第2 売出要項」における売出株式を含む当社普通株式について、いちよし証券株式会社を主幹事会社として、東京証券取引所マザーズへの上場を予定しております。

2．第三者割当増資とシンジケートカバー取引について

オーバーアロットメントによる売出しの対象となる当社普通株式は、オーバーアロットメントによる売出しのために、主幹事会社が当社株主である曾我朋義(以下「貸株人」という。)より借入れる株式であります。これに関連して、当社は、平成25年11月22日開催の取締役会において、主幹事会社を割当先とする当社普通株式150,000株の第三者割当増資（以下「本件第三者割当増資」という。）を行うことを決議しております。本件第三者割当増資の会社法上の募集事項については、以下のとおりであります。

(1)	募集株式の数	当社普通株式 150,000株
(2)	募集株式の払込金額	未定 (注)1.
(3)	増加する資本金及び資本準備金に関する事項	増加する資本金の額は割当価格を基礎とし、会社計算規則第14条第1項に基づき算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。また、増加する資本準備金の額は、資本金等増加限度額から増加する資本金の額を減じた額とする。(注)2.
(4)	払込期日	平成26年1月23日(木)

(注)1．募集株式の払込金額(会社法上の払込金額)は、平成25年12月4日開催予定の取締役会において決定される予定の「第1 募集要項」における新規発行株式の払込金額(会社法上の払込金額)と同一とする予定であります。

2．割当価格は、平成25年12月12日に決定される予定の「第1 募集要項」における新規発行株式の引受価額と同一とする予定であります。

また、主幹事会社は、平成25年12月24日から平成26年1月15日までの間、貸株人から借入れる株式の返却を目的として、東京証券取引所においてオーバーアロットメントによる売出しに係る売出株式数を上限とするシンジケートカバー取引を行う場合があります。

主幹事会社は、上記シンジケートカバー取引により取得した株式について、当該株式数については、割当てに応じない予定でありますので、その場合には本件第三者割当増資における発行数の全部または一部につき申込みが行われず、その結果、失権により本件第三者割当増資における最終的な発行数が減少する、又は発行そのものが全く行われない場合があります。また、シンジケートカバー取引期間内においても、主幹事会社の判断でシンジケートカバー取引を全く行わないか若しくは上限株式数に至らない株式数でシンジケートカバー取引を終了させる場合があります。

3. ロックアップについて

本募集並びに引受人の買取引受による売出しに関連して、貸株人かつ売出人である曾我 朋義、売出人である学校法人慶應義塾、富田 勝、大岸 治行、ニッセイ・キャピタル4号投資事業有限責任組合及びきらやかキャピタル株式会社並びに当社株主であるサミット・バイオテクノロジー・ジャパン投資事業組合、大阪ライフサイエンス投資事業有限責任組合、東北インキュベーション投資事業有限責任組合、西岡 孝明、東北グロース投資事業有限責任組合、T I C C 大学連携投資事業有限責任組合、バイオフロンティア・グローバル 投資事業組合、りそなキャピタル株式会社、株式会社フィデアベンチャーキャピタル、明治キャピタル8号投資事業組合、アイピーアールV - 2号投資事業組合、アイピーアールV - 1号投資事業組合、アイピーアールV - 3号投資事業組合、F R S - B F 1号投資事業組合、菅野 隆二及びやまぎんキャピタル株式会社は、主幹事会社に対し、元引受契約締結日から上場（売買開始）日（当日を含む）後90日目の平成26年3月23日までの期間（以下「ロックアップ期間」という。）中、主幹事会社の事前の書面による同意なしには、当社株式の売却（ただし、引受人の買取引受による売出し、オーバーアロットメントによる売出しのために当社普通株式を貸し渡すこと及びその売却価格が「第1 募集要項」における発行価格の1.5倍以上であって、主幹事会社を通して行う東京証券取引所での売却等は除く。）等を行わない旨合意しております。

また、当社は主幹事会社に対し、ロックアップ期間中は主幹事会社の事前の書面による同意なしには、当社株式の発行、当社株式に転換もしくは交換される有価証券の発行または当社株式を取得若しくは受領する権利を付与された有価証券の発行（ただし、本募集、株式分割、ストックオプションとしての新株予約権の発行及びオーバーアロットメントによる売出しに関連し、平成25年11月22日開催の当社取締役会において決議された主幹事会社を割当先とする第三者割当増資等を除く。）等を行わない旨合意しております。

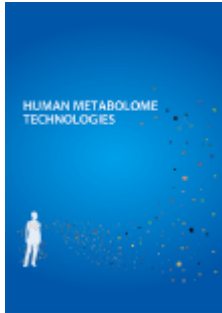
なお、上記のいずれの場合においても、主幹事会社はロックアップ期間中であってもその裁量で当該合意の内容を一部若しくは全部につき解除できる権限を有しております。

上記のほか、当社は、取引所の定める有価証券上場規程施行規則の規定に基づき、上場前の第三者割当等による募集株式等の割当等に関し、割当を受けた者との間に継続所有等の確約を行っております。その内容については、「第四部 株式公開情報 第2 第三者割当等の概況」をご参照下さい。

第3 【その他の記載事項】

新株式発行並びに株式売出届出目論見書に記載しようとする事項

(1) 表紙に以下の図柄を記載いたします。



また、裏表紙に当社の社章  を記載いたします。

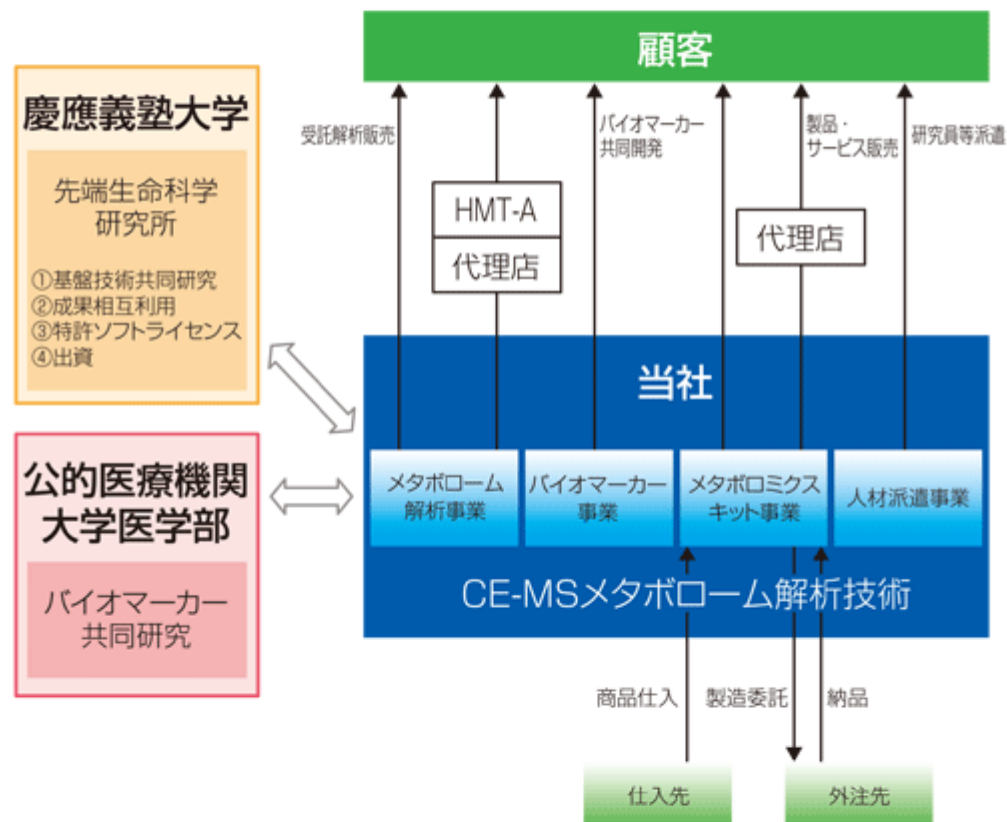
(2) 表紙の次に「1 事業の内容」から「2 業績等の推移」をカラー印刷したものを記載いたします。

本ページ及びこれに続く写真、図表等は、当社の概況等を要約・作成したものであります。

詳細は、本文の該当ページをご覧ください。なお「※」を付している用語については「第二部 企業情報 第1 企業の概況 3 事業の内容」の末尾に用語解説を設け、説明をしております。

1. 事業の内容

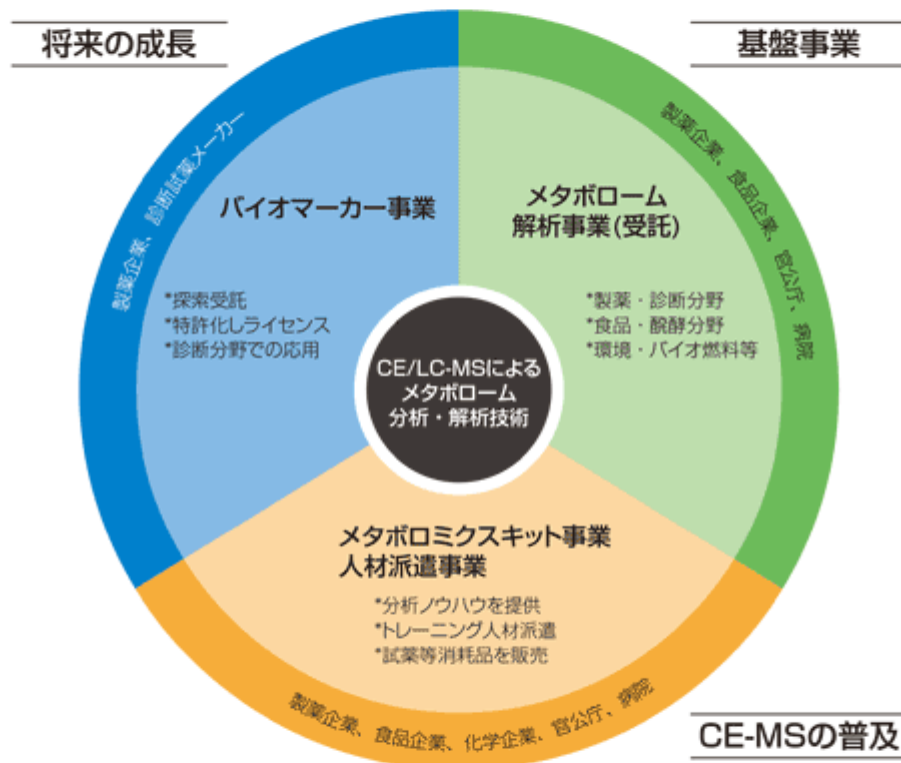
当社グループは、当社及び販売子会社Human Metabolome Technologies America, Inc.（以下「HMT-A」と言います。）の2社で構成され、「未来の子供たちのために、最先端のメタボローム解析技術を用いた研究開発により、人々の健康で豊かな暮らしに貢献する」ことを企業理念として、研究機関や企業のメタボローム解析試験受託及びバイオマーカー開発を主たる事業として展開する慶應義塾大学発のベンチャー企業です。当社グループは、設立母体である慶應義塾大学先端生命科学研究所及び本社所在地である山形県や鶴岡市等地方自治体と産官学連携のもとに事業を展開しております。



(1) ビジネスモデル

当社グループは、収益基盤の柱として「メタボローム解析事業」、CE-MS法を国内外に普及させるための事業として「メタボロミクスキット事業」及び「人材派遣事業」、将来の成長事業として「バイオマーカー事業」を展開しています。当社グループの基本戦略は次のとおりであります。

メタボロミクスキット事業及び人材派遣事業により、当社グループ基盤技術であるCE-MS法を普及させながらメタボローム研究関連市場の拡大を図ります。同時に、メタボローム解析事業の国内外への展開により収益基盤を確保します。これら3事業から得られた利益を将来の成長事業であるバイオマーカー事業の研究開発に投資し、ここで得られた知的財産を、医薬品開発及び疾病診断分野にて実用化することにより、中長期における成長を図ります。



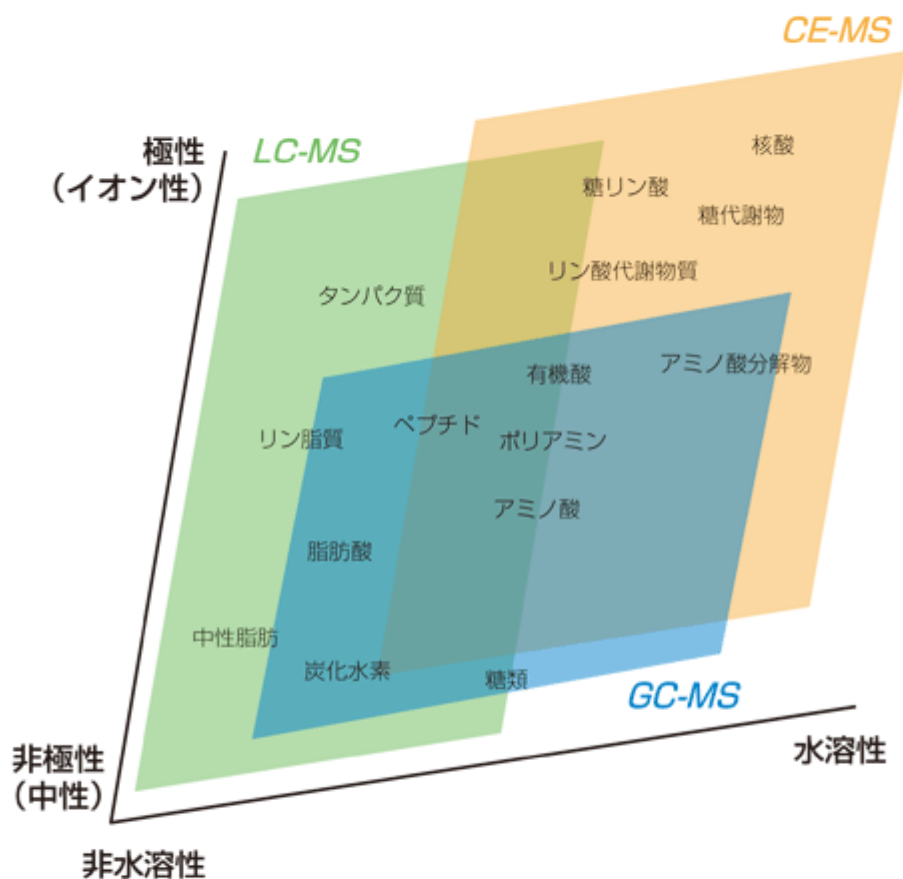
(2) 当社グループの技術と事業の特徴

① CE-MS法によるメタボローム解析技術

当社グループの基盤技術は、慶應義塾大学先端生命科学研究所で開発されたCE-MS法を用いたメタボローム解析技術です。CE-MS法によるメタボローム解析では、キャピラリー電気泳動装置（CE）と質量分析計（MS）間を、直径50ミクロン、長さ約80センチメートルの微細なガラス管（キャピラリー）でつなぎます。測定する生体試料をキャピラリーに注入し、両端に30キロボルトの高電圧を加えると、陽イオン性代謝物質は陰極方向に、陰イオン性代謝物質は陽極方向に移動します。物質により、移動速度が異なるため代謝物質が分離されます（※）。次いで、キャピラリー出口に接続されたMSにより、移動してきた各代謝物質をその固有の分子量ごとに検出します。CE-MS法を用いたメタボローム解析では、従来の測定法よりも高い分離能（※）を実現し、正確なメタボローム測定が可能になります。

②CE-MS法によるメタボローム解析の代謝物質網羅性

代謝物質には、水への溶解性やイオン性（電荷）など、様々な特性があり、それらを考慮して、使用する分析法を選択する必要があります。当社は、CE-MS法にLC-MS法を加え、2種類のプラットフォームを組み合わせることにより、測定可能代謝物質の拡充に努めております。＜分析法別の測定可能な代謝物質の領域＞は、メタボロミクス分野でよく用いられる分析法とその測定対象物質をまとめて示しております。




一般に、ヒト、動物、微生物等の細胞の大部分は水分で構成されており、そのため生体内に存在する代謝物質は水溶性の代謝物質が多いと言われております。例えば、大腸菌において存在が知られている主要な代謝物質を、水溶性の代謝物質と非水溶性の代謝物質に分類すると、アミノ酸などの陽イオン性代謝物質（22%）、乳酸などの陰イオン性代謝物質（45%）、DNAや遺伝情報の核酸類（19%）、脂質などの中性物質（14%）という割合になり、実に約86%もの代謝物質が、CE-MSの測定対象となります。CE-MSは、生体内の代謝物質を網羅的、かつ定量的に分析するメタボローム解析技術として、従来技術と比較して優れた方法であると考えられます。

(3) メタボローム解析事業

本事業では、主に製薬や食品等の民間企業、大学や公的研究機関からメタボローム解析試験を受託しております。当社グループのメタボローム解析サービスで得られた代謝物質データは、製薬企業や大学、研究所では基礎生物学研究から薬剤効果及び毒性の評価等、食品企業では発酵プロセスの律速段階解析や機能性食品の機能評価等に用いられ、顧客の研究開発進展に貢献しております。

当社グループでは顧客の試験目的に合わせて、各種解析プランを提供しております。

	アドバンスト・スキャン 	ベーシック・スキャン 	C-SCOPE 	デュアル・スキャン 
分析プラットフォーム	CE-TOFMS	CE-TOFMS	CE-TOFMS (陽イオン) CE-QqQMS (陰イオン)	CE-TOFMS LC-TOFMS
定量方法	相対定量 (信号強度) (+オプション 絶対定量110物質)	相対定量 (信号強度) (+オプション 絶対定量110物質)	絶対定量 (濃度)	相対定量 (信号強度)
標的代謝物質	ベーシック・スキャン +未同定ピーク	データベース照合 (>900物質) + 既知未同定ピーク	116	ベーシック・スキャン +LC-MS
統計・多変量解析 (t-検定、主成分分析、 階層的クラスタリング)	✓	オプション	✓	オプション
代謝パスウェイマップ	✓	オプション	✓ (ポスター付き)	オプション
代謝パラメータ	—	—	✓	—
適用例	バイオマーカー探索 代謝プロファイリング	代謝プロファイリング 患者層別化	エネルギー代謝中間体 定量 薬効解析	代謝プロファイリング リビドミクス

北米市場への展開のため、平成24年10月には、医学研究の集積地ともいえるアメリカ合衆国マサチューセッツ州ケンブリッジ市に、販売子会社HMT-Aを設立し、がん研究向け解析サービス「C-SCOPE」を主力商品として販売活動を展開しております。販売促進活動の一環として、有力大学のがん研究者に当該サービスを無償もしくは安価で提供し、技術的な評価を頂くことで、北米市場での価値向上と市場への早期浸透を図っております。

「C-SCOPE」は、がん細胞において変化している特定の代謝物質（ターゲット）を、より高感度、より精密に測定したいというニーズに対応しております。当サービスは、独自に開発したがん細胞からの効率的代謝物質抽出法及びキャピラリー電気泳動-三連四重極質量分析計（CE-QqQMS）による高感度分析法（特許出願中）を技術基盤としております。C-SCOPEは、エネルギー代謝（※）物質を中心とした116代謝物質の高感度分析と細胞内の機能変化を俯瞰的に把握するための代謝パラメータ（※）を提供します。

(4) バイオマーカー事業

血液などに含まれる代謝物質バイオマーカーは、疾患の早期診断や治療効果をモニタリングするための診断薬開発のシーズとなります。当社ではバイオマーカー事業を将来の成長事業と位置づけ、大学や診断薬企業との共同研究開発を通じて、メタボローム解析技術を用いたバイオマーカー探索及び臨床検査薬の研究開発を進めております。

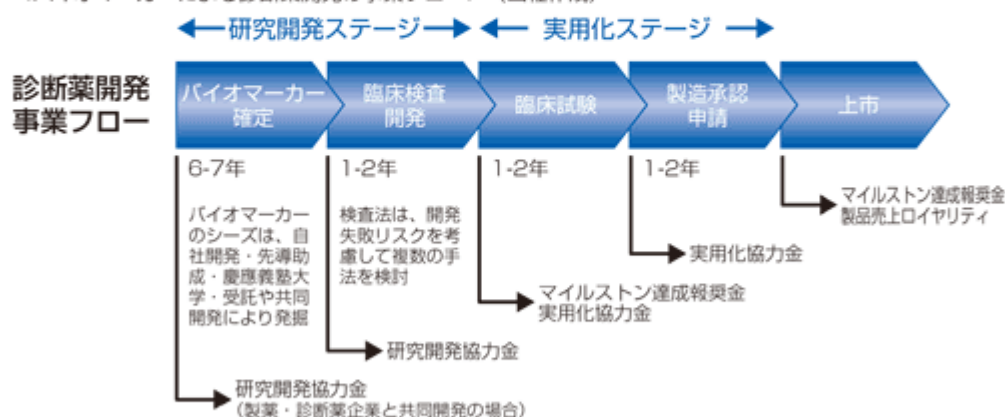
当社では、＜バイオマーカー研究開発状況＞に示すとおり、客観的診断が難しい中枢神経系疾患（気分障害や精神障害等）（※）、メタボリックシンドローム（MetS）（※）等社会問題化している疾患とその関連疾患に焦点を当てております。現在バイオマーカー及び臨床検査薬の開発を進めている疾病は、大うつ病性障害（※）、線維筋痛症（※）、感染症関連脳症（※）、糖尿病性腎症（※）、及び非アルコール性肝炎（NASH）（※）です。

＜バイオマーカー研究開発状況＞（当社作成）

対象領域／ 開発ステージ	進捗状況（※）					
	可能性試験	開発試験	適正試験	立証試験	確認試験	臨床検査開発
開発期間	約1年～2年	約1年	約1年	約3年		約1年～2年
中枢神経系領域 大うつ病性障害 (特願2009-187521)	→					
感染症関連脳症 (特願2013-071325)	→					
線維筋痛症	→					
MetS領域 NASH (特願2010-230469)	→					
糖尿病性腎症 (特願2010-102374)	→					

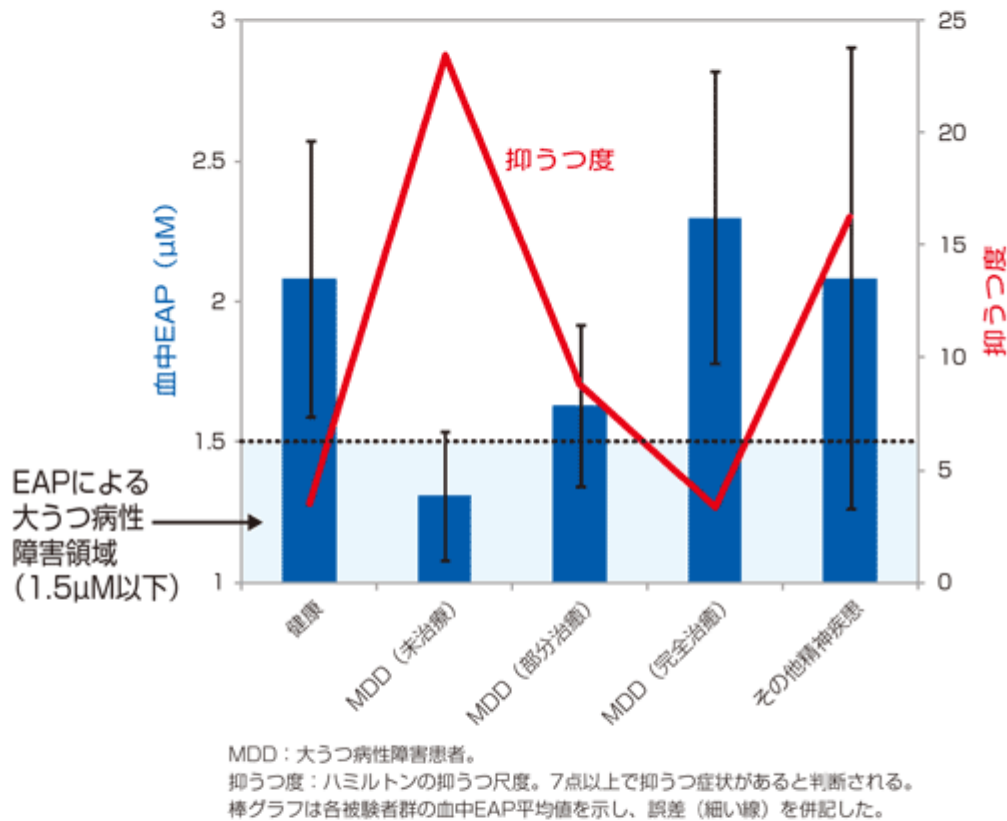
以下の、＜バイオマーカーによる診断薬開発の事業フロー＞に、バイオマーカーシーズの探索から診断薬の開発と上市までのフローと当社の収益の関係を示します。当社グループのメタボローム解析法によるバイオマーカーの分析法は、高額で大掛かりな機器を用いるため実際の臨床現場に導入することが困難です。そこで、臨床検査受託企業や病院の臨床検査室にて検査ができるよう、生化学検査装置（※）等で測定できる診断薬の開発を進めています。

＜バイオマーカーによる診断薬開発の事業フロー＞（当社作成）



当社は、独立行政法人国立精神・神経医療研究センターとの共同研究により、大うつ病性障害の血液バイオマーカーを発見しました。可能性試験（※）として、患者と健康者約30名ずつの血漿検体を収集し、CE-MS法を用いたメタボローム解析により成分の比較を行いました。その結果、538種類の代謝物質由来のシグナルを比較し、血漿中のエタノールアミンリン酸（EAP）濃度が、大うつ病性障害患者で有意に低下していることが判明しました。その後の解析により、EAPが精神疾患の中でも大うつ病性障害に特異的なバイオマーカーであることに加え、大うつ病性障害患者の治療とともに健康基準値まで戻ることがわかりました。

<大うつ病性障害バイオマーカーの臨床性能>（当社作成）



当社では、客観的で簡便な大うつ病性障害患者の診断補助や健康診断への導入のための、大うつ病性障害の血液診断薬を開発しております。開発は、診断薬企業との共同研究開発契約のもとで行っており、診断法の開発に成功した後は、当該診断薬企業に製造販売契約の優先交渉権を付与します。

本バイオマーカーは、これまでに提唱されている血液バイオマーカーとは異なり、中枢神経系に作用する興奮性物質の代謝産物と推測されます。よって、より鋭敏に気分の状態を反映するマーカーと言えます。大うつ病性障害の本質的な病因は解明されておらず、治療においては医師の経験に基づき、薬物療法、認知行動療法、電気痙攣療法等が行われております。また、多岐にわたる薬剤が開発されていますが、必ずしも即効性ではなく、病態や副作用の影響を考慮して、手探りに近い状態で投薬されております。本バイオマーカーによる診断薬は、治療を迅速かつ適切に行う指標となります。

2. 業績等の推移

◆主要な経営指標等の推移

回次	第6期	第7期	第8期	第9期	第10期	第11期第2四半期
決算年月	平成21年3月	平成22年3月	平成23年3月	平成24年3月	平成25年3月	平成25年9月
(1) 連結経営指標等						
売上高	(千円)	—	—	—	496,296	203,700
経常損失(△)	(千円)	—	—	—	△93,460	△59,431
当期(四半期)純損失(△)	(千円)	—	—	—	△95,261	△60,816
包括利益又は四半期包括利益	(千円)	—	—	—	△90,492	△59,260
純資産額	(千円)	—	—	—	173,665	114,405
総資産額	(千円)	—	—	—	425,223	363,454
1株当たり純資産額	(円)	—	—	—	44.70	—
1株当たり当期(四半期)純損失金額(△)	(円)	—	—	—	△24.52	△15.65
潜在株式調整後1株当たり当期(四半期)純利益金額	(円)	—	—	—	—	—
自己資本比率	(%)	—	—	—	40.8	31.5
自己資本利益率	(%)	—	—	—	—	—
株価収益率	(倍)	—	—	—	—	—
営業活動によるキャッシュ・フロー	(千円)	—	—	—	△55,916	△14,593
投資活動によるキャッシュ・フロー	(千円)	—	—	—	△24,966	△6,345
財務活動によるキャッシュ・フロー	(千円)	—	—	—	747	△16,879
現金及び現金同等物の期末(四半期末)残高	(千円)	—	—	—	202,168	165,341
従業員数(ほか、平均臨時雇用人員)	(名)	— (—)	— (—)	— (—)	— (—)	47 (7)

回次	第6期	第7期	第8期	第9期	第10期	
決算年月	平成21年3月	平成22年3月	平成23年3月	平成24年3月	平成25年3月	
(2) 提出会社の経営指標等						
売上高	(千円)	245,984	380,684	568,879	521,977	496,296
経常利益又は経常損失(△)	(千円)	△195,228	△42,082	83,292	△47,801	△79,496
当期純利益又は当期純損失(△)	(千円)	△275,344	△39,819	75,384	△46,358	△81,210
持分法を適用した場合の投資利益	(千円)	—	—	—	—	—
資本金	(千円)	456,000	506,000	506,000	531,000	531,000
発行済株式総数	(株)	12,200	12,700	12,700	12,950	12,950
純資産額	(千円)	124,952	185,132	260,517	264,158	182,947
総資産額	(千円)	210,361	286,479	438,794	511,252	432,938
1株当たり純資産額	(円)	10,241.97	14,577.39	20,513.17	67.99	47.09
1株当たり配当額(1株当たり中間配当額)	(円)	— (—)	— (—)	— (—)	— (—)	— (—)
潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額(△)	(円)	△22,569.25	△3,206.81	5,935.78	△12.10	△20.90
潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額	(円)	—	—	—	—	—
自己資本比率	(%)	59.4	64.6	59.4	51.7	42.3
自己資本利益率	(%)	—	—	33.8	—	—
株価収益率	(倍)	—	—	—	—	—
配当性向	(%)	—	—	—	—	—
営業活動によるキャッシュ・フロー	(千円)	—	—	—	49,238	—
投資活動によるキャッシュ・フロー	(千円)	—	—	—	△34,905	—
財務活動によるキャッシュ・フロー	(千円)	—	—	—	77,532	—
現金及び現金同等物の期末残高	(千円)	—	—	—	277,490	—
従業員数(ほか、平均臨時雇用人員)	(名)	36 (3)	40 (3)	41 (12)	45 (9)	45 (7)

- (注) 1. 当社は第10期より連結財務諸表を作成しております。
2. 売上高には、消費税等は含まれておりません。
3. 持分法を適用した場合の投資利益については、関連会社を有していないため記載しておりません。
4. 第6期から第7期及び第8期から第11期第2四半期の潜在株式調整後1株当たり当期(四半期)純利益金額については、潜在株式は存在するものの、当社株式は非上場であり、期中平均株価が把握できないため、また、1株当たり当期(四半期)純損失であるため記載しておりません。第9期の潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、新株予約権の残高がありますが、当社株式は非上場であり、期中平均株価が把握できないため記載しておりません。
5. 第6期から第7期及び第9期から第11期第2四半期の自己資本利益率については、当期(四半期)純損失を計上しているため記載しておりません。
6. 株価収益率は当社株式が非上場であるため記載しておりません。
7. 営業活動によるキャッシュ・フロー、投資活動によるキャッシュ・フロー、財務活動によるキャッシュ・フロー並びに現金及び現金同等物の期末残高は、第6期から第8期についてはキャッシュ・フロー計算書を作成していないため記載しておりません。
8. 従業員数等の(外資)は臨時従業員(アルバイト、派遣社員を含む)の年間平均雇用人員であります。
9. 当連結会計年度(第10期)の連結財務諸表並びに前事業年度(第9期)及び当事業年度(第10期)の財務諸表については、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、有限責任監査法人トーマツにより監査を受けておりますが、第6期、第7期及び第8期の財務諸表については、監査を受けておりません。なお、第11期第2四半期の四半期連結財務諸表については、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、有限責任監査法人トーマツの四半期レビューを受けております。
10. 第11期第2四半期における売上高、経常損失、四半期純損失、四半期包括利益、1株当たり四半期純損失金額、営業活動によるキャッシュ・フロー、投資活動によるキャッシュ・フロー、財務活動によるキャッシュ・フローについては、第11期第2四半期連結結果計算期間の数値を、純資産額、総資産額、自己資本比率並びに現金及び現金同等物の四半期末残高については、第11期第2四半期連結会計期間末の数値を記載しております。
11. 当社は、平成25年10月16日付で普通株式1株につき300株の割合で株式分割を行いました。第9期の期首に当該株式分割が行われたと仮定し、1株当たり純資産額及び1株当たり当期純利益金額又は1株当たり当期(四半期)純損失金額を算定しております。なお、東京証券取引所自主規制法人の引受担当事務所「(新の上場申請のための有価証券報告書(1の部))の作成上の留意点について」(平成24年8月21日付専任上書第133号)に基づき、第6期の期首に当該株式分割が行われたと仮定して算定した場合の1株当たり指標の推移を参考までに掲げると、以下のとおりとなります。なお、第6期から第8期の数値については有限責任監査法人トーマツの監査を受けておりません。

回次	第6期	第7期	第8期	第9期	第10期	
決算年月	平成21年3月	平成22年3月	平成23年3月	平成24年3月	平成25年3月	
(2) 提出会社の経営指標等						
1株当たり純資産額	(円)	34.13	48.59	68.37	67.99	47.09
1株当たり当期純利益金額又は当期純損失金額(△)	(円)	△75.23	△10.68	19.78	△12.10	△20.90
潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額	(円)	—	—	—	—	—
1株当たり配当額	(円)	—	—	—	—	—

第二部 【企業情報】

第1 【企業の概況】

1 【主要な経営指標等の推移】

(1) 連結経営指標等

回次	第6期	第7期	第8期	第9期	第10期
決算年月	平成21年3月	平成22年3月	平成23年3月	平成24年3月	平成25年3月
売上高 (千円)					496,296
経常損失 () (千円)					93,460
当期純損失 () (千円)					95,261
包括利益 (千円)					90,492
純資産額 (千円)					173,665
総資産額 (千円)					425,223
1株当たり純資産額 (円)					44.70
1株当たり当期純損失金額 () (円)					24.52
潜在株式調整後 1株当たり当期純利益 金額 (円)					
自己資本比率 (%)					40.8
自己資本利益率 (%)					
株価収益率 (倍)					
営業活動による キャッシュ・フロー (千円)					55,916
投資活動による キャッシュ・フロー (千円)					24,966
財務活動による キャッシュ・フロー (千円)					747
現金及び現金同等物 の期末残高 (千円)					202,168
従業員数 〔ほか、平均臨時 雇用人員〕 (名)	[]	[]	[]	[]	[7]

(注) 1. 当社は第10期より連結財務諸表を作成しております。

2. 売上高には、消費税等は含まれておりません。

3. 潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、潜在株式は存在するものの、当社株式は非上場であり、期中平均株価が把握できないため、また、1株当たり当期純損失であるため記載しておりません。

4. 自己資本利益率は、第10期は当期純損失を計上しているため記載しておりません。

5. 株価収益率は当社株式が非上場であるため記載しておりません。

6. 従業員数欄の〔外書〕は臨時従業員(アルバイト、派遣社員を含む)の年間平均雇用人員であります。

7. 当連結会計年度(第10期)の連結財務諸表については、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、有限責任監査法人トーマツにより監査を受けております。

8. 当社は、平成25年10月16日付で普通株式1株につき300株の割合で株式分割を行いました。第10期の期首に当該株式分割が行われたと仮定し、1株当たり純資産額及び1株当たり当期純損失金額を算定しております。

(2) 提出会社の経営指標等

回次	第6期	第7期	第8期	第9期	第10期
決算年月	平成21年3月	平成22年3月	平成23年3月	平成24年3月	平成25年3月
売上高 (千円)	245,984	380,684	568,879	521,977	496,296
経常利益又は経常損失 (千円)	195,228	42,082	83,292	47,801	79,496
当期純利益又は当期純損失 (千円)	275,344	39,819	75,384	46,358	81,210
持分法を適用した場合の投資利益					
資本金 (千円)	456,000	506,000	506,000	531,000	531,000
発行済株式総数 (株)	12,200	12,700	12,700	12,950	12,950
純資産額 (千円)	124,952	185,132	260,517	264,158	182,947
総資産額 (千円)	210,361	286,479	438,794	511,252	432,938
1株当たり純資産額 (円)	10,241.97	14,577.39	20,513.17	67.99	47.09
1株当たり配当額(1株当たり中間配当額) (円)	()	()	()	()	()
1株当たり当期純利益金額又は1株当たり当期純損失金額 (円)	22,569.25	3,206.81	5,935.78	12.10	20.90
潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額 (円)					
自己資本比率 (%)	59.4	64.6	59.4	51.7	42.3
自己資本利益率 (%)			33.8		
株価収益率 (倍)					
配当性向 (%)					
営業活動によるキャッシュ・フロー (千円)				49,238	
投資活動によるキャッシュ・フロー (千円)				34,905	
財務活動によるキャッシュ・フロー (千円)				77,532	
現金及び現金同等物の期末残高 (千円)				277,490	
従業員数 〔ほか、平均臨時雇用人員〕 (名)	36 〔3〕	40 〔3〕	41 〔12〕	45 〔9〕	45 〔7〕

(注) 1. 売上高には、消費税等は含まれておりません。

2. 持分法を適用した場合の投資利益については、関連会社を有していないため記載しておりません。

3. 第6期から第7期及び第9期から第10期の潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、潜在株式は存在するものの、当社株式は非上場であり、期中平均株価が把握できないため、また、1株当たり当期純損失であるため記載しておりません。第8期の潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、新株予約権の残高がありますが、当社株式は非上場であり、期中平均株価が把握できないため記載しておりません。
4. 第6期から第7期及び第9期から第10期の自己資本利益率については、当期純損失を計上しているため記載しておりません。
5. 株価収益率は当社株式が非上場であるため記載しておりません。
6. 営業活動によるキャッシュ・フロー、投資活動によるキャッシュ・フロー、財務活動によるキャッシュ・フロー並びに現金及び現金同等物の期末残高は、第6期から第8期についてはキャッシュ・フロー計算書を作成していないため、第10期については連結財務諸表を作成しているため記載しておりません。
7. 前事業年度(第9期)及び当事業年度(第10期)の財務諸表については、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、有限責任監査法人トーマツにより監査を受けておりますが、第6期、第7期及び第8期の財務諸表については、監査を受けておりません。
8. 当社は、平成25年10月16日付で普通株式1株につき300株の割合で株式分割を行いました。第9期の期首に当該株式分割が行われたと仮定し、1株当たり純資産額及び1株当たり当期純利益金額又は1株当たり当期純損失金額を算定しております。なお、東京証券取引所自主規制法人の引受担当者宛通知「『新規上場申請のための有価証券報告書（の部）』の作成上の留意点について」（平成24年8月21日付東証上審第133号）に基づき、第6期の期首に当該株式分割が行われたと仮定して算定した場合の1株当たり指標の推移を参考までに掲げると、以下のとおりとなります。なお、第6期から第8期の数値については有限責任監査法人トーマツの監査を受けておりません。

回次	第6期	第7期	第8期	第9期	第10期
決算年月	平成21年3月	平成22年3月	平成23年3月	平成24年3月	平成25年3月
1株当たり純資産額 (円)	34.13	48.59	68.37	67.99	47.09
1株当たり当期純利益金額又は1株当たり当期純損失金額 (円)	75.23	10.68	19.78	12.10	20.90
潜在株式調整後 1株当たり当期純利益金額 (円)					
1株当たり配当額 (円)					

2 【沿革】

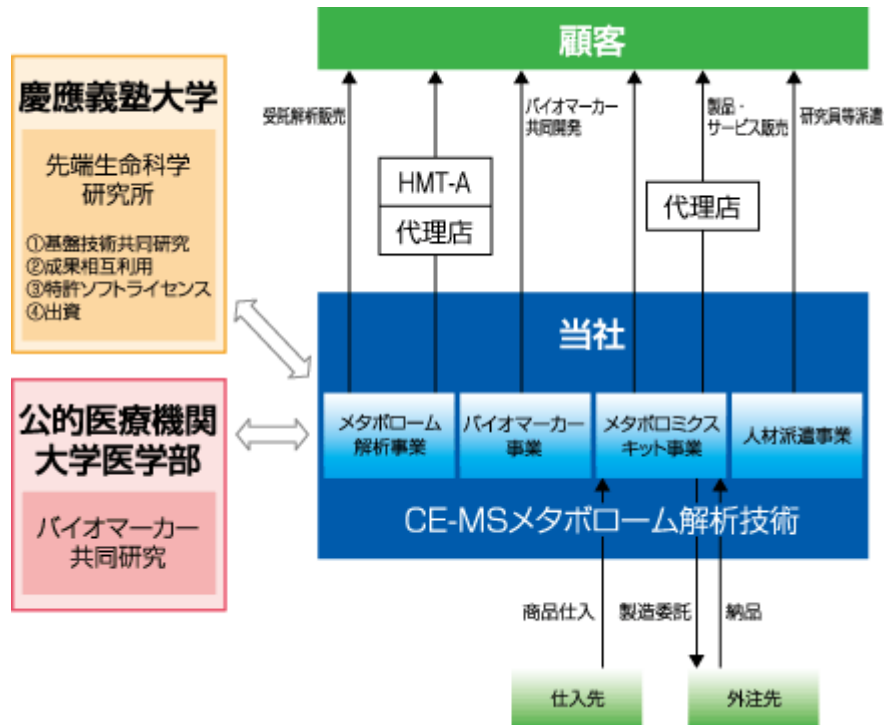
当社グループは、平成15年7月、慶應義塾大学先端生命科学研究所（山形県鶴岡市）において開発された、生体内の代謝成分を網羅的に、かつ、一斉に測定するメタボローム解析技術を、医薬品開発、疾病診断、食品開発等の分野で実用化するため設立されました。当初は、メタボローム解析試験の受託を通して顧客の研究開発を支援するメタボローム解析事業及び疾病バイオマーカーの探索と診断技術の開発を目的とするバイオマーカー事業の両事業を主たる事業目的とし、平成18年2月からは人材派遣事業を、同年5月からはメタボロミクスキットの製造販売を行うメタボロミクスキット事業を展開しております。当社グループ設立以後の企業集団に係る経緯は、次のとおりであります。

年月	概要
平成15年7月	山形県鶴岡市末広町に資本金1千万円で会社設立
平成16年1月	株式会社ミツカングループ本社と共同研究契約を締結
平成16年6月	味の素株式会社と共同研究契約を締結
平成17年2月	三菱ウェルファーマ株式会社（現 田辺三菱製薬株式会社）と共同研究契約を締結
平成17年6月	Agilent Technologies, Inc.（米国）とメタボロミクスソリューション共同開発に向けて提携 本社を山形県鶴岡市覚岸寺字水上246番地2へ移転
平成17年9月	中外製薬株式会社と共同研究契約を締結
平成17年11月	東京都中央区京橋に東京事務所を開設
平成18年2月	人材派遣事業開始
平成18年5月	横河アナリティカルシステムズ株式会社（現アジレント・テクノロジー株式会社）とメタボロミクスキットの販売を開始
平成21年5月	若手研究者のための奨学助成制度「HMTメタボロミクス先導研究助成制度」を創設
平成21年8月	発明「うつ病のバイオマーカー、うつ病のバイオマーカーの測定法」を特許出願（大うつ病性障害バイオマーカー基本特許）
平成21年10月	静岡県立静岡がんセンターと統合オミクスによる解析技術の基盤整備のため共同研究契約を締結
平成22年4月	発明「腎臓病診断用マーカー及びその利用」を特許出願（糖尿病性腎症バイオマーカー基本特許）
平成22年10月	発明「脂肪性肝疾患を診断するためのバイオマーカー、その測定方法、コンピュータプログラム、および、記憶媒体」を特許出願（非アルコール性肝炎バイオマーカー基本特許）
平成23年3月	東京都中央区八丁堀に東京事務所を移転 メタボロミクスキットの新製品の販売を開始
平成23年6月	韓国Young In Frontier Co., Ltd. に、韓国内におけるメタボローム解析サービス及びメタボロミクスキットの独占的販売権を供与
平成23年11月	発明「エタノールアミンリン酸の測定方法」を特許出願
平成24年8月	がん研究向け解析サービス“C-SCOPE”発表
平成24年9月	発明「代謝物の抽出方法」（C-SCOPE技術基本特許）を特許出願
平成24年10月	発明「酸性化合物の検出方法」（C-SCOPE技術基本特許）を特許出願 アメリカ合衆国マサチューセッツ州ケンブリッジ市に販売子会社Human Metabolome Technologies America, Inc. を設立
平成25年3月	発明「脳症の検出方法」を特許出願（感染症関連脳症バイオマーカー基本特許）
平成25年9月	学校法人慶應義塾と肝臓疾患のバイオマーカーに関する特許実施許諾契約を締結 発明「うつ病のバイオマーカー、うつ病のバイオマーカーの測定法、コンピュータプログラム、及び記憶媒体」が日本国内において特許登録（特許第5372213号）

3 【事業の内容】

当社グループは、当社及び販売子会社Human Metabolome Technologies America, Inc.（以下「HMT-A」といいます。）の2社で構成され、「未来の子供たちのために、最先端のメタボローム解析技術を用いた研究開発により、人々の健康で豊かな暮らしに貢献する」ことを企業理念として、研究機関や企業のメタボローム解析試験受託及びバイオマーカー開発を主たる事業として展開する慶應義塾大学発のベンチャー企業です。当社グループは、設立母体である慶應義塾大学先端生命科学研究所及び本社所在地である山形県や鶴岡市等地方自治体と産官学連携のもとに事業を展開しております。

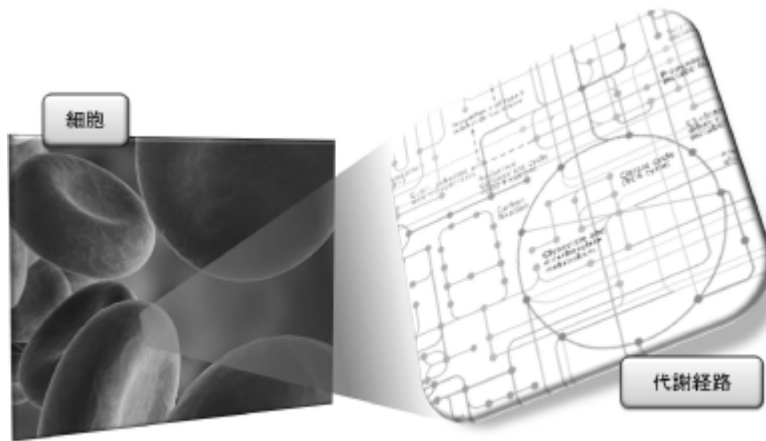
< 事業系統図 >



(1) メタボロームとバイオマーカー

人間をはじめとする生物は、筋肉や臓器、骨といった多様な機能を持つ器官から成り立ちますが、これらはアミノ酸や脂質、核酸などの代謝物質（メタボライト）を共通の構成因子としており、代謝物質は全ての生命活動において欠かせない役割を担っています。代謝物質は食事により供給され、運動など日々の活動の中で消費されます。その機能に応じて体内や細胞内を移動し、多くの化学反応によって新しい物質へと作り替えられていきます。このような化学反応のことを代謝（メタボリズム）と呼び、この物質変換は代謝経路という一定の規則により成り立っています。代謝の仕組みを理解することは、私たち自身をより深く知ることに繋がります。

<細胞と代謝経路>

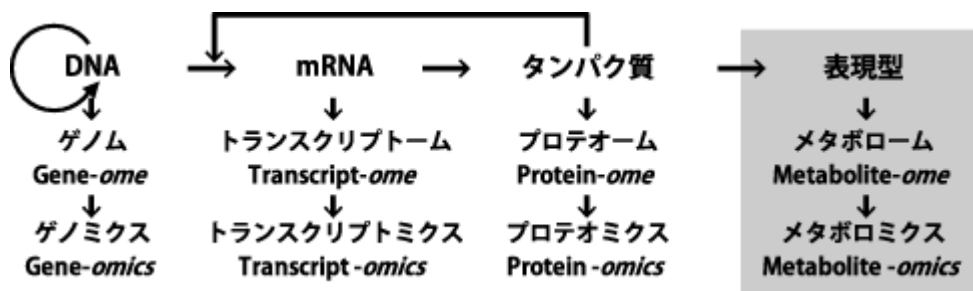


(C) Kanehisa Laboratories

生物学の基本的な概念として、生命の設計図である遺伝子（DNA）の配列をmRNAが写し取り、その情報に従ってタンパク質を合成するという流れがあります。この流れを理解することが、疾患メカニズムの解明や医薬品の研究において重要です。しかし、これらの情報だけでは代謝の挙動、患者の症状、医薬品の効果等を説明するためには不足していると考えられます。代謝物質は、私たちのからだを形作る材料であり、また活動のためのエネルギーを生み出すものであるため、遺伝子から連なる情報の流れは、代謝物質まで見るのが重要であると考えられるようになりました。

全ての遺伝子像のことをゲノムといいます。近年ではその振る舞いを把握するゲノミクスが盛んに利用されています。それでも解明出来ない疾患や医薬品の研究においては全てのタンパク質の振る舞いを理解するプロテオミクスなども利用が進んできています。そして全ての代謝物質を対象としたメタボローム、それを解析するメタボロミクス(メタボローム解析)が研究において盛んに利用され始めています。

<生命の情報の流れ>



メタボローム解析は幅広い分野で利用されていますが、以下のような分野で代謝を理解する手法として活用されています。

- ・ 大学などの研究機関における、疾患メカニズムの研究
- ・ 製薬企業における探索・薬理研究や毒性研究
- ・ 発酵を利用した物質生産を行っている企業における生産性の向上
- ・ 食品企業における成分分析や機能性の探索・確認

生命活動を営むためには、様々な機能を精緻に制御して”恒常性”（内的／外的な影響を最小限にし、一定に保つ仕組み）を維持するしくみが備わっています。体温や心拍数が一時的に変化しても元に戻ることが、恒常性の身近な例と言えます。しかし、病気に罹患することにより恒常性が破綻した場合、代謝物質などの構成要素にも影響が及び、健康の時とは異なる振る舞いを示すようになります。それがバイオマーカーです。バイオマーカーとして広く知られているものに、膵臓の機能指標となる血糖（糖尿病）や肝機能の指標となる G P T（肝硬変など）、腫瘍マーカーとして P S A（前立腺がん）や C A 1 9 - 9（膵臓がんなど）などがあります。バイオマーカーとは、特定の疾患に対して客観的に評価できる生体上の指標をいいます。

バイオマーカーは、疾患の罹患をモニターすることを目的に古くから研究されてきましたが、より高感度で一度に多くの物質を分析できる新しい方法の出現により、新たなバイオマーカーの研究成果が相次いで発表されています。メタボローム解析技術により、探索が進んでいるバイオマーカーには、以下のようなものがあります。

- ・ 疾患の罹患を予測するバイオマーカー
- ・ 治療の予後を予測するバイオマーカー
- ・ 投薬による副作用を予測するバイオマーカー
- ・ 投薬の効果を予測するバイオマーカー

(2) 当社グループ設立の経緯

生物学、医学分野において、オミクス（注1）は生体の網羅的情報を得る手法として重要です。平成13年慶應義塾大学先端生命科学研究所の曾我朋義教授は、生体内の低分子代謝物質（メタボローム）（注2）の測定方法を開発しました。このメタボローム測定法はキャピラリー電気泳動装置（Capillary Electrophoresis）と質量分析計（Mass Spectrometer）を組み合わせることで、頭文字をとってCE-MS法と呼ばれています。本技術以前は、ガスクロマトグラフィー（Gas Chromatography）と質量分析計の組み合わせによる方法（GC-MS法）や、液体クロマトグラフィー（Liquid Chromatography）と質量分析計を組み合わせる方法（LC-MS法）による方法が知られていました。しかし、これらの測定法は、多くの測定条件を用いるため、代謝物質全体を網羅的かつ効率的に測定することが困難でした（注3）。曾我教授の測定法は、生体内のイオン性代謝物質（注4）を、一斉に、かつ、網羅的に測定できる点で画期的な技術でした。メタボローム解析技術は、生物学基礎研究から医薬開発、疾病バイオマーカー（注5）開発等に用いられるため、本技術の社会的ニーズが見込まれました。

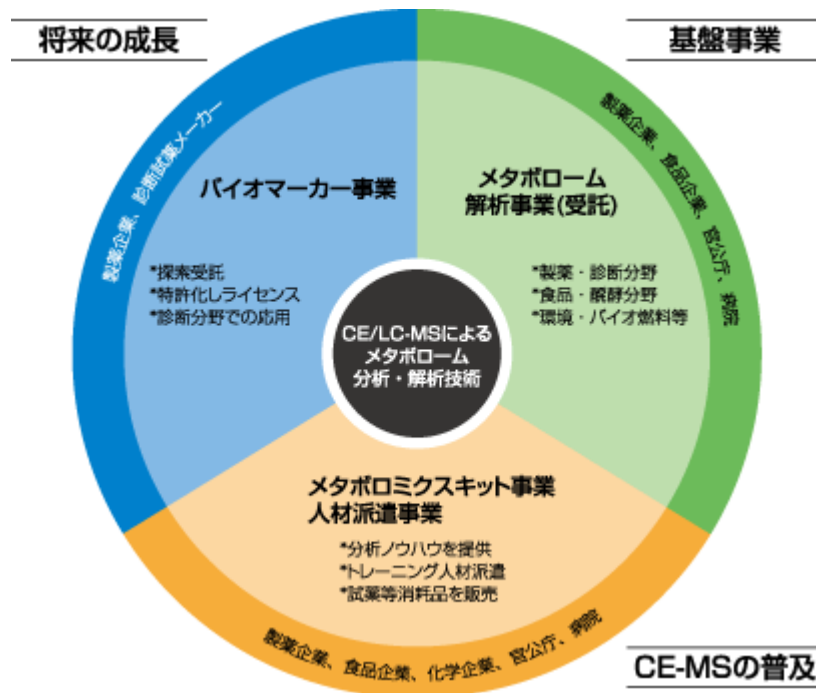
こうした技術の確立を背景に、当社グループは、CE-MS法の開発者である曾我朋義教授、富田勝教授、慶應義塾大学等が中心となり、平成15年7月に設立されました。当社グループは、慶應義塾大学のアントレプレナー資金制度により出資を受けた慶應義塾大学発ベンチャー企業の第1号となりました。

(3) ビジネスモデル

当社グループは、収益基盤の柱として「メタボローム解析事業」、CE-MS法を国内外に普及させるための事業として「メタボロミクスキット事業」及び「人材派遣事業」、将来の成長事業として「バイオマーカー事業」を展開しています。当社グループの基本戦略は次のとおりであります。

メタボロミクスキット事業及び人材派遣事業により、当社グループ基盤技術であるCE-MS法を普及させながらメタボローム研究関連市場の拡大を図ります。同時に、メタボローム解析事業の国内外への展開により収益基盤を確保します。これら3事業から得られた利益を将来の成長事業であるバイオマーカー事業の研究開発に投資し、ここで得られた知的財産を、医薬品開発及び疾病診断分野にて実用化することにより、中長期における成長を図ります。

< 当社グループの事業 >



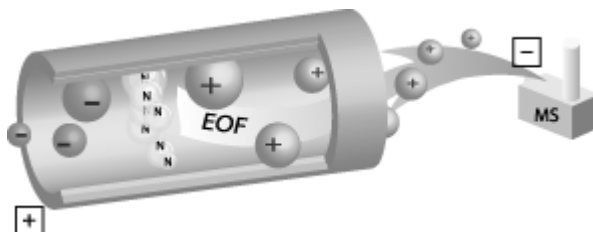
(4) 当社グループの技術と事業の特徴

CE - MS法によるメタボローム解析技術

当社グループの基盤技術は、慶應義塾大学先端生命科学研究所で開発されたCE - MS法を用いたメタボローム解析技術です。近年の生物学、医学では、ゲノム情報を基盤として研究が展開され、さらにその下流に位置する遺伝子発現状態やタンパク質レベルを知るためにオミクス技術が発展してきました。さらに、タンパク質の働きによって変化する代謝物質レベルは、細胞や個体の状態（皮膚の色や病気の症状など）をより直接的に説明すると考えられ、代謝物質の網羅解析であるメタボローム解析がさかんに研究に取り入れられるようになっております。

CE - MS法によるメタボローム解析では、キャピラリー電気泳動装置（CE）と質量分析計（MS）間を、直径50ミクロン、長さ約80センチメートルの微細なガラス管（キャピラリー）でつなぎます。測定する生体試料をキャピラリーに注入し、両端に30キロボルトの高電圧を加えると、陽イオン性代謝物質は陰極方向に、陰イオン性代謝物質は陽極方向に移動します。

< キャピラリー電気泳動の仕組み >



物質により、移動速度が異なるため代謝物質が分離されます（注6）。次いで、キャピラリー出口に接続されたMSにより、移動してきた各代謝物質をその固有の分子量ごとに検出します。また、質量分析計も用途によって使い分けることがあり、バイオマーカー探索など、多くの代謝物質を対象とする網羅性が高い解析には飛行時間型質量分析計（TOFMS）を、特定の代謝物質に絞った高感度解析には三連四重極型質量分析計（QqQMS）を使用します。

以上のように、キャピラリー電気泳動装置と質量分析計を接続したCE-MS法を用いたメタボローム解析では、従来の測定法よりも高い分離能（注7）を実現し、正確なメタボローム測定が可能になります。

<CE-MSシステム>



CE-TOFMS

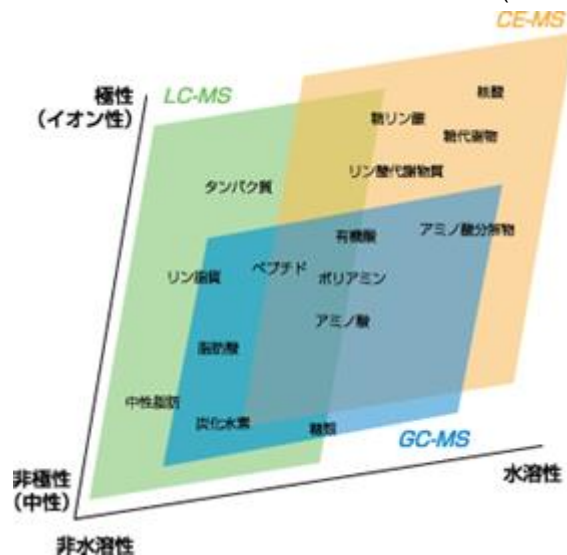


CE-QqQMS

CE-MS法によるメタボローム解析の代謝物質網羅性

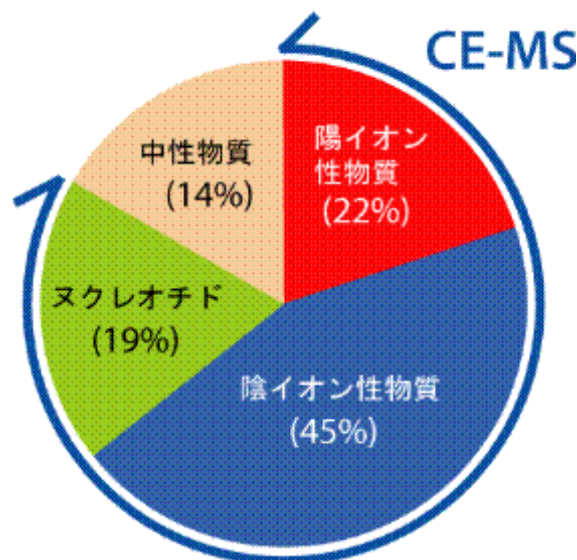
代謝物質には、水への溶解性やイオン性（電荷）など、様々な特性があり、それらを考慮して使用する分析法を選択する必要があります。当社は、CE-MS法に加えLC-MS法を加え2種類のプラットフォームを組み合わせることにより、測定可能代謝物質の拡充に努めております。<分析法別の測定可能な代謝物質の領域>は、メタボロミクス分野でよく用いられる分析手法とその測定対象物質をまとめて示しております。

<分析法別の測定可能な代謝物質の領域>（当社作成）



一般に、ヒト、動物、微生物等の細胞の大部分は水分で構成されており、そのため生体内に存在する代謝物質は水溶性の代謝物質が多いと言われています。例えば、大腸菌において存在が知られている主要な代謝物質を、水溶性の代謝物質と非水溶性の代謝物質に分類すると、アミノ酸などの陽イオン性代謝物質（22%）、乳酸などの陰イオン性代謝物質（45%）、DNAや遺伝情報の核酸類（19%）、脂質などの中性物質（14%）という割合になり、実に約86%もの代謝物質が、CE-MSの測定対象となります。CE-MSは、生体内の代謝物質を網羅的、かつ定量的に分析するメタボローム解析技術として、従来技術と比較して優れた方法であると考えられます。

<大腸菌の生体内の代謝物質> (当社作成)



(5) 事業内容




メタボローム解析事業

本事業では、主に製薬や食品等の民間企業、大学や公的研究機関からメタボローム解析試験を受託しております。顧客は、解析する試料を当社へ送付し、試料から代謝物質の抽出、CE-MS等による一斉分析、メタボローム解析のうえ、試験結果を報告書として納品します。当社グループのメタボローム解析サービスで得られた代謝物質データは、製薬企業や大学、研究所では基礎生物学研究から薬剤効果及び毒性の評価等、食品企業では発酵プロセスの律速段階解析や機能性食品の機能評価等に用いられ、顧客の研究開発進展に貢献しております。

1) 当社グループのメタボローム解析受託サービス

当社グループでは顧客の試験目的に合わせて、各種解析プランを提供しております。当社グループの受託解析プランは<メタボローム解析受託サービス>に示すとおりであります。主力の「ベーシック・スキャン」に代表される網羅的な解析サービスに加え、より正確に代謝を理解するために後記「C-SCOPE」のように標的代謝物質を絞った解析サービスの提供も進めております。

<メタボローム解析受託サービス>

	アドバンスト・スキャン 	ベーシック・スキャン 	C-SCOPE 	デュアル・スキャン 
分析プラットフォーム	CE-TOFMS	CE-TOFMS	CE-TOFMS (陽イオン) CE-QqQMS (陰イオン)	CE-TOFMS LC-TOFMS
定量方法	相対定量 (信号強度) (+オプション 絶対定量110物質)	相対定量 (信号強度) (+オプション 絶対定量110物質)	絶対定量 (濃度)	相対定量 (信号強度)
標的代謝物質	ベーシック・スキャン +未同定ピーク	データベース照合 (>900物質) + 既知未同定ピーク	116	ベーシック・スキャン +LC-MS
統計・多変量解析 (t-検定、主成分分析、 階層的クラスタリング)	✓	オプション	✓	オプション
代謝パスウェイマップ	✓	オプション	✓ (ポスター付き)	オプション
代謝パラメータ	—	—	✓	—
適用例	バイオマーカー探索 代謝プロファイリング	代謝プロファイリング 患者層別化	エネルギー代謝中間体 定量 薬効解析	代謝プロファイリング リビドミクス

2)海外市場への展開

当社は、メタボローム解析受託サービスをアジアにて展開するため、平成23年6月に、韓国 Young In Frontier Co., Ltd.と、韓国内におけるメタボローム解析サービス及び後記メタボロミクスキットの独占的販売権供与契約を締結しました。また、北米市場への展開のため、平成24年10月には、医学研究の集積地ともいえるアメリカ合衆国マサチューセッツ州ケンブリッジ市に、販売子会社 HMT-A を設立し、がん研究向け解析サービス C-SCOPE を主力商品として販売活動を展開しております。販売促進活動の一環として、有力大学のがん研究者に当該サービスを無償もしくは安価で提供し、技術的な評価を頂くことで、北米市場での価値向上と市場への早期浸透を図っております。

3)新商品C-SCOPE

当社グループでは、平成24年8月に、がん研究向け解析サービスであるC-SCOPEの販売を開始しました。C-SCOPEは、がん細胞において変化している特定の代謝物質(ターゲット)を、より高感度、より精密に測定したいというニーズに対応しております。当サービスは、独自に開発したがん細胞からの効率的代謝物質抽出法及びキャピラリー電気泳動-三連四重極質量分析計(CE-QqQMS)による高感度分析法(特許出願中)を技術基盤としております。C-SCOPEは、エネルギー代謝(注8)物質を中心とした116代謝物質の高感度分析と細胞内の機能変化を俯瞰的に把握するための代謝パラメータ(注9)を提供します。代謝パラメータは機能の把握のみならず、過去の論文や成果との統合した理解を実現し、顧客の研究を加速させます。

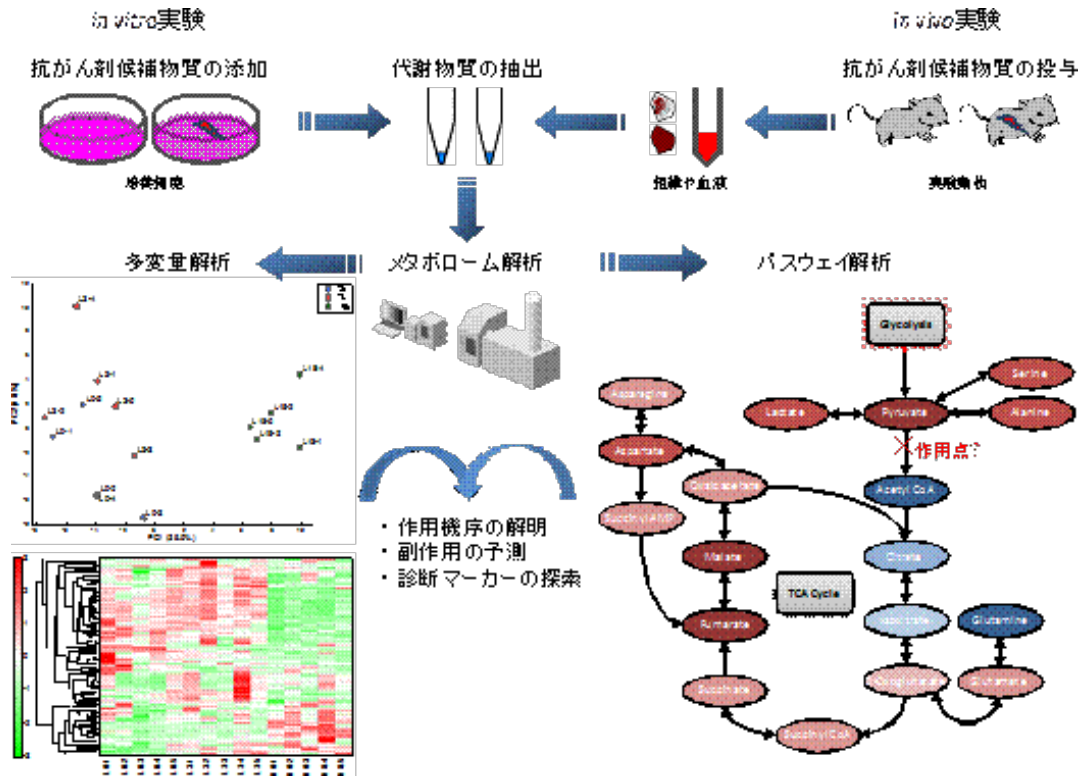
4)メタボローム解析の例：抗がん剤候補物質の作用メカニズムの解明

がんは昭和56年より国内死因の第1位であり近年総死因の約3割を占めています。厚生労働省によるがん研究費は年々増加の一途をたどり平成24年には357億円が費やされ、有効な新規抗がん剤の開発は多くの製薬企業にとっても急務です。がん細胞が正常細胞に比べて数倍から数十倍のブドウ糖を消費する「ワーバーグ効果」と呼ばれる現象は、80年以上も前に提唱されましたが、代謝物質の網羅的測定法が無かったことから研究が滞っていました。メタボローム解析技術の劇的な進歩に伴い、近年がんの代謝を標的とした抗がん剤の開発が行われています。例えば、新規の抗がん剤候補物質を投与した培養細胞（*in vitro*実験）や実験動物（*in vivo*実験）の組織・体液のメタボローム解析を行うことで、その薬剤の作用点（注10）と生体に与える代謝的な影響をより網羅的かつ効率的に解明できるようになりました。

また、そうした培養細胞や動物組織・体液の経時変化を調べることで、薬剤の作用点の予測だけでなく、それに続いて引き起こされる代謝応答、特定の代謝物質の顕著な増加や枯渇により生じる副作用についても予測することができます。これにより、顕著な毒性を示す候補薬剤を創薬過程のできるだけ早い段階で簡便に選び出し、新薬開発のコストを劇的に下げられるメリットもあります。

さらに、薬剤を投与した細胞の培養液中、実験動物の血液や尿、あるいは臨床検体のメタボローム解析を行い、薬剤に対して感受性を示す個体群と耐性を示す個体群を比較することで、薬剤感受性マーカーとして機能する代謝物質や、副作用マーカーを探索することも可能です。従って、CE-M S法によるメタボローム解析は、がん生物学的な基礎研究から抗がん剤開発における臨床応用まで、それぞれの段階で活用できる有用な解析手法の一つと考えられています。

<メタボロミクスによるがん細胞のメタボローム解析フロー>



バイオマーカー事業

血液などに含まれる代謝物質バイオマーカーは、疾患の早期診断や治療効果をモニタリングするための診断薬開発のシーズとなります。当社は、バイオマーカー事業を将来の成長事業と位置づけ、大学や診断薬企業との共同研究開発を通じて、メタボローム解析技術を用いたバイオマーカー探索及び臨床検査薬の研究開発を進めております。

当社では、以下の<バイオマーカー研究開発状況>に示すとおり、客観的診断が難しい中枢神経系疾患（気分障害や精神障害等）（注11）、メタボリックシンドローム（MetS）（注12）等社会問題化している疾患とその関連疾患に焦点を当てております。現在バイオマーカー及び臨床検査薬の開発を進めている疾病は、大うつ病性障害（注13）、線維筋痛症（注14）、感染症関連脳症（注15）、糖尿病性腎症（注16）、及び非アルコール性肝炎（NASH）（注17）です。疾病バイオマーカーを探索する対象疾患の選定においては、国内外の臨床検査企業や製薬企業の研究者、開発担当者との情報交換を通して、社会が求める疾病診断法や新薬開発に関する情報を得て判断しております。

< バイオマーカー研究開発状況 >（当社作成）

対象領域/ 開発ステージ	進捗状況（※）					
	可能性試験	開発試験	適正試験	立証試験	確認試験	臨床検査開発
開発期間	約1年～2年	約1年	約1年	約3年		約1年～2年
中枢神経系領域 大うつ病性障害 (特願2009-187521)	→					
感染症関連脳症 (特願2013-071325)	→					
線維筋痛症	→					
MetS領域 NASH (特願2010-230469)	→					
糖尿病性腎症 (特願2010-102374)	→					

（ ）バイオマーカー探索ステージは、ボストン小児病院 R i f a i 氏等の見通し(Nat. Biotechnol. 24: 971, 2006) によります。

各開発ステージの内容は、以下のとおりであります。

可能性試験：ヒト小規模試験及びモデル動物を用いた疾患バイオマーカー候補の探索。

開発試験：バイオマーカー候補の分子構造特定。

適正試験：ヒト中規模試験によるバイオマーカー候補の確認。

立証試験：複数疾患群との比較によるバイオマーカー候補の疾患特異性の把握。

確認試験：臨床への導入に向けた診断感度、安定性の確立。

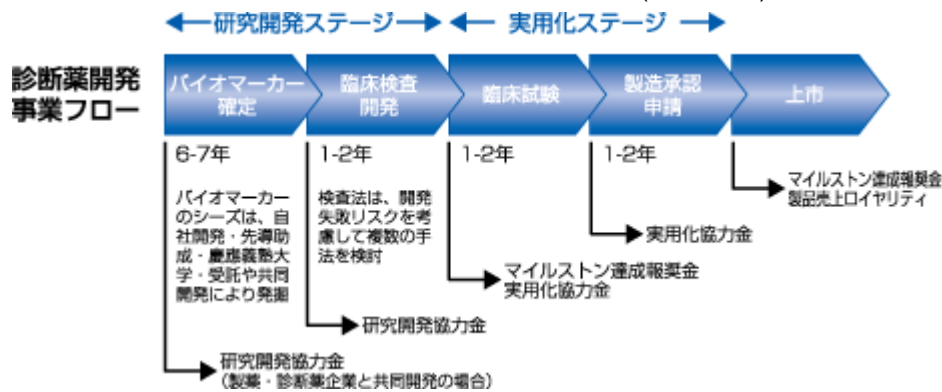
臨床検査開発：実用的な臨床検査法の確立と大規模臨床試験への導入。

当社は、こうした研究開発を通じて得られたバイオマーカーの診断法を開発し、診断薬企業と協力して体外診断用医薬品として上市すること、また製薬企業が行う新薬や既存薬適応拡大を意図した臨床試験にその体外診断用医薬品を導入することで、研究開発に係る協力金や医薬品が上市された時の製品売上ロイヤリティを獲得します。

1)臨床診断薬の共同開発

当社グループのメタボローム解析法によるバイオマーカーの分析法は、高額で大掛かりな機器を用いるため、実際の臨床現場に導入することが困難です。そこで、臨床検査受託企業や病院の臨床検査室にて検査ができるよう、生化学検査装置（注18）等で測定できる診断薬の開発を進めています。当社は、バイオマーカー探索や診断薬開発の過程において、提携先の診断薬企業より研究開発協力金または実用化協力金を受領し、さらに、体外診断用医薬品（注19）の上市後は、製造販売に係る製品売上ロイヤリティを受領します。また、検査法の基礎原理を構築する研究開発ステージから、製品開発を行う実用化ステージに移行する際や、体外診断用医薬品が上市される際には、マイルストーン達成報奨金を受領します。以下の、< バイオマーカーによる診断薬開発の事業フロー > に、バイオマーカーシーズの探索から診断薬の開発と上市までのフローと当社の収益の関係を示します。

<バイオマーカーによる診断薬開発の事業フロー> (当社作成)



2) 知的財産に関する方針

当社グループでは、知的財産権・契約担当者が、当社グループ及び共同研究機関の指定特許事務所の弁理士と密接に連携し、すべてのプロジェクトの特許出願、審査請求業務を遂行する他、共同研究における契約の交渉及び契約書類の作成も担当しております。発見された疾病バイオマーカーの特許化については、当社知的財産権担当者と開発研究員、共同開発者、特許事務所が密接に連携し、最大限の権利を行使できるよう努めています。疾病バイオマーカーにより権利範囲が異なるため、当社グループでは、発見された疾病バイオマーカーの化学構造、患者における変動機構、臨床的意義を詳細に検討し、診断や創薬での利用法、検出法と測定機器、診断基準と診断アルゴリズムを広く網羅するように特許出願書類を作成しております。また、各国の臨床検査薬と検査機器企業、製薬企業に関する情報に基づいてライセンス契約先及び市場を想定し、特許協力条約に基づく国際出願（PCT出願）を行うことを原則としています。

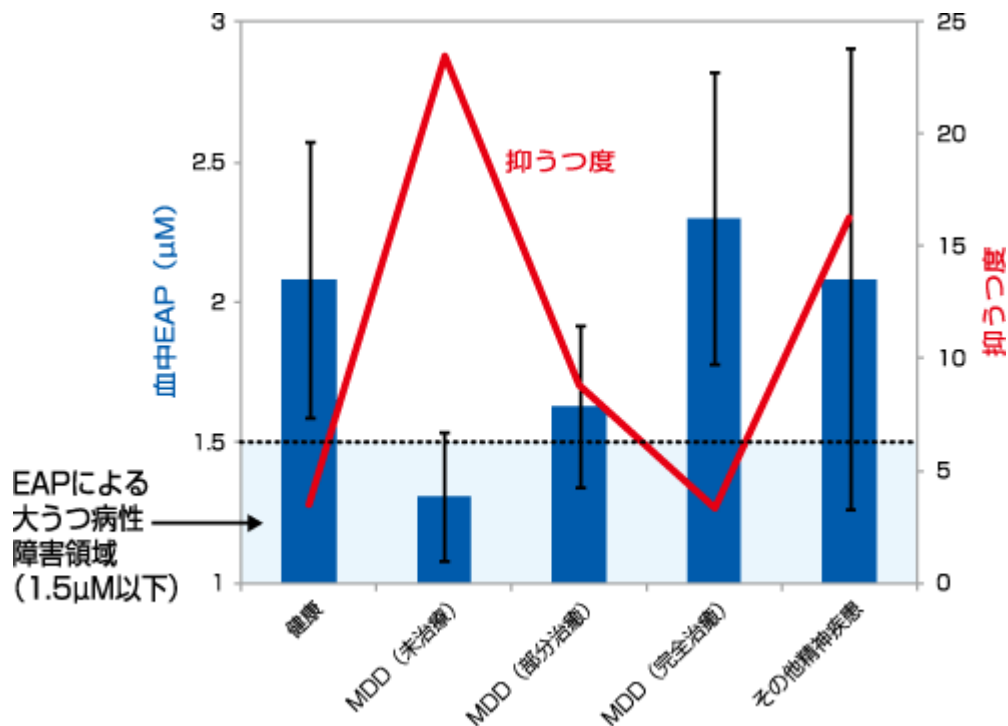
3) バイオマーカー事業の例：大うつ病性障害バイオマーカー

大うつ病性障害は、ストレスに対する不適切な悲嘆的応答を示して抑うつ状態に陥り、ストレス源が除去された後もその状態が持続する状態を指します。その点で適応障害や一部の不安障害とは区別され、単純なストレス応答ではなく、脳機能の障害によると考えられています。東京大学川上憲人氏の総説をもとにした厚生労働省の見解 (http://www.mhlw.go.jp/kokoro/speciality/detail_depressive.html) では、世界の12ヶ月有病率は1～8%（日本は1～2%）、生涯有病率は3～16%（日本は3～7%）です。患者は抑うつ症状を示し、労働、学習意欲の著しい低下と希死念慮を抱きます。年間3万人を上回る自殺者の多くは大うつ病性障害を煩っており、いかにして患者を効率的に発見して早期に治療するかが重要です。大うつ病性障害患者の治療には、セロトニン特異的再取り込み阻害薬（SSRI）（注20）、セロトニン・ノルアドレナリン再取り込み阻害薬（SNRI）（注21）等が使われます。非薬物療法としては、認知行動療法（注22）や電気痙攣療法（注23）があります。

本疾病の診断は、米国精神医学会の診断基準（DSM - I V）や世界保健機構（WHO）の基準（ICD - 10）に基づいて診断されます。どちらの手法も医師や患者の主観が反映されている可能性があり、他の身体疾患と異なり客観的な指標に基づく診断法が普及しておりません。

そこで、当社は、独立行政法人国立精神・神経医療研究センターとの共同研究により、大うつ病性障害の血液バイオマーカーを発見しました。可能性試験（注24）として、患者と健康者約30名ずつの血漿検体を収集し、CE - MS法を用いたメタボローム解析により成分の比較を行いました。その結果、538種類の代謝物質由来のシグナルを比較し、血漿中のエタノールアミンリン酸（EAP）濃度が、大うつ病性障害患者で有意に低下していることが分かりました。その後の解析により、EAPが精神疾患の中でも大うつ病性障害に特異的なバイオマーカーであることに加え、大うつ病性障害患者の治癒とともに健康基準値まで戻ることが分かりました。

<大うつ病性障害バイオマーカーの臨床性能>（当社作成）



MDD：大うつ病性障害患者。

抑うつ度：ハミルトンの抑うつ尺度。7点以上で抑うつ症状があると判断される。

棒グラフは各被験者群の血中EAP平均値を示し、誤差（細い線）を併記した。

当社では、客観的で簡便な大うつ病性障害患者の診断補助や健康診断への導入のための、大うつ病性障害の血液診断薬を開発しております。開発は、診断薬企業との共同研究開発契約のもとで行っており、診断法の開発に成功した後は、当該診断薬企業に製造販売契約の優先交渉権を付与します。

本バイオマーカーは、これまでに提唱されている血液バイオマーカーとは異なり、中枢神経系に作用する興奮性物質の代謝産物と推測されます。よって、より鋭敏に気分の状態を反映するマーカーと言えます。大うつ病性障害の本質的な病因は解明されておらず、治療においては医師の経験に基づき、薬物療法、認知行動療法、電気痙攣療法等が行われております。また、多岐にわたる薬剤が開発されていますが、必ずしも即効性ではなく、病態や副作用の影響を考慮して、手探りに近い状態で投薬されております。本バイオマーカーによる診断薬は、治療を迅速かつ適切に行う指標となります。なお、本うつ病バイオマーカーに関しては、平成25年9月に特許「うつ病のバイオマーカー、うつ病のバイオマーカーの測定法、コンピュータプログラム、及び記憶媒体」が日本で成立しております（特許第5372213号）。

4) 疾病バイオマーカーシーズの発掘

バイオマーカーの探索においては、標的疾患の診断及び治療において第一線で活躍している医師及び研究者と、バイオマーカー探索への情熱を共有し、当社グループの技術に関する信頼関係を構築することが重要です。当社グループは、バイオマーカーシーズ発掘において以下の3つのコネクション機会を有し、バイオマーカー開発パイプラインの拡充に役立てております。

・受託解析もしくは共同開発顧客とのコネクション

当社グループは、大学医学部又は公的研究所等から、バイオマーカー探索関連試験も受託しております。また、試験実施の前後で当社グループに共同開発の提案を頂くことがあります。現在、このような共同開発により、糖尿病性腎症バイオマーカー開発を実施しております。

・当社グループから研究者（医師）に直接提案する場合

当社グループの研究員が、疾病バイオマーカー開発の研究計画を直接研究者や医師に提案することで、医師の承諾及び所属機関と共同研究契約を締結の上、試験を実施しております。対象疾患は患者数、当社グループ解析技術の特長、社会貢献度、バイオマーカーの必要性等から選択しております。このような例として、大うつ病性障害、NASH、繊維筋痛症のバイオマーカー開発を実施しております。

・当社のメタボロミクス先導研究助成制度

当社は、メタボローム解析の有用性を広く社会に利用して頂くため、また若手研究者の育成のために、大学院学生へのメタボローム解析助成制度（HMTメタボロミクス先導研究助成制度）を実施しています。世界各国の大学院生から募集した研究テーマから、優れた提案に対し、無償でメタボローム解析結果を提供して研究を支援しており、過去4年間に14名の大学院生が表彰されました。それらの研究成果には、バイオマーカー発見につながる研究も含まれ、本助成事業の研究成果をもとに当社と共同研究に発展した例もあります。このような例としては、感染症関連脳症バイオマーカー開発があります。

メタボロミクスキット事業

当社は平成18年5月より、アジレント・テクノロジー株式会社と共同で、企業、大学並びに公的研究機関向けにメタボロミクスキットの販売を開始しました。メタボロミクスキット事業では、アジレント・テクノロジー株式会社製のキャピラリー電気泳動・飛行時間型質量分析計(CE-TOFMS)システムに、当社が開発・製造したメタボローム解析用試薬キット、限外ろ過フィルター(注25)、サンプルの調製法や分析メソッド等のノウハウ、トレーニング、各種サポート等をパッケージ化し提供しています。これらの製品、サービスにより、メタボローム解析経験を持たない研究者でも解析環境を円滑に立ち上げることができるように支援します。製薬会社等では、試料の機密性、納期等の理由により、自社での解析と受託解析の両立を望む場合があります。メタボロミクスキットは、当社グループの受託解析にて同じ解析方法による結果を得られるため、受託と自社解析でのデータの一貫性を保てることは大きなメリットです。

メタボロミクスキットの構成は以下のとおりであります。

<メタボロミクスキットの構成>

試薬キット	メタボローム解析に必要な研究用試薬、限外ろ過フィルター、キャピラリー等の研究用消耗品です。
生体試料の調製法及び分析メソッドノウハウ	メタボローム解析用のマニュアルにより、生体試料の調製法や分析メソッドのノウハウを提供します。具体的には、生体試料からのメタボローム抽出方法を提供します。この方法は、植物、動物組織、血液、尿、培養細胞等のメタボローム解析対象試料に適用することが可能です。また、アジレント・テクノロジー株式会社製CE-TOFMSあるいは四重極/飛行時間型質量分析計(CE-(Q)TOFMSと表記します)システムでのメタボローム測定に最適な条件を提供します。
据付時動作確認	アジレント・テクノロジー株式会社のエンジニアによるCE-(Q)TOFMSシステムの据付完了後、引き続き当社のエンジニアによる動作確認を実施します。
カスタムトレーニング	CE-(Q)TOFMSシステムの据付時動作確認の終了後、メタボローム解析に必要な装置のオペレーション等について、当社のエンジニアが説明する、2日間のトレーニングコースを提供します。
カスタマサポート	アジレント・テクノロジー株式会社製CE-(Q)TOFMSシステムを十分にご活用頂けるよう、当社とアジレント・テクノロジー株式会社が共同でサポートします。主に分析方法に関連するトラブル等については当社のエンジニアが担当します。納入後の1年間は保証期間として、無償でサポート(テレホンコンサルティング又はオンサイトサポート)を行います。なお、2年目以降の年間サポート契約も提供します。

人材派遣事業

当社は、CE-M Sを普及させる視点から、平成18年2月より特定労働者派遣事業の届出を行い、人材派遣事業を開始しました。本事業は、試薬キットやサポートの提供により顧客の研究開発活動を支援するメタボロミクスキット事業と併せて、人材面から顧客の研究活動を支援することを目的としております。当社は、現在技術員及び事務員を研究機関へ派遣しております。

- (注1) オミクス(omics)とは、生体内に存在する遺伝子及びその発現、タンパク質、代謝物質等を網羅的に解析し、生体内の挙動を理解しようとする研究アプローチです。遺伝子(gene)ではゲノミクス(genomics)、遺伝子発現(transcript)ではトランスクリプトミクス(transcriptomics)、タンパク質(protein)ではプロテオミクス(proteomics)、代謝物質ではメタボロミクス(metabolomics)と表現します。
- (注2) ヒトや動植物の生体内には、生命活動の維持に必要なATP(アデノシン三リン酸)等の高エネルギー物質や有機酸、アミノ酸等、数多くの代謝物質が存在し、酵素による代謝物質の変換が活発に行われています。メタボロームとは、これら生体由来の代謝物質の総称です。個々の代謝物質を指す場合には、メタボライト(英語)と言うこともあります。
- (注3) 従来の方は、特定の物質を測定するために発達した手法です。そのため、生体内に存在する代謝物質全体を測定するには、網羅性に乏しいという問題がありました。これに対し、CE-M S法は、生体内に含まれる代謝物質は水溶性のイオン性代謝物質が多い点に着目し、多成分を一斉に測定することを目的に開発された手法です。元々キャピラリー電気泳動装置は多くの分子を測定する能力に定評がありましたが、さらに質量分析計を接続することにより、代謝物質の電荷を帯びる性質と、物質の分子量という2つの性質で分離、測定できるため、網羅性を向上させることに成功しました。
- (注4) イオン性代謝物質とは、水溶液中で電荷を帯びる代謝物質を指します。例えば、食塩(NaCl)は水に溶けると、 Na^+ (ナトリウムイオン)と Cl^- (塩化物イオン)に分かれます。イオン性代謝物質は、このように分子が分かれて電荷的な性質を持ち、CE-M S法は、こうしたイオン性代謝物質が電荷を帯びている性質を利用し、キャピラリー電気泳動装置で測定試料に含まれる代謝物質を分離します。
- (注5) 血液や尿等に含まれる物質で、疾患等による生体内の変化を定量的に評価するための指標を指します。糖尿病における血糖値、痛風における血液尿酸値等はバイオマーカーの一例です。

- (注6) キャピラリー中を移動する代謝物質は、固有の移動時間を有しています。これは、各代謝物質が持つ分子の大きさや、電荷等の要因により移動速度が異なるためです。CE-MS法では、こうした代謝物質の移動時間の差に着目し、測定する試料に含まれる代謝物質を分離していきます。これにより、精度の高い測定が可能になります。
- (注7) 分離能とは、混在している成分を、単一の成分に分ける能力のことを言います。分離能が高ければ、生体内に存在する代謝物質を正確に測定することができます。
- (注8) エネルギー代謝は、主要な代謝経路の1つです。生体内で代謝を行うためにはエネルギーが必要で、そのエネルギーの源であるATP等を合成するための代謝を言います。
- (注9) 代謝パラメータとは、複数の代謝物質の濃度を組み合わせて算出される数値を示し、細胞代謝の動的な傾向や生理状態を示し、得られたメタボロームデータのより合理的な解釈を可能にする指標です。C-SCOPEにて報告される30の代謝パラメータは、NADP/NADP⁺比や乳酸/ピルビン酸比(L/P比)等生化学や医学分野において古くからよく知られているパラメータや、当社にて独自に検討されたものが含まれます。
- (注10) 薬剤の作用点とは、薬剤がタンパク質との結合等を通して薬効をもたらす標的分子を指します。通常の医薬開発では、基礎研究の段階でこの標的分子を明確にする必要があります。
- (注11) 中枢神経系疾患とは、末梢神経系に対して神経細胞が集中している脳と脊髄の機能に関連した症状を持つ疾患を指します。精神疾患や脳症、脳炎のような脳機能障害、疼痛など広い疾患領域を含んでいます。
- (注12) メタボリックシンドローム(MetS)は、代謝性症候群とも呼ばれ、代謝機能の異常により生じる内臓脂肪型肥満と高血糖、高血圧、脂質異常のうち2つ以上を合併した場合を指します。動脈硬化性疾患やその他の血管性疾患(腎症など)、臓器障害のリスクが高くなるため、予防が重要とされています。
- (注13) 大うつ病性障害は、精神障害の一つであり、睡眠障害、焦燥感、不安、食欲低下、抑うつ症状を特徴とします。アメリカ精神医学会や国際保険機構から診断基準が示されていますが、基本的に医師の面接による判断により診断されます。

- (注14) 線維筋痛症は、激しい全身疼痛を主訴とする原因不明の病気で、疼痛部位における炎症等の病変は見られず、不眠、抑うつ症状等を伴うこともあります。発症の原因やメカニズムは不明ですが、外傷、感染、ストレスが引き金になることが多く、中枢神経系（下行性痛覚抑制経路）の障害によるものと考えられています。日本では200万人の患者がいると推定されていますが、医師の間での認知度も低く、適切な治療を受けていない患者が多数を占めています。30から40代の女性に多く発症し、長期間にわたる激しい痛みのため、生活の質は著しく低下し、労務、学業に支障を来すだけでなく、日常生活を送ることも困難になります。
- (注15) 感染症関連脳症は、突発性発疹や流行性感冒等に罹患した小児がまれに発症し、感染及び発熱後数日で高度の神経障害、意識障害を起こす急性壊死性脳症です。発症者数は少数ですが、予後は悪く10%が死亡し、意識が回復しても半数は知能低下や運動麻痺等の後遺症があり、重症例では寝たきり状態となります。治療は輸液点滴を行い、脳浮腫が見られる場合は電解質静注、脳圧が高い場合は降圧剤を投与します。
- (注16) 糖尿病性腎症は、糖尿病を背景疾患とした細小血管障害です。高血糖による糸球体糖化や糸球体高血圧を原因として腎機能が障害を受け、腎症に進行します。糖尿病患者の尿中マイクロアルブミンをモニターし、陽性となった場合はACE（アンジオテンシン変換酵素）阻害薬などの降圧剤による治療を行います。寛解率は低く、多くの患者がいずれ人工血液透析療法へ導入されます。現在、新規人工透析導入者の1位は糖尿病性腎症であり、医療経済的に大きな負担（約500万円/年/人）となっています。
- (注17) 非アルコール性肝炎（NAFLD）は、飲酒習慣のない成人において、肝臓の脂肪化（NAFLD）が起こり、肝硬変（NASH）を経て肝がんに至る原因不明の病気です。脂肪化で安定する場合は単純性脂肪肝と呼ばれ、進行性でないためNAFLDとは区別されます。背景としては、糖尿病や脂質異常症等の生活習慣病や肥満が挙げられます。治療は、背景疾患の治療薬投与の他は、運動の習慣化による体重減少です。エコー等で発見することは可能ですが、確定診断にはバイオプシーによる病理診断が必須です。患者数は非常に多く、現時点における日本国内の患者数は100万人に上ると推測されています。
- (注18) 生化学検査装置は、生化学検査を行うための自動化された装置で、病院の臨床検査室や臨床検査受託企業で使用されています。生化学検査とは、血液や尿等の検体に含まれる化学物質の量を測定することで、健康状態を調べる検査を言います。
- (注19) 体外診断用医薬品とは、薬事法では「専ら疾病の診断に使用されることが目的とされている医薬品のうち、人又は動物の身体に直接使用されることのないものをいう」とされています。検査結果が医師の診断を補助できる点で、単なる研究用試薬とは区別されます。

- (注20) セロトニン特異的再取り込み阻害薬（SSRI）は、神経伝達物質セロトニンの神経細胞内への再取り込みを阻害する抗うつ薬で、神経細胞の間隙に存在するセロトニンの量を増加させることで不安等を含むうつ病の症状を緩和します。
- (注21) セロトニン・ノルアドレナリン再取り込み阻害薬（SNRI）は、SSRIの効果に加えて、さらに神経伝達物質ノルアドレナリンの再取り込みも阻害する抗うつ薬です。
- (注22) 認知行動療法は、不適切な認識や偏った思考等を客観的によりよい方向へ修正するため、心理的な手法と学習理論に基づく手法を組み合わせることで精神的苦痛や身体的症状を改善していく治療法です。
- (注23) 電気痙攣療法は、頭部にパルス波を通電することで、人為的に痙攣を誘発する治療法です。重度や難治性うつ病やその他の精神障害患者に適用されます。
- (注24) 可能性試験とは、小規模の臨床研究によるバイオマーカー候補の探索ステージを言います。
- (注25) 限外ろ過フィルターは、メタボローム解析を行う試料の計測前処理に用いる器具です。巨大分子であるDNAやタンパク質等を除去するフィルターで、代謝物質のみを試料から抽出するのに用いられます。

4 【関係会社の状況】

名称	住所	資本金	主要な事業の内容	議決権の所有(又は被所有)割合(%)	関係内容
(連結子会社) Human Metabolome Technologies America, Inc.	アメリカ合衆国マサチューセッツ州ケンブリッジ市	US\$520,000	メタボローム解析事業	100.0	役員兼任(2名) 米国での販売委託

(注) 1. 「主要な事業の内容」欄には、セグメント情報に記載された名称を記載しております。

2. 有価証券届出書又は有価証券報告書を提出している会社はありません。

5 【従業員の状況】

(1) 連結会社の状況

平成25年10月31日現在

セグメントの名称	従業員数(名)
メタボローム解析事業	11 (5)
バイオマーカー事業	6 ()
メタボロミクスキット事業	2 ()
人材派遣事業	10 ()
全社(共通)	20 (2)
合計	49 (7)

(注) 1. 従業員数欄の(外書)は、臨時従業員の最近1年間の平均雇用人員であります。

2. 臨時従業員には、アルバイト及び派遣社員を含んでおります。

3. 全社(共通)は、営業・マーケティング本部、研究開発本部、管理本部及び信頼性保証室の従業員であります。

(2) 提出会社の状況

平成25年10月31日現在

従業員数(名)	平均年齢(歳)	平均勤続年数(年)	平均年間給与(円)
47 (6)	36.9	4.5	4,310,787

セグメントの名称	従業員数(名)
メタボローム解析事業	9 (4)
バイオマーカー事業	6 ()
メタボロミクスキット事業	2 ()
人材派遣事業	10 ()
全社(共通)	20 (2)
合計	47 (6)

(注) 1. 従業員数欄の(外書)は、臨時従業員の最近1年間の平均雇用人員であります。

2. 臨時従業員には、アルバイト及び派遣社員を含んでおります。

3．平均年間給与には、基準外賃金を含んでおります。

4．全社（共通）は、営業・マーケティング本部、研究開発本部、管理本部及び信頼性保証室の従業員であります。

(3) 労働組合の状況

労働組合は結成されておりませんが、労使関係は安定しております。

第2 【事業の状況】

1 【業績等の概要】

(1) 業績

第10期連結会計年度（自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日）

当社グループは、第10期連結会計年度より連結財務諸表を作成しております。なお、当社が設立したメタボローム解析事業の販売子会社Human Metabolome Technologies America, Inc.を連結の範囲に含めておりますが、同子会社は設立まもなく、第10期連結会計年度の売上高、損益に与える影響が僅少であるため、前連結会計年度との対比に代わり前事業年度との対比を記載しております。

当連結会計年度におけるわが国経済は、企業向けサービス価格や消費者物価は依然緩やかな下落が続くものの、補正予算による大型の経済政策や大胆な金融政策により、企業の業況判断は改善しつつあります。

当社が属するライフサイエンス業界においては、米国食品医薬品局（FDA）によるコンパニオン診断マーカー開発に関するガイドラインのドラフト発表を背景に、大手国内製薬企業の間でバイオマーカー開発に取り組む動きが出てきております。

このような環境のなか、当社は、前事業年度に引き続き公的な助成金を活用し、大うつ病性障害のバイオマーカーの開発及び提携交渉を積極的に進めてまいりました。また、主力のメタボローム解析事業においては、がん細胞のエネルギー代謝を高感度に測定する新たなサービスの販売を開始したほか、北米での事業展開を加速するため、アメリカ合衆国マサチューセッツ州に新たに販売子会社を設立しました。

この結果、当連結会計年度の売上高は496,296千円（前事業年度比4.9%減）、営業損失は104,812千円（前事業年度は106,132千円の営業損失）、経常損失は93,460千円（前事業年度は47,801千円の経常損失）、当期純損失は95,261千円（前事業年度は46,358千円の当期純損失）となりました。

セグメント別の業績は次のとおりであります。

メタボローム解析事業

当連結会計年度においては、研究開発本部にプロダクト・マーケティング担当を置き、新たにがん細胞のエネルギー代謝に特化した解析プランC-SCOPEを開発し、販売を開始しました。また、新たに海外での事業展開を進めるため、マサチューセッツ州ケンブリッジ市に販売子会社を設立し、本格的な営業活動を開始しました。

この結果、売上高は375,151千円（前事業年度比6.8%減）、セグメント利益（営業利益）は216,156千円（前事業年度比9.1%減）となりました。

バイオマーカー事業

当連結会計年度においては、前事業年度に引き続き、公的な助成金を活用し、大うつ病性障害のバイオマーカーの開発を積極的に推進するとともに、海外の製薬企業複数社と共同開発及び技術導出のための事業提携に取り組みました。また、シスメックス株式会社と共同で糖尿病性腎症の早期発見マーカーの開発のための後ろ向き試験を実施するとともに、疼痛系疾患のバイオマーカー探索試験を継続して進めました。

この結果、売上高は18,000千円（前事業年度比140.0%増）、セグメント損失（営業損失）は76,062千円（前事業年度は164,727千円のセグメント損失）となりました。

メタボロミクスキット事業

当連結会計年度におけるメタボロミクスキットの販売は1システムのみだったものの、メタボローム解析の前処理工程で使用する限外ろ過フィルターの販売が大幅に増加しました。

この結果、売上高は51,638千円（前事業年度比9.1%増）、セグメント利益（営業利益）は3,634千円（前事業年度比77.5%減）となりました。

人材派遣事業

前事業年度より引き続き、大学向けに研究者、技術者等の派遣を行ったものの、派遣している従業員の離職により、売上高は51,507千円（前事業年度比20.2%減）、セグメント利益（営業利益）は743千円（前事業年度比49.6%減）となりました。

第11期第2四半期連結累計期間（自 平成25年4月1日 至 平成25年9月30日）

当第2四半期連結累計期間におけるわが国経済は、海外の景気に対する下振れ懸念は依然残るものの、円安による輸出の持ち直しにより企業の収益が回復し、景気は緩やかな回復基調にあります。

このような状況の中、当社グループは顧客向けのセミナーやキャンペーンを継続的に行うとともに、がん研究向けの新しい解析プランの販売や体外診断用医薬品の開発に向けた研究開発に注力してまいりました。

これらの結果、当第2四半期連結累計期間における売上高は203,700千円、営業損失は82,995千円、経常損失は59,431千円、四半期純損失60,816千円となりました。

セグメントの状況を示すと、次のとおりであります。

メタボローム解析事業

成長領域である医薬分野への営業資源を集中するとともに、セミナーやキャンペーンを継続的に実施しました。また、国内及び北米地域において、がんエネルギー代謝用解析プラン「C-SCOPE」の販売活動を積極的に展開しました。この結果、売上高は163,525千円、セグメント利益は75,821千円となりました。

バイオマーカー事業

大うつ病性障害のバイオマーカー開発においては、体外診断用医薬品開発に向けて、酵素や抗体を用いた臨床検査法の開発を進めました。また、既存の開発プロジェクトである糖尿病性腎症及び線維筋痛症のマーカー探索研究を進めるとともに、新たに学校法人慶應義塾と特許実施許諾契約を締結し、肝臓疾患のマーカーの開発権を獲得しました。この結果、売上高は3,750千円、セグメント損失は27,661千円となりました。

メタボロミクスキット事業

主に試薬や限外ろ過フィルターの販売を行い、売上高は12,145千円、セグメント損失は2,000千円となりました。

人材派遣事業

大学向けに研究者、技術者等を派遣し、売上高は24,279千円、セグメント利益は1,750千円となりました。

(2) キャッシュ・フローの状況

第10期連結会計年度（自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日）

当連結会計年度における現金及び現金同等物は、202,168千円となりました。当連結会計年度におけるキャッシュ・フローの概況は以下のとおりであります。

（営業活動によるキャッシュ・フロー）

営業活動によるキャッシュ・フローは55,916千円の支出となりました。これは主に、税金等調整前当期純損失93,460千円、減価償却費48,741千円を計上したこと等によるものです。

（投資活動によるキャッシュ・フロー）

投資活動によるキャッシュ・フローは 24,966千円の支出となりました。これは主に、有形固定資産の取得による支出22,134千円等によるものです。

（財務活動によるキャッシュ・フロー）

財務活動によるキャッシュ・フローは 747千円の収入となりました。これは、短期借入れによる収入70,000千円、短期借入金の返済による支出55,000千円、リース債務の返済による支出11,212千円等によるものです。

第11期第2四半期連結累計期間（自平成25年4月1日至平成25年9月30日）

当第2四半期連結累計期間における現金及び現金同等物は、165,341千円となりました。当第2四半期連結累計期間におけるキャッシュ・フローの概況は以下のとおりであります。

（営業活動によるキャッシュ・フロー）

営業活動によるキャッシュ・フローは14,593千円の支出となりました。これは主に税金等調整前四半期純損失59,431千円の計上、売上債権の減少25,088千円、前受金の増加18,693千円等によるものです。

（投資活動によるキャッシュ・フロー）

投資活動によるキャッシュ・フローは6,345千円の支出となりました。これは主に、有形固定資産の取得による支出3,479千円、無形固定資産の取得による支出3,027千円等によるものです。

（財務活動によるキャッシュ・フロー）

財務活動によるキャッシュ・フローは16,879千円の支出となりました。これは、短期借入金の返済による支出60,000千円、長期借入れによる収入40,000千円等によるものです。

2 【生産、受注及び販売の状況】

当社グループは、第10期連結会計年度より連結財務諸表を作成しております。なお、当社が設立したメタボローム解析事業の販売子会社Human Metabolome Technologies America, Inc.を連結の範囲に含めておりますが、同子会社は設立まもなく、第10期連結会計年度の売上高、損益に与える影響が僅少であるため、前連結会計年度との対比に代わり前事業年度との対比を記載しております。

(1) 生産実績

第10期連結会計年度及び第11期第2四半期連結累計期間における生産実績をセグメントごとに示すと、次のとおりであります。

セグメントの名称	第10期連結会計年度 (自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日)		第11期第2四半期連結累計期間 (自 平成25年4月1日 至 平成25年9月30日)
	生産高(千円)	前年同期比(%)	生産高(千円)
メタボロミクスキット事業	8,863	72.7	2,996
合計	8,863	72.7	2,996

- (注) 1. 金額は、販売価格によっており、消費税等は含まれておりません。
 2. 上記の金額には、メタボロミクスキット事業のうち、試薬キットに係る部分を記載しております。
 3. メタボローム解析事業、バイオマーカー事業及び人材派遣事業については、業務の性質上生産として把握することが困難であるため、記載しておりません。

(2) 仕入実績

第10期連結会計年度及び第11期第2四半期連結累計期間における仕入実績をセグメントごとに示すと、次のとおりであります。

セグメントの名称	第10期連結会計年度 (自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日)		第11期第2四半期連結累計期間 (自 平成25年4月1日 至 平成25年9月30日)
	仕入高(千円)	前年同期比(%)	仕入高(千円)
メタボロミクスキット事業	24,687	468.4	8,976
合計	24,687	468.4	8,976

- (注) 1. 金額は、仕入価格によっており、消費税等は含まれておりません。
 2. 上記の金額には、メタボロミクスキット事業のうち限外ろ過フィルターに係る部分を記載しております。
 3. メタボローム解析事業、バイオマーカー事業及び人材派遣事業については、業務の性質上仕入として把握することが困難であるため、記載しておりません。

(3) 受注実績

第10期連結会計年度における受注実績をセグメントごとに示すと、次のとおりであります。

セグメントの名称	受注高(千円)	前年同期比(%)	受注残高(千円)	前年同期比(%)
メタボローム解析事業	394,677	103.3	44,945	176.8
バイオマーカー事業	6,000	30.8		
メタボロミクスキット事業	45,258	86.7	2,030	24.1
合計	445,935	98.3	46,976	102.5

第11期第2四半期連結累計期間における受注実績をセグメントごとに示すと、次のとおりであります。

セグメントの名称	受注高(千円)	受注残高(千円)
メタボローム解析事業	271,387	152,807
バイオマーカー事業	25,000	21,250
メタボロミクスキット事業	15,164	5,049
合計	311,551	179,107

(注) 1. 金額は販売価格で表示しており、消費税等は含まれておりません。

2. 人材派遣事業については、業務の性質上受注として把握することが困難であるため、記載しておりません。

(4) 販売実績

第10期連結会計年度及び第11期第2四半期連結累計期間における販売実績をセグメントごとに示すと、次のとおりであります。

セグメントの名称	第10期連結会計年度 (自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日)		第11期第2四半期連結累計期間 (自 平成25年4月1日 至 平成25年9月30日)
	販売高(千円)	前年同期比(%)	販売高(千円)
メタボローム解析事業	375,151	93.2	163,525
バイオマーカー事業	18,000	240.0	3,750
メタボロミクスキット事業	51,638	109.1	12,145
人材派遣事業	51,507	79.8	24,279
合計	496,296	95.1	203,700

(注) 1. 上記の金額には、消費税等は含まれておりません。

2. 主な相手先別の販売実績及び当該販売実績の総販売実績に対する割合は次のとおりであります。

相手先	第10期連結会計年度 (自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日)		第11期第2四半期連結累計期間 (自 平成25年4月1日 至 平成25年9月30日)	
	販売高(千円)	割合(%)	販売高(千円)	割合(%)
学校法人慶應義塾	64,841	13.1	24,279	11.9
味の素株式会社	52,918	10.7	3,913	1.9
Sime Darby Technology Centre	5,618	1.1	21,106	10.4

上記の金額には、消費税等は含まれておりません。

3. 第9期は連結財務諸表を作成しておりませんが、表中に記載した相手先別の販売実績及び当該販売実績の総販売実績に対する割合は以下のようになっております。

学校法人慶應義塾	85,487千円(16.4%)
味の素株式会社	51,928千円(9.9%)
Sime Darby Technology Centre	10,906千円(2.1%)

3 【対処すべき課題】

当社グループは、未来の子供たちのために、最先端のメタボローム解析技術を用いた研究開発により、人々の健康で豊かな暮らしに貢献することを企業理念として掲げ、メタボローム解析事業、バイオマーカー事業、メタボロミクスキット事業、人材派遣事業を推進しております。当社グループは、CE-MS法によるメタボローム解析技術をコア技術として、モデルの異なる4つの事業が連携をとりながら展開しております。今後、当社グループは、次の4点を最重要課題として取り組んでまいります。

事業の選択と集中によるコスト構造の改善と業績の黒字化

2期連続し赤字となったことを踏まえ、早期に黒字転換を果たすことが課題と考えております。そのために、メタボローム解析事業及びバイオマーカー事業に集中するとともに、コスト構造を見直し、固定費の削減に取り組んでまいります。これにより早期に黒字転換を果たします。

大うつ病性障害バイオマーカーの臨床検査法の開発

バイオマーカー事業の収益拡大のため、まずは、大うつ病性障害のバイオマーカーを体外診断用医薬品キットとして上市又は臨床検査企業へ導出することが課題です。そのため、酵素や抗体を用いた臨床検査法の開発に注力するとともに、診断企業との提携交渉を平行して進める方針です。

米国での事業展開の促進

メタボローム解析事業の拡大のため、北米での販売を重点的に拡大させることが課題と認識しております。北米での事業を加速するため、米国では競合企業との競争を避けるため、がんエネルギー代謝の分野から市場参入してまいります。

事業計画達成に向けた組織力の強化

事業計画達成するために組織力の強化が課題と認識しております。事業計画達成のため、従業員の目標達成状況と評価が連携した新しい人事評価制度の導入により、計画達成のための意識改革を図り、組織力を強化してまいります。

4 【事業等のリスク】

有価証券届出書（本書）に記載した事業の状況、経理の状況等に関する事項のうち、投資者の判断に重要な影響を及ぼす可能性のあるリスクには、以下のような事項があります。当社グループは、これらのリスクの可能性を認識した上で、発生の回避及び発生した場合には当該リスクによる影響が最小限となるよう対応に努める方針であります。当社株式に関する投資判断は、以下の事業等のリスク及び本項以外の記載事項を慎重に検討した上で行われる必要があると考えます。また、以下の記載は当社グループに関連するリスクすべてを網羅するものではありませんので、ご注意ください。

なお、文中の将来に関する事項は、本書提出日現在において当社グループが判断したものであります。

(1) 事業に関連するリスクについて

（メタボローム解析事業）

メタボローム研究関連市場に関するリスク

当社グループは、CE-MSを用いたメタボローム解析に関するサービスを提供するものですが、当該研究分野は、製薬企業をはじめ、食品・発酵企業、化学系企業、大学並びに公的研究機関等を中心に行われ、今後も引き続き進展していくものと予想しております。

しかしながら、今後のメタボローム研究分野での成果が期待どおりにあがらず、メタボローム研究関連市場が予想よりも拡大しない場合、当社グループの業績及び今後の事業展開に影響を及ぼす可能性があります。

公的な補助金の動向に関するリスク

当社グループが属するライフサイエンス業界は、様々な公的な補助金制度を活用しながら研究開発活動を行っております。中でも、大学や公的研究機関の研究開発活動における公的な補助金の割合は高水準となっております。そのため、今後、社会的な情勢の影響を受け、公的な補助金制度が縮小する場合には、当社グループの業績に影響を及ぼす可能性があります。

売上高の季節変動に関するリスク

前項に記載のとおり、当社グループの主力顧客である大学及び公的研究機関は、公的な補助金を活用し、研究開発活動を進めております。補助金の多くは、予算の執行が6月から7月にかけて徐々に始まり、下期から予算の年度末である3月にかけて増加する傾向にあります。当事業では、顧客から測定試料を受領後、解析結果を報告し、顧客の検収を経て売上高が計上されます。しかし、顧客は年度末までに予算を執行すれば良いことや、培養実験や動物実験により測定試料を準備する場合もあり、測定試料の到着が12月から3月に集中する傾向にあります。そのため、当社グループの売上高は例年下期、特に第4四半期に集中する傾向があります。そのため、測定試料の受領が遅れた場合には年度内の解析が困難になり、受注がキャンセルされるリスクや、解析量が当社の能力を超える場合には機会利益を逸するリスクがあります。

また、当社グループは、季節変動による影響を抑えるため、補助金への依存度の低い民間企業や年度末の時期が異なる海外からの受注の獲得を図ってまいります。

解析用フィルターに関するリスク

当社グループは、前処理工程で使用する限外ろ過フィルターと呼ばれるろ過膜をメルク株式会社から調達しておりますが、将来同社が製造及び販売を停止する可能性もあります。そのため、当社は外注により同等製品を開発し、本書提出日現在においては、メルク株式会社以外の調達先を確保しております。しかし、今後同社が製造及び販売を中止し、かつ、外注先からも何らかの理由により同等製品を調達することができない場合には、従来と同一品質の解析が行えなくなる可能性があり、その結果当社グループの業績に影響を及ぼす可能性があります。

製薬会社等による委託試験減少のリスク

近年製薬業界は、大型医薬品の特許切れを迎え、医薬品の開発の一層の効率化に迫られています。このような状況を背景に製薬業界では、自社に無い技術を持つベンチャー等を積極的に活用するオープンイノベーションの動きが見られ、今後もこうした傾向は続くものと予想されます。

しかしながら、製薬企業の研究開発戦略の変更や、顧客が自社でメタボローム研究を実施するなど委託試験の外注方針に関して方針転換がなされた場合には、当社グループの業績及び今後の事業展開に影響を及ぼす可能性があります。

国外への事業展開に関するリスク

近年、メタボローム研究は、国外でも盛んに行われ、研究論文も増加傾向にあります。当社グループは、こうしたことを踏まえ早期に国外へメタボローム解析事業を展開していくことが今後の成長を確保する上で重要と考えております。そのため、当社グループは、アメリカ合衆国に設立した販売子会社を通じ、北米地域での販売活動に注力していく方針です。しかしながら、北米での事業展開が何らかの理由により遅れた場合又は当社グループの計画を超えて支出が増加する場合には、当社グループの業績及び今後の事業展開に影響を及ぼす可能性があります。

国内外での競合リスク

現在メタボローム研究は、北米、欧州、日本を中心にグローバルに展開されており、メタボローム解析を事業とする競合も、国外のベンチャーを中心に増加しており、既に競合他社のうち数社は、代理店を活用し国内市場へ参入しております。現在競合他社は、製薬企業を中心に大型の受注獲得を目指した営業活動を展開し、対して、当社グループは製薬企業に加え、臨床研究を行っている大学並びに公的研究機関の顧客層から案件の規模に係わらず、幅広く受注を獲得しております。また、当社グループは、従来のCE-M S法のみならず、LC-M S法によるメタボローム解析や、がん細胞のエネルギー代謝解析に特化した解析プランを導入し、競合他社との差別化を図っております。

これらの施策により、競合他社に対する優位性を確保する方針ですが、企画したとおりの優位性を発揮しなかった場合には、当社グループの業績及び今後の事業展開に影響を及ぼす可能性があります。

特定の技術へ依存するリスク

メタボローム研究で使用される分析手法にはCE-M S法に加え、LC-M S法やGC-M S法、さらに、直接質量分析計に試料を注入し測定するFTMS法、物質の固有な磁氣的性質を利用して検出するNMR法などの方法があります。近年では、メタボロームの測定法はLC-M S法、GC-M S法、CE-M S法の3種類の測定法に集約されつつあります（「科学技術・研究開発の国際比較2010年版」独立行政法人科学技術振興機構研究開発戦略センター 平成22年2月）。

当社グループは、CE - MS法に加え、LC - MS法の解析サービスの提供も始め、CE - MS法への依存度を下げる取り組みを行っておりますが、今後、新たな分析手法が開発された場合には、当社グループの業績及び今後の事業展開に影響を及ぼす可能性があります。

（バイオマーカー事業）

新製品及び新技術に係る長い事業化及び商品化期間に関するリスク

当社グループは、開発し権利化したバイオマーカーを用いて、製薬企業や診断企業との提携により、製品開発のための研究協力金の獲得、バイオマーカーの権利導出による一時金、マイルストーン、ロイヤリティ等の獲得を目指します。一般に医薬品や診断薬（診断法）の開発には多大な費用と年数がかかり、製造販売承認の時期も不確定です。こうした当社グループのバイオマーカーを活用した製品の製造販売承認が遅れた場合には、当社グループの業績及び今後の事業展開に影響を及ぼす可能性があります。

新規のバイオマーカーが発見できないリスク

当社グループはバイオマーカーの探索研究を進めるにあたり、将来診断や医薬品開発領域において事業化した際の市場規模、疾患の特徴、共同研究先等を慎重に検討しながら研究対象の疾患を決定しております。バイオマーカー探索研究においては、技術的に低分子の疾患バイオマーカーが発見されやすいと思われる疾患を中心に、研究開発を進めておりますが、疾患のバイオマーカーを必ず発見できる保証はありません。当初の検討結果に反して有用な疾患バイオマーカーが得られない場合には、当社グループの業績及び今後の事業展開に影響を及ぼす可能性があります。

バイオマーカー探索の長期化に関するリスク

当社グループは、生体試料の入手のため、大学や病院等と共同研究を実施する方針です。しかし、対象とする疾患患者の生体試料が何らかの理由により必要数集まらない場合には、バイオマーカーの研究開発が計画よりも遅れることとなります。このような事態が生じた場合には、製薬企業や診断薬企業との提携時期にも影響を与えることになり、当社グループの業績及び今後の事業展開に影響を及ぼす可能性があります。

バイオマーカーに関する知的財産のリスク

当社グループは、精神疾患、生活習慣病、疼痛系疾患並びにがんの分野でバイオマーカー探索研究を進めております。こうした研究開発活動において得られたバイオマーカーは積極的に権利化を進め、製薬企業や診断薬企業との提携による最終製品の共同開発、又はライセンス等により収益を獲得していく方針です。

しかしながら、何らかの理由により獲得したバイオマーカーに関する特許が成立しない場合には、バイオマーカー事業の収益獲得が困難になり、その結果当社グループの業績及び今後の事業展開に影響を及ぼす可能性があります。

（メタボロミクスキット事業）

需要が生産能力を上回るリスク

当社グループのメタボロミクスキットの全売上高に占める割合は、平成25年3月期において10.4%と小さく、生産体制も販売量に応じたものとなっております。今後、メタボロミクスキット事業の海外展開及び新製品の発売等により、短期間に需要が増加する場合には、生産体制が追いつかない恐れがあり、当社グループの業績及び今後の国内外での事業展開に影響を及ぼす可能性があります。

顧客サポートが十分に提供できないリスク

当事業のサポートサービスでは、顧客からの問い合わせに基づき、現地でのサポートが必要と判断した場合には、3営業日以内に対応することとしております。当社グループは、顧客満足度及び信頼性の向上を目指し、十分なサポート体制を構築しておりますが、今後メタボロミクスキットの納入システム数が短期間に増加する場合には、サポートが十分に提供できない恐れがあり、その場合には当社グループの信用及び業績に影響を与える可能性があります。

海外展開における既存製品の品質の確保に関するリスク

当社グループは、海外で事業を展開するにあたり、現地提携先企業へ既存製品の製造・販売をライセンスする可能性があります。当社グループは、各製品について独自の品質基準を定め、提供する方針ですが、提携先企業が独自に品質基準を定めている場合には、その基準を満たす必要があります。当社グループが、当該品質基準を満たせない場合又は対応に想定以上の時間がかかる場合には、製品の販売が遅れ、当社グループの業績に影響を与える可能性があります。

海外向け新製品等の開発に関するリスク

当社グループは、今後積極的に海外展開を図るため、海外向けに新製品及び商品（以下「新製品等」といいます。）を開発する方針ですが、一部提携企業と共同で製品開発を行う可能性もあります。新製品等の開発や提携先企業との共同開発が計画どおりに進まない場合には、新製品等の販売が遅れ、当社グループの業績に影響を与える可能性があります。

特殊な加工部品の欠品により製品の生産ができないリスク

当社グループが販売するフューズド・シリカ・キャピラリーは、特殊なブレード（刃）により、加工、切断をしております。現時点では、品質基準を満たす代替品としてのブレードはありません。当社グループは、一定の在庫確保により、当該ブレードの欠品リスク低減に努める方針ですが、今後、製造元が当該ブレードの生産を中止又は一定期間停止し、キャピラリーの生産ができない場合には、当社グループの業績に影響を与える可能性があります。

限外ろ過フィルターが調達できないリスク

（メタボローム解析事業）に記載したとおり、メルク株式会社が限外ろ過フィルターの製造及び販売を停止した場合には、当社グループの業績に影響を与える可能性があります。

（全事業共通）

災害によるリスク

当社グループの事業及び研究開発用の分析装置、サーバーなどの設備は、山形県鶴岡市の本社研究所に集中しております。当社は、定期的に分析装置などの設備点検や、生体試料の管理システムを導入するなど、その操業及び運営については万全を期しておりますが、東北地方太平洋沖地震のような大規模な地震、落雷、豪雪、その他自然災害や停電が発生した場合には、当社の設備や人員への被害が生じ、分析業務や研究開発に支障が生じる恐れがあります。加えて物的・人的に被害が生じた場合には、設備の修繕や補償に対する多額のコストが発生し、当社グループの信用にも影響する恐れがあります。このような事態が生じた場合には、当社グループの業績及び今後の事業展開に影響を及ぼす可能性があります。

特定の販売先へ依存するリスク

当社グループの販売依存度が総販売実績の10%を超える取引先は、下表のとおりであります。

当社グループは、積極的な営業及びマーケティング活動により、顧客数を増加し特定の顧客への依存度を低下させるよう努めますが、これら販売先からの受注動向が、当社グループの業績及び今後の事業展開に影響を与える可能性があります。

相手先	第10期連結会計年度 (自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日)		第11期第2四半期連結累計期間 (自 平成25年4月1日 至 平成25年9月30日)	
	販売高(千円)	割合(%)	販売高(千円)	割合(%)
学校法人慶應義塾	64,841	13.1	24,279	11.9
味の素株式会社	52,918	10.7	3,913	1.9
Sime Darby Technology Centre	5,618	1.1	21,106	10.4

(2) 研究開発活動に関連するリスクについて

技術の陳腐化のリスク

当社グループは、慶應義塾大学先端生命科学研究所との共同研究を通じて、メタボローム解析の基盤技術の開発・改良、代謝物質データベースの拡充に取り組んでおります。しかしながら、当社グループの事業は、技術革新や技術の進展が著しく速いバイオ・テクノロジー業界に属しております。今後、急激な技術革新などが起こり、その対応に遅れた場合には、技術が陳腐化し、当社グループの業績及び今後の事業展開に影響を及ぼす可能性があります。

全般的な研究開発の進捗に関するリスク

当社グループは、研究開発型企業として、人的・物的資源を研究開発活動に集中させております。当社グループの過年度における研究開発費は、平成24年3月期232,590千円、平成25年3月期118,060千円であり、当社グループの費用に占める研究開発費の総額は多額なものとなっております。しかしながら、研究開発が計画どおりに進む保証はなく、当該研究開発活動の成果が予想どおりにあがらない場合には、当社グループの業績及び今後の事業展開に影響を及ぼす可能性があります。

メタボローム解析に関する知的財産のリスク

当社は、知的財産権に関する問題発生を未然に防止するため、研究開発本部に知的財産に関する専任者を置き、適宜特許事務所及び調査会社による調査を実施しております。本書提出日現在、当社グループのメタボローム解析技術やバイオマーカーに関連した特許権等の知的財産権について、第三者との間で訴訟やクレームが発生したという事実はなく、当社の技術が他社の特許に抵触しているという事実も認識しておりません。

なお、アメリカ合衆国においては、同業他社により疾病特有の代謝物質や薬剤等に応答する代謝物質を同定する等のメタボローム解析関連の特許が成立しております。当該特許は、日本においては拒絶査定が出されており、また欧州においては出願が取下げられており、本書提出日現在、成立していません。このため、当社はアメリカ合衆国外でメタボローム解析やバイオマーカー探索を行う行為、アメリカ合衆国内において、当社の現地子会社が同国内で受注したメタボローム解析試験を日本国内で解析し、当該データをアメリカ合衆国の顧客へ提供する行為については、競合他社の特許に抵触しないと考えております。当社は、当該特許に関する事業への影響について、特許事務所へ調査を依頼し、同様の見解を得ております。こうしたことから、当該特許が当社グループの業績及び今後の事業展開に及ぼす影響は限定的であると考えております。

また、当社グループの事業が第三者の知的財産権を侵害することのないよう注意を払っておりますが、万が一侵害があった場合には訴訟を提起されるリスクがあり、当社グループの業績及び事業展開に大きな影響を受ける可能性があります。

(3) 組織体制に関連するリスク

小規模組織であることについて

当社グループの役職員数は、本書提出日現在、役員7名及び従業員49名と小規模組織であり、内部管理体制も組織規模に応じたものとなっております。当社グループは、内部管理体制及び業務遂行体制の充実に努めておりますが、限りある人的資源に依存しております。このため、急激な事業拡大を図り、人員増加が進んだ場合、又は、規模縮小等に伴い、当該人的資源の流出が生じた場合等には、当社グループの業績及び今後の事業展開に影響を及ぼす可能性があります。

人員確保及び育成に関するリスク

当社グループは、メタボローム解析技術の改良・開発に努めるとともに、バイオマーカーの探索研究に注力しており、これらの研究開発活動を展開していくためには、専門的知識や技術を有した人材の獲得及び育成が重要であると認識しています。

しかしながら、事業推進のために必要な知識や技術を備えた人員の確保や、人材の育成が当社グループの計画どおりに進まなかった場合には、事業展開に制約が生じ、当社グループの業績及び今後の事業展開に影響を及ぼす可能性があります。

情報の流出に関するリスク

当社グループは、今までに受託したメタボローム解析試験結果のデータ管理について万全を期しておりますが、これらのデータが何らかの理由により社外へ流出し、信用を失った場合には、受託件数の減少や訴訟の提起により、当社グループの業績及び今後の事業展開に影響を及ぼす可能性があります。

当社グループは、研究員、技術員から入社時に秘密保持の誓約書を提出させることにより退職後も秘密情報の保持義務を果たし、営業情報、技術情報並びにノウハウ等の流出による影響を最小限にとどめるように努めております。

しかしながら、人材の流出により社外への営業情報、技術情報並びにノウハウ等が流出するリスクを完全に回避することは困難であり、このような事態が生じた場合には、技術上の優位性が失われる恐れがあり、その結果当社グループの業績及び今後の事業展開に影響を及ぼす可能性があります。

(4) 学校法人慶應義塾との関係に関連するリスク

当社が学校法人慶應義塾よりライセンスを受けている特許について

当社は、学校法人慶應義塾より「5 経営上の重要な契約等」に記載の特許実施許諾契約により、特許「陰イオン性化合物の分離分析方法及び装置」の通常実施権を許諾されています。

当該契約は、一定の解約事由が定められており、学校法人慶應義塾から契約終了の申し出があった場合、その他何らかの理由により契約が終了した場合、当該特許が競合他社に対してライセンスされた場合には、当社グループの事業遂行上不利益を被る可能性があります。

しかしながら当社グループは、既に当該特許を使用しない分析手法を開発しており、学校法人慶應義塾との当該契約が終了した場合にも当社グループの事業及び研究開発活動に与える影響は限定的であると考えております。

学校法人慶應義塾から供与を受けているメタボローム解析ソフト「Keio Master Hands」について

当社は、従来慶應義塾大学先端生命科学研究所が開発したメタボローム解析ソフト「Keio Master Hands」を、「5 経営上の重要な契約等」に記載のとおり、学校法人慶應義塾よりライセンスを受けております。「Keio Master Hands」は、メタボローム解析において基盤となる重要な解析ソフトウェアであることから、当社は複数年のライセンス契約を担保するため、別途学校法人慶應義塾と「Master Handsソフトウェア」使用の更新に関する合意書」を締結しておりますが、今後何らかの理由により契約が終了した場合には、当社グループの業績及び今後の事業展開に影響を及ぼす可能性があります。

学校法人慶應義塾との契約について

当社グループは、本書提出日現在、設立母体となった学校法人慶應義塾（先端生命科学研究所）と「5 経営上の重要な契約等」に記載のとおり、「共同研究及び成果利用に関する契約」「労働者派遣基本契約」等を締結しています。学校法人慶應義塾並びに先端生命科学研究所所長の富田勝氏及び同研究所教授の曾我朋義氏は、当社の株主でもあります。

当社グループは、事業及び研究開発活動を進める上で、学校法人慶應義塾との良好な関係を維持することが重要であると認識しております。これまでのところ当社グループと学校法人慶應義塾は、良好な関係を継続しておりますが、将来学校法人慶應義塾の産学連携や利益相反に関する方針及び諸規定が変更された場合又は当社グループと学校法人慶應義塾の関係が悪化した場合には、当社グループの事業や研究開発活動に制約を受ける恐れがあり、当社グループの業績及び今後の事業展開に影響を及ぼす可能性があります。

(5) 経営成績に関連するリスク

マイナスの繰越利益剰余金を計上していることについて

当社グループは、研究開発型のベンチャー企業であり、技術面、規模面における優位性を確保するために、研究開発活動への先行投資を行ってまいりました。こうした研究開発費用の回収には一定の時間を要するため、会社設立以来連続して当期純損失を計上し、平成25年3月期において882,103千円の繰越利益剰余金を計上しております。

当社グループは、中期事業計画に基づき、メタボローム解析事業及びメタボロミクスキット事業における海外展開並びにバイオマーカー事業の早期の収益化により、成長の加速を目指しておりますが、上記記載のように繰越利益剰余金がマイナスとなっており、メタボローム研究関連市場が想定する規模に達しない場合、競合他社の参入が当初の認識と異なる場合、バイオマーカー探索研究が計画どおりに進展しない等の場合には、マイナスの繰越利益剰余金がプラスとなる時期が著しく遅れる可能性があります。

資金繰りのリスク

当社グループは、研究開発型企业として多額の研究開発資金を必要とします。そのため、事業計画が計画どおりに進展しない等の理由から想定したタイミングで資金を確保できなかった場合には資金不足となり、当社グループの資金繰りの状況によっては事業存続に多大な影響を与える可能性があります。

(6) その他のリスクについて

法的規制について

当社は、平成18年2月より「労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の就業条件の整備等に関する法律」に基づき特定労働者派遣事業を開始しております。今後、法改正等により規制が強化された場合には、当社グループの業績及び今後の事業展開に影響を及ぼす可能性があります。

配当政策について

当社グループは、いまだマイナスの繰越利益剰余金を計上しているため、利益配当は実施しておりません。当社グループは、引き続きメタボローム解析事業及びメタボロミクスキット事業の海外展開とバイオマーカー探索のため研究開発活動を実施していく必要があるため、内部留保の充実を優先する方針です。株主への利益還元は、重要な経営課題と認識しており、将来的には経営成績及び財務状態を勘案しながら、株主への利益配当を検討する方針であります。

ただし、配当実施の可能性及びその実施時期等については、現時点において未定であります。

資金使途について

当社の公募増資による資金使途については、主に新たな分析装置等への設備投資、海外事業展開並びにバイオマーカー探索のための研究開発活動に充当する計画となっております。しかし、研究開発活動や海外展開が計画どおりに進む保証はなく、調達資金が計画どおりに使用されない可能性があります。また、計画どおりに使用された場合にも、当初の想定どおりの収益が得られない可能性があります。その場合、当社グループの経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

新株予約権の行使による株式価値の希薄化リスク

当社は、取締役、監査役及び従業員並びに共同研究者等の社外協力者に対し、業績の向上に対する意欲や士気を高め、社外協力者との一層の関係強化を図るため、ストック・オプションとしての新株予約権を付与しております。今後も優秀な人材を採用するため、取締役、監査役及び従業員の業績の向上に対する意欲や士気を高め、中長期的な企業価値の向上を図るために、ストック・オプションとしての新株予約権を付与していく予定であります。今後、既存の新株予約権や将来付与する新株予約権が権利行使された場合には、当社株式の1株当たりの株式価値が希薄化する可能性があります。なお、本書提出日現在における当社の発行済株式総数は3,885,000株ですが、これに対して、当該新株予約権に係る新株発行予定株数の合計は646,500株であり、当該新株予約権の行使が行われた場合には、当社の1株当たりの株式価値が希薄化する可能性があります。また、新株予約権の行使により、取得した株式が市場で売却された場合は、需給バランスに変動を生じ、適正な株価形成に影響を及ぼす可能性があります。

ベンチャー・キャピタル及び投資事業組合の当社株式保有比率について

本書提出日現在、発行済株式総数3,885,000株のうち、ベンチャー・キャピタル及びベンチャー・キャピタルが組成した投資事業組合（以下「VC等」といいます）が所有している株式数は、2,235,000株であり、その所有割合は発行済株式総数の57.5%であります。

一般的にVC等が未公開株式に投資を行う目的は、公開後に当該株式を売却してキャピタルゲインを得ることにありますので、VC等は当社の株式公開後に所有する株式の一部又は全部を売却することが予想されます。当該株式が売却された場合には、一時的に需給バランスの悪化が生じる可能性があり、市場価格が低下する可能性があります。

5 【経営上の重要な契約等】

(1) メタボローム解析事業

契約会社名	相手先の名称	相手先の所在地	契約品目	契約締結日	契約期間	契約内容
当社	味の素株式会社	日本	役務提供	平成25年 4月1日	平成25年4月1日から 平成26年3月31日まで	当社は、味の素株式会社が指定する微生物の代謝物質のメタボローム測定を行う。 当社は、測定されたデータについて、必要に応じて解析結果のコンサルティングを行う。 本契約に基づいて実施したメタボローム解析に関する成果は、全て味の素株式会社に帰属する。
当社	Pathway Solutions Inc.	日本	データベースのライセンス	平成24年 7月1日	平成24年7月1日から 平成27年6月30日まで (契約終了日前までの通知があった場合を除き、1年ごとに更新される)	Pathway Solutions Inc. 社は、当社に対して KEGG (Kyoto Encyclopedia of Genes and Genomes) データベースの自社における研究開発活動及び事業で使用するための通常実施権を許諾する。 許諾されるKEGGデータベースには、KEGG PATHWAY、KEGG GENES等が含まれる。
当社	Young In Frontier Co., Ltd.	韓国	メタボローム解析及びメタボロミクスキットの販売	平成23年 6月13日	平成23年6月13日から 平成25年12月31日まで (3ヶ月前までの通知があった場合を除き、1年ごとに更新される)	当社は、Young In Frontier Co., Ltd. に対し、韓国内におけるメタボローム解析サービス及びメタボロミクスキットの独占的販売権を付与する。

(2) バイオマーカー事業

契約会社名	相手先の名称	相手先の所在地	契約品目	契約締結日	契約期間	契約内容
当社	シスメックス株式会社	日本	共同研究開発	平成25年8月27日	平成25年8月27日から平成27年3月31日まで	当社は、エタノールアミンリン酸の酵素法を用いた測定法の原理を開発し、当該原理を用いた診断薬の試作品を完成させる。当社は、シスメックス株式会社が希望する場合、関連特許の通常実施権及び試作品完成後の製造販売契約締結に係る優先交渉権を付与する。
当社	学校法人慶應義塾	日本	肝臓疾患のバイオマーカーのライセンス	平成25年9月20日	契約締結日より発明に基づき取得された特許の最終存続期間満了日まで	学校法人慶應義塾が開発した肝臓疾患のバイオマーカーに係る発明の実施権の供与。
当社	静岡県立静岡がんセンター	日本	共同研究	平成21年10月20日	平成21年10月20日から平成30年3月31日まで（研究期間は両者協議の上変更が可能）	当社と静岡県立静岡がんセンターは、胃がんについて、メタボローム解析を用いて低分子バイオマーカーの探索とがん発生メカニズムの解明を行う。得られた成果は、両者の共有とし、持分は別途協議し決定する。
当社	学校法人日本大学	日本	共同研究	平成22年6月8日	平成22年7月1日から平成26年3月31日まで	当社と学校法人日本大学医学部総合医学研究所は、線維筋痛症の低分子の代謝マーカーを開発する。得られた成果は、両者の共有とする。

(3) メタボロミクスキット事業

契約会社名	相手先の名称	相手先の所在地	契約品目	契約締結日	契約期間	契約内容
当社	AGILENT TECHNOLOGIES, Inc.	米国	共同開発	平成17年6月16日	平成17年6月16日から平成18年6月17日まで（期間満了の90日前までに両者のいずれかから書面での通知があった場合を除き、1年ごとに延長される）	当社と AGILENT TECHNOLOGIES, Inc. はメタボローム解析ソリューションを製作するための共同研究を行う。
当社	アジレント・テクノロジー株式会社	日本	メタボロミクスキット等の販売	平成19年10月1日	平成19年10月1日から平成20年9月30日まで（期間満了の1月前までに両者のいずれかから契約終了の申出があった場合を除き、1年ごとに延長される）	上記契約に基づき、当社は、アジレント・テクノロジー株式会社に対し、「HMTメタボロミクスキット」の日本国内における非独占的販売権を付与する。アジレント・テクノロジー株式会社は、同社の販売網を通じて「HMTメタボロミクスキット」の販売を行う。
当社	西川計測株式会社	日本	メタボロミクスキット等の販売	平成19年8月30日	平成19年8月1日から平成20年7月31日まで（契約期間満了の60日前までに両者のいずれかから契約の終了の申出があった場合を除き、1年ごとに延長される）	当社は、西川計測株式会社に対し、HMTメタボロミクスキットの消耗品、サポート商品及び限外ろ過フィルターの日本国内における非独占的に販売する権利を付与する。
当社	Young In Frontier Co., Ltd.	前記(1)メタボローム解析事業に記載のとおりであります。				

(4) 人材派遣事業

契約会社名	相手先の名称	相手先の所在地	契約品目	契約締結日	契約期間	契約内容
当社	学校法人慶應義塾	日本	労働者の派遣	平成18年4月1日	平成18年4月1日から平成19年3月31日まで（期間満了の1月前までに両者のいずれかから書面による申出があった場合を除き、1年ごとに延長される。なお、期間満了により本契約が終了した場合でも、本契約期間中に締結された個別の派遣契約はその期間中有効に存続する）	当社は、別途締結される個別労働者派遣契約書に従い、当社の常用労働者を学校法人慶應義塾へ派遣し、当社は派遣労働者の就業状況に応じて対価を得る。

(5) 事業全般に関する契約

契約会社名	相手先の名称	相手先の所在地	契約品目	契約締結日	契約期間	契約内容
当社	学校法人慶應義塾	日本	特許のライセンス	平成15年10月22日	平成15年10月22日から平成16年10月21日まで（期間満了の1月前までに両者のいずれかから書面による申出があった場合を除き、1年ごとに延長される）	学校法人慶應義塾は、当社に対し同大学が保有する特許「陰イオン性化合物の分離分析方法及び装置」（特許第3341765号）の全ての範囲について通常実施権を許諾する。また、同大学は本特許発明に関する改良技術については、当社に対してその全ての範囲について通常実施権を許諾する。
当社	学校法人慶應義塾（先端生命科学研究所）	日本	共同研究及び成果の相互利用	平成19年8月8日	平成19年4月1日から平成20年3月31日まで（研究期間満了の30日前までに両者のいずれかから書面による申出があった場合を除き、1年ごとに延長される）	当社と慶應義塾大学先端生命科学研究所は、メタボローム測定・解析法の改良及び新たな手法の開発のため、共同研究を行う。当社は、平成25年4月1日から3年間、毎年400万円を本共同研究遂行のための費用として、慶應義塾大学先端生命科学研究所へ支払う。本共同研究により得られた発明等は両者共有とし、その持分は両社双方の貢献度によりその都度協議の上決定する。本契約に基づき両者が所有する測定機器等について、相手方の要請に基づき相互に利用できる。
当社	学校法人慶應義塾	日本	ソフトウェアのライセンス	平成25年4月1日	平成25年4月1日から平成28年3月31日まで	当社と学校法人慶應義塾は、上記契約第4条（機器等の相互利用）において規定される「KeioMasterHands」のライセンス料について、新たに平成25年4月1日から平成28年3月31日間の取扱いについて合意する。当社は、学校法人慶應義塾に対し、ライセンス料として年額300万円を支払う。

6 【研究開発活動】

第10期連結会計年度（自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日）

当社グループは、C E - M S法及びL C - M S法によるメタボローム解析の基盤技術の開発並びに疾患バイオマーカー探索の研究開発活動を行っております。当連結会計年度における研究開発費の総額は118,060千円です。なお、当連結会計年度より、組織変更により従来当社メタボローム解析事業部が担当していた研究開発機能を研究開発事業部へ移管致しました。当社グループは、メタボローム解析技術をコア技術として、その技術及び研究成果を活用しながら、メタボローム解析事業、バイオマーカー事業、メタボロミクスキット事業を展開しております。研究開発事業部は、こうした事業セグメント横断的な基盤となる技術開発を分享しているため、全社として研究開発活動の概要を開示しております。

セグメントごとの研究開発活動を示すと次のとおりであります。

メタボローム解析事業

当事業に係る研究開発費の金額は4,384千円です。当連結会計年度においては、前処理行程を自動化するため前処理ロボットの開発を進めました。

バイオマーカー事業

当事業に係る研究開発費の金額は77,170千円です。当連結会計年度においては、経済産業省「震災復興技術イノベーション創出実証研究事業」に採択された「被災地域のPTSD・うつ病患者検体によるうつ病血液診断キットの実証」課題に取り組み、臨床検体の収集及び測定、アッセイラボの立ち上げに注力しました。

全社研究開発

全社に係る研究開発費の金額は36,505千円です。当連結会計年度においては、基盤技術の開発として、測定物質の感度の向上や標準試薬が販売されていない代謝物質の合成を行い、同定可能物質の拡大に取り組みました。また、C - S C O P E用解析結果作成ツールや、新しい解析ソフトウェア「M e t h o d M a k e r」の開発を進めております。

第11期第2四半期連結累計期間（自 平成25年4月1日 至 平成25年9月30日）

当第2四半期連結累計期間における研究開発費は、42,426千円です。

メタボローム解析事業

当事業に係る研究開発費の金額は38千円です。当第2四半期連結累計期間においては、公的助成金に係る実験計画の検討を行いました。

バイオマーカー事業

当事業に係る研究開発費の金額は29,196千円であります。当第2四半期連結累計期間においては、体外診断用医薬品開発に向けて、酵素や抗体を用いた臨床検査法の開発を進めました。また、既存の開発プロジェクトである糖尿病性腎症及び線維筋痛症のマーカー探索研究を進めるとともに、新たに学校法人慶應義塾と特許実施許諾契約を締結し、肝臓疾患のマーカーの開発権を獲得しました。

全社研究開発

全社に係る研究開発費の金額は13,190千円であります。当第2四半期連結累計期間においては、次世代メタボローム解析技術の開発を視野に、新しい質量分析計の性能検討や、海外の大学との共同研究を行いました。また、継続してC - S C O P E用解析結果作成ツールの開発を進めております。

7 【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

文中の将来に関する事項は、届出書提出日現在において当社が判断したものであります。

当社グループは、第10期連結会計年度より連結財務諸表を作成しております。なお、当社が設立したメタボローム解析事業の販売子会社Human Metabolome Technologies America, Inc.を連結の範囲に含めておりますが、同子会社は設立まもなく、第10期連結会計年度の売上高、損益に与える影響が僅少であるため、前連結会計年度との対比に代わり前事業年度との対比を記載しております。

(1) 重要な会計方針及び見積り

当社グループの連結財務諸表は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して作成されております。この連結財務諸表において、損益又は資産の状況に影響を与える見積りの判断は、一定の会計基準の範囲内において、過去の実績や判断時点で入手可能な情報に基づき合理的に行っておりますが、実際の結果は見積りによる不確実性があるため、これらの見積りと異なる場合があります。当社グループの連結財務諸表で採用する重要な会計方針は、「第5 経理の状況 1 連結財務諸表等 (1)連結財務諸表 注記事項 連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項」に記載しております。

(2) 財政状態の分析

第10期連結会計年度（自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日）

（流動資産）

当連結会計年度における流動資産は、325,099千円（前事業年度比20.7%減）となり、84,940千円減少しました。これは主に、当期純損失の計上等により現金及び預金が75,321千円、売掛金が18,189千円それぞれ減少したこと等によります。

（固定資産）

当連結会計年度における固定資産は、100,123千円（前事業年度比1.1%減）となり、1,088千円減少しました。これは主に、新しい分析装置等の導入により工具、器具及び備品が22,147千円、リース資産が24,555千円増加するとともに、有形固定資産の減価償却累計額が47,117千円増加したこと等によるものです。

（流動負債）

当連結会計年度における流動負債は、152,848千円（前事業年度比27.1%増）となり、32,605千円増加しました。これは主に、研究開発投資のための運転資金へ充当するため短期借入金が15,000千円、リース債務が5,188千円増加したこと等によるものです。

（固定負債）

当連結会計年度における固定負債は、98,709千円（前事業年度比22.2%減）となり、28,141千円減少しました。これは主に、リース債務が9,473千円増加したものの、長期借入金17,850千円、長期預り金が19,649千円が減少したこと等によるものです。

（純資産）

当連結会計年度における純資産は、173,665千円（前事業年度比34.3%減）となり、90,492千円減少しました。これは、為替換算調整勘定が4,769千円増加したものの、当期純損失95,261千円の計上により、利益剰余金が同額減少したことによるものです。その結果、当連結会計年度における自己資本比率は40.8%（前事業年度比10.9ポイント低下）となり、当連結会計年度における1株当たり純資産額は44円70銭（前事業年度比23円29銭の減少）となりました。

第11期第2四半期連結累計期間（自 平成25年4月1日 至 平成25年9月30日）

（流動資産）

当第2四半期連結会計期間末における流動資産は、274,556千円（前連結会計年度比15.5%減）となり、50,543千円減少しました。これは、現金及び預金が36,827千円、売掛金が25,088千円減少したこと等によります。

（固定資産）

当第2四半期連結会計期間末における固定資産は、88,898千円（前連結会計年度比11.2%減）となり、11,224千円減少しました。これは、減価償却累計額が16,616千円増加したこと等によります。

（流動負債）

当第2四半期連結会計期間末における流動負債は166,068千円（前連結会計年度比8.6%増）となり、前連結会計年度末に比べ13,220千円増加しました。これは、1年以内返済予定の長期借入金が38,580千円増加したものの、短期借入金が40,000千円減少したことや、質量分析装置の年間保守料や前受金等の増加によりその他の流動負債が19,261千円増加したこと等によります。

（固定負債）

当第2四半期連結会計期間末における固定負債は82,981千円（前連結会計年度比15.9%減）となり、前連結会計年度末に比べ15,728千円減少しました。これは、長期借入金が8,520千円、リース債務が7,122千円減少したことによるものです。

（純資産）

純資産は114,405千円（前連結会計年度比34.1%減）となり、前連結会計年度末に比べ59,260千円減少しました。これは、四半期純損失の計上60,816千円と為替換算調整勘定の増加1,556千円によるものです。

(3) 経営成績の分析

第10期連結会計年度（自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日）

（売上高）

当連結会計年度における売上高は496,296千円（前事業年度比4.9%減）となりました。メタボローム解析事業は、解析サービスの見直しによるキャンペーン等の販促活動減少により375,151千円（前事業年度比6.8%減）となりました。バイオマーカー事業は、バイオマーカー探索研究に係る研究協力金が増加し18,000千円（前事業年度比140.0%増）となりました。メタボロミクスキット事業は、メタボロミクスキットの販売数量は減少したものの、限外ろ過フィルターの販売が好調で51,638千円（前事業年度比9.1%増）となっております。人材派遣事業は、派遣従業員数の減少により51,507千円（前事業年度比20.2%減）となりました。

（売上総利益）

当連結会計年度における売上原価は202,319千円（前事業年度比32.0%増）となりました。売上原価率は40.8%となり、前事業年度より11.4ポイント上昇しました。これは主に、メタボロミクスキット事業において原価率の高い限外ろ過フィルターの販売が拡大し売上高に占める当該事業の割合が増加したこと、組織や業務分掌の変更に伴い製造費用に計上される経費が増加したこと等によるものです。以上の結果、売上総利益は293,977千円（前事業年度比20.3%減）となりました。

（営業損益）

当連結会計年度においては、国や公的機関から採択された研究開発課題に対する補助金が減少し研究開発費が114,530千円減少した結果、販売費及び一般管理費は398,789千円（前事業年度比16.0%減）となりました。この結果、営業損失は104,812千円（前事業年度は106,132千円の損失）となりました。

（経常損益）

当連結会計年度においては、過年度の公的補助金について今後の収益納付の見込み額を見直した結果、長期預り金に計上し、収益を繰延べていたものを一部取り崩し、19,687千円を補助金収入として計上しました。その結果、営業外収益は20,042千円（前事業年度比67.1%減）となりました。また、公的な補助金を原資に購入した研究開発用資産をメタボローム解析事業用資産として転用したため、補助金返還損を5,556千円計上しました。この結果、経常損失は93,460千円（前事業年度は47,801千円の損失）となりました。

（当期純損益）

当連結会計年度における税金費用等は1,801千円（前事業年度は 1,442千円）となりました。この結果、当連結会計年度における当期純損失は95,261千円（前事業年度は46,358千円の損失）となりました。

第11期第2四半期連結累計期間（自 平成25年4月1日 至 平成25年9月30日）

（売上高）

当第2四半期連結累計期間における売上高は203,700千円となりました。メタボローム解析事業は、新しい解析プランC - S C O P Eの投入や、医薬分野の顧客開拓強化により163,525千円となりました。バイオマーカー事業は、大うつ病性障害のバイオマーカーについて体外診断用医薬品の共同開発費に係る研究協力を計上し3,750千円となりました。メタボロミクスキット事業は、前期販売好調だった限外濾過フィルターの需要が一巡したことにより12,145千円となりました。人材派遣事業は、派遣従業員の減少により24,279千円となりました。

（売上総利益）

当第2四半期連結累計期間における売上原価は88,261千円となりました。売上原価率は原価率の高い限外濾過フィルターの販売比率が低下したこと等により43.3%となりました。以上の結果、売上総利益は115,438千円となりました。

（営業損益）

当第2四半期連結累計期間における販売費及び一般管理費は、198,434千円となりました。これは主に、国や公的機関からの補助金の減少により研究開発費が減少したものの、人員数の増加等により人件費が増加したことによるものです。この結果、営業損失は82,995千円となりました。

（経常損益）

当第2四半期連結累計期間においては、補助金収入を計上した結果、営業外収益は25,973千円となりました。営業外費用は、支払利息等2,408千円を計上し、この結果、経常損失は59,431千円となりました。

（四半期純損益）

当第2四半期連結累計期間における税金費用等は1,385千円となりました。この結果、四半期純損失は60,816千円となりました。

(4) 経営成績に重要な影響を与える要因について

経営成績に重要な影響を与える要因については、「第2 事業の状況 4 事業等のリスク」をご参照ください。

(5) キャッシュ・フローの状況の分析

キャッシュ・フローの分析については、「第2 事業の状況 1 業績等の概要」をご参照ください。

(6) 戦略的現状と見通し

当社は事業拡大のため、メタボローム解析事業の海外展開とバイオマーカー事業の収益化に向けて、海外販売子会社の設立、大うつ病性障害バイオマーカーを用いた臨床検査法の開発を進めてまいりました。海外子会社については、平成24年10月にアメリカ合衆国マサチューセッツ州ケンブリッジ市に設立し、C - S C O P Eを中心に販売活動を開始しており、今後事業の拡大が期待できると考えております。大うつ病性障害バイオマーカーについては、複数の国の補助金を活用し、機器分析や酵素反応を用いた測定法の開発、臨床データの蓄積、アッセイラボの立上げ等に取り組んでまいりました。こうした成果を活用し、今後国内外の診断、臨床検査企業との提携ができるものと考えております。

(7) 経営者の問題意識と今後の方針

メタボローム解析事業を収益基盤の基礎となる事業と位置付け、バイオマーカー事業を中長期的に成長を牽引する事業と位置付けております。メタボローム解析事業においては、今後海外への展開が重要と認識しており、アメリカ合衆国に設立した販売子会社を中心に海外への展開に注力してまいります。北米地域には競合他社により開拓された市場が存在しているため、差別化できる解析サービスを投入し、同地域でのシェアを拡大してまいります。バイオマーカー事業においては、現在開発を進めている大うつ病性障害バイオマーカーの診断、臨床検査分野での事業化が最重要課題です。今後、当社が開発した測定法を活用し、診断、臨床検査企業との提携実現を目指してまいります。

第3 【設備の状況】

1 【設備投資等の概要】

第10期連結会計年度（自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日）

当連結会計年度の設備投資については、解析能力の増強や、バイオマーカーの検査法開発の加速を目的とした設備投資を実施しております。なお、有形固定資産の他、無形固定資産への投資を含めて記載しております。

当連結会計年度の設備投資の総額は、47,919千円であり、セグメントごとの設備投資について示すと、次のとおりであります。

(1) メタボローム解析事業

当連結会計年度の主な設備投資は、C - S C O P E 解析用として、リースによりキャピラリー電気泳動 - 三連四重極型質量分析計等総額28,190千円の投資を行いました。なお、重要な設備の除却又は売却はありません。

(2) バイオマーカー事業

当連結会計年度の主な設備投資は、国の補助金を活用し、大うつ病性障害バイオマーカーの機器分析法開発のためイオンクロマトグラフィー等総額13,240千円の投資を行いました。なお、重要な設備の除却又は売却はありません。

(3) メタボロミクスキット事業

当連結会計年度の主な設備投資は、限外ろ過フィルター製造のための金型等総額4,671千円の投資を行いました。なお、重要な設備の除却又は売却はありません。

(4) 全社共通

当連結会計年度の主な設備投資は、ファイアーウォールの入替えなどIT関連機器等総額1,815千円の投資を行いました。なお、重要な設備の除却又は売却はありません。

第11期第2四半期連結累計期間（自 平成25年4月1日 至 平成25年9月30日）

当第2四半期連結累計期間における設備投資総額は、6,513千円であり、セグメントごとの設備投資について示すと、次のとおりであります。

(1) メタボローム解析事業

当第2四半期連結累計期間の主な設備投資は、子会社のIT機器へ209千円の投資を行いました。なお、重要な設備の除却又は売却はありません。

(2) バイオマーカー事業

当第2四半期連結累計期間の主な設備投資は、統計解析用ソフトウェアへ177千円の投資を行いました。
なお、重要な設備の除却又は売却はありません。

(3) メタボロミクスキット事業

当第2四半期連結累計期間の主な設備投資は、解析用ソフトウェアへ750千円の投資を行いました。な
お、重要な設備の除却又は売却はありません。

(4) 全社共通

当第2四半期連結累計期間の主な設備投資は、実験室の空調やサーバー等IT関連機器へ総額5,377千
円の投資を行いました。なお、重要な設備の除却又は売却はありません。

2 【主要な設備の状況】

(1) 提出会社

平成25年3月31日現在

事業所名 (所在地)	セグメント の名称	設備の内容	帳簿価額(千円)					従業員 数(名)
			建物	工具、器具 及び備品	リース 資産	ソフト ウェア	合計	
本社研究所 (山形県鶴岡市)	メタボローム 解析事業	質量分析 装置他実 験設備	3,574	9,920	48,139	1,109	62,743	8 (4)
	バイオマ ーカー事業	同上	1,549	15,815		249	17,614	4 (2)
	メタボロミ クスキット事業	製造治具		2,145		1,000	3,145	3 ()
東京事務所 (東京都中央区)	全社共通	サー バー 等	3,737	662		2,661	7,060	19 (1)

- (注) 1. 現在休止中の主要な設備はありません。
2. 上記の金額には消費税等は含まれておりません。
3. 従業員欄の(外書)は、臨時従業員の最近1年間の平均雇用人員であります。
4. 上記の他、連結会社以外から賃借している設備の内容は、下記のとおりであります。

事業所名 (所在地)	セグメントの名称	設備の内容	年間リース料 (千円)	リース契約残高 (千円)
本社研究所 (山形県鶴岡市)	メタボローム解 析事業	質量分析装置等	3,645	2,072
東京事務所 (東京都中央区)	全社共通	複合機	555	1,031

(2) 在外子会社

平成25年3月31日現在

会社名	事業所名 (所在地)	セグメントの 名称	設備の内容	帳簿価額(千円)		従業員 数(名)
				工具、器具 及び備品	合計	
Human Metabolome Technologies America, Inc.	(米国マサチュー セッツ州ケンブ リッジ市)	メタボローム 解析事業	PC	165	165	2

- (注) 1. 現在休止中の主要な設備はありません。
 2. 上記の金額には消費税等は含まれておりません。
 3. 上記の他、連結会社以外から賃借している設備の内容は、下記のとおりであります。

会社名	事業所名 (所在地)	セグメントの 名称	設備の内容	年間リース料 (千円)	リース契約 残高(千円)
Human Metabolome Technologies America, Inc.	(米国マサチュー セッツ州ケンブ リッジ市)	メタボローム 解析事業	社用車	576	4,288

3 【設備の新設、除却等の計画】(平成25年10月31日現在)

(1) 重要な設備の新設等

会社名	事業所名 (所在地)	セグメント の名称	設備の内容	投資予定額		資金調達 方法	着手 年月	完成予定 年月	完成後の 増加能力
				総額 (千円)	既支払額 (千円)				
提出 会社	本社研究所 (山形県 鶴岡市)	メタボロー ム解析	メタボロー ム解析用分 析装置及び 実験設備	89,500	209	自己資金 増資資金	平成25年 10月	平成27年 7月	(注1)
		バイオマー カー	マーカー検 査法開発用 実験設備	41,600	177	自己資金 増資資金	平成25年 7月	平成27年 4月	(注1)
		メタボロミ クスキット	実験用設備	1,790	750	自己資金 増資資金	平成25年 7月	平成26年 3月	(注1)
		全社資産	実験設備及 び解析用情 報機器	29,900	3,277	自己資金 増資資金	平成25年 8月	平成27年 10月	(注1)
	東京事務所 (東京都 中央区)	全社資産	業務システ ム及び事務 所改装	10,130	2,100	自己資金 増資資金	平成25年 7月	平成27年 4月	(注1)

(注) 1 増加能力につきましては、合理的に算定できないため記載しておりません。

2 上記の金額には、消費税等は含まれておりません。

(2) 重要な設備の除却等

特記すべき事項はありません。

第4 【提出会社の状況】

1 【株式等の状況】

(1) 【株式の総数等】

【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	12,000,000
計	12,000,000

(注) 平成25年9月24日開催の取締役会決議により、平成25年10月16日付で株式分割にともなう定款変更が行われ、発行可能株式総数は11,960,000株増加し、12,000,000株となっております。

【発行済株式】

種類	発行数(株)	上場金融商品取引所名又は 登録認可金融商品取引業協会名	内容
普通株式	3,885,000	非上場	完全議決権株式であり、株主としての権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式であります。単元株式数は100株であります。
計	3,885,000		

(注) 平成25年9月24日開催の取締役会決議により、平成25年10月16日付で1株を300株に分割いたしました。これにより株式数は3,872,050株増加し、発行済株式総数は3,885,000株となっております。また、平成25年10月15日開催の臨時株主総会決議に基づき、定款第7条を新設し、平成25年10月16日付をもって100株を1単元とする単元株制度を導入しております。

(2) 【新株予約権等の状況】

平成13年改正旧商法第280条ノ20及び第280条ノ21の規定に基づき発行した新株予約権は、次のとおりであります。

第1回（平成16年6月24日定時株主総会決議）

	事業年度末現在 (平成25年3月31日)	提出日の前月末現在 (平成25年10月31日)
新株予約権の数(個)	15(注1)	15(注1)
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)		
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数(株)	15(注3、6)	4,500(注2、3、6)
新株予約権の行使時の払込金額(円)	50,000(注4、6)	167(注4、6)
新株予約権の行使期間	平成18年7月1日から 平成26年5月31日まで	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 50,000(注6) 資本組入額25,000(注6)	発行価格 167(注6) 資本組入額 84(注6)
新株予約権の行使の条件	(注5)	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権を譲渡する場合は、取締役会の承認を必要とする。	同左
代用払込みに関する事項		
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項		

- (注) 1. 株主総会決議により承認を受けた新株予約権の数は1,500個であり、平成17年3月2日開催の取締役会において上記条件の新株予約権15個の付与を決議しております。
2. 新株予約権1個につき目的となる株式数は、300株であります。
3. 株式分割又は株式併合を行う場合、次の算式により調整するものとする。ただし、かかる調整は、新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的となる株式の数について行われ、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てる。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{\text{新規発行前の株価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行による増加株式数}}$$

上記算式において、「既発行株式数」とは、発行済株式総数から当社が保有する自己株式数を控除した数とし、自己株式を処分する場合には「新規発行」を「自己株式の処分」、「1株当たり払込金額」を「1株当たり処分金額」と読み替えるものとする。さらに、他社と合併を行い本新株予約権が承継される場合、又は、会社分割を行う場合、並びに完全子会社となる株式交換又は株式移転を行い本新株予約権が承継される場合、当社は必要と認める払込金額の調整を行う。

なお、株式分割又は株式併合を行う場合は、次の算式により1株当たりの払込金額を調整し、調整により1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

5. 新株予約権の行使の条件は、以下のとおりであります。

特願2004-38647(「発明名称:遺伝子産物の機能同定方法及び結合物質同定方法」が登録されていることを要する。

当社普通株式が上場していることを要する。

その他の権利の行使の条件は、当社と新株予約権者との間で締結する新株予約権割当契約による。

6. 平成25年10月16日付で普通株式1株を300株とする株式分割を行っております。これにより、新株予約権の目的となる株式の数、新株予約権の行使時の払込金額、新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額が調整されています。

第2回（平成16年6月24日定時株主総会決議）

	事業年度末現在 (平成25年3月31日)	提出日の前月末現在 (平成25年10月31日)
新株予約権の数(個)	960(注1)	950(注1)
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)		
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数(株)	960(注3、6)	285,000(注2、3、6)
新株予約権の行使時の払込金額(円)	50,000(注4、6)	167(注4、6)
新株予約権の行使期間	平成18年7月1日から 平成26年5月31日まで	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 50,000(注6) 資本組入額25,000(注6)	発行価格 167(注6) 資本組入額 84(注6)
新株予約権の行使の条件	(注5)	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権を譲渡する場合は、取締役会の承認を必要とする。	同左
代用払込みに関する事項		
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項		

(注) 1. 株主総会決議により承認を受けた新株予約権の数は1,500個であり、平成17年3月8日開催の取締役会において上記条件の新株予約権1,015個の付与を決議しております。以降、退職等の理由により付与された新株予約権65個が権利消滅により減少しております。

2. 新株予約権1個につき目的となる株式数は、300株であります。

3. 株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により調整するものとする。

ただし、かかる調整は、新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的となる株式の数について行われ、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てる。

調整後株式数 = 調整前株式数 × 分割・併合の比率

また、他社と合併を行い本新株予約権が承継される場合、または当社が会社分割を行う場合、並びに、当社が完全子会社となる株式交換または株式移転を行い本新株予約権が承継される場合、当社は必要と認める株式数の調整を行うものとする。

4. 時価を下回る価額で、新株を発行または自己株式を処分する場合は、次の算式により1株当たりの払込金額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{\text{新規発行前の株価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行による増加株式数}}$$

上記算式において、「既発行株式数」とは、発行済株式総数から当社が保有する自己株式数を控除した数とし、自己株式を処分する場合には「新規発行」を「自己株式の処分」、「1株当たり払込金額」を「1株当たり処分金額」と読み替えるものとする。さらに、他社と合併を行い本新株予約権が承継される場合、または、会社分割を行う場合、並びに完全子会社となる株式交換または株式移転を行い本新株予約権が承継される場合には、当社は必要と認める払込金額の調整を行う。

なお、株式分割または株式併合を行う場合は、次の算式により1株当たりの払込金額を調整し、調整により1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

5. 新株予約権の行使の条件は、以下のとおりであります。

新株予約権の割当を受けた者が、権利行使時において当社の取締役または従業員の地位を有していること、あるいは当社と顧問契約または共同研究契約を締結していることを要する。ただし、定年退職その他取締役会が正当な理由があると認めた場合、相続により新株予約権を取得した場合はこの限りでない。

当社普通株式が上場していることを要する。

その他の権利の行使の条件は、当社と新株予約権者との間で締結する新株予約権割当契約による。

6. 平成25年10月16日付で普通株式1株を300株とする株式分割を行っております。これにより、新株予約権の目的となる株式の数、新株予約権の行使時の払込金額、新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額が調整されています。

会社法第236条、第238条及び第239条に基づき発行した新株予約権は、次のとおりであります。

第3回（平成18年6月23日定時株主総会決議）

	事業年度末現在 (平成25年3月31日)	提出日の前月末現在 (平成25年10月31日)
新株予約権の数(個)	100(注1)	100(注1)
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)		
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数(株)	100(注3、7)	30,000(注2、3、7)
新株予約権の行使時の払込金額(円)	200,000(注4、7)	667(注4、7)
新株予約権の行使期間	平成20年7月1日から 平成28年5月31日まで	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 200,000(注7) 資本組入額100,000(注7)	発行価格 667(注7) 資本組入額 334(注7)
新株予約権の行使の条件	(注5)	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権を譲渡する場合は、取締役会の承認を必要とする。	同左
代用払込みに関する事項		
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項		

- (注) 1. 株主総会決議により承認を受けた新株予約権の数は1,200個であり、平成18年10月12日開催の取締役会において上記条件の新株予約権200個の付与を決議しております。以降、退任により付与された新株予約権100個が権利消滅により減少しております。
2. 新株予約権1個につき目的となる株式数は、300株であります。
3. 株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により調整するものとする。
ただし、かかる調整は、新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的となる株式の数について行われ、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てる。

調整後株式数 = 調整前株式数 × 分割・併合の比率

また、他社と合併を行い本新株予約権が承継される場合、または、当社が会社分割を行う場合、並びに、当社が完全子会社となる株式交換または株式移転を行い本新株予約権が承継される場合、当社は必要と認める株式数の調整を行うものとする。

4. 時価を下回る価額で、新株を発行または自己株式を処分する場合は、次の算式により1株当たりの払込金額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{\text{新規発行前の株価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行による増加株式数}}$$

上記算式において、「既発行株式数」とは、発行済株式総数から当社が保有する自己株式数を控除した数とし、自己株式を処分する場合には「新規発行」を「自己株式の処分」、「1株当たり払込金額」を「1株当たり処分金額」と読み替えるものとする。さらに、他社と合併を行い本新株予約権が承継される場合、または、会社分割を行う場合、並びに、完全子会社となる株式交換または株式移転を行い本新株予約権が承継される場合には、当社は必要と認める行使価額の調整を行う。

なお、株式分割または株式併合を行う場合は、次の算式により1株当たりの行使価額を調整し、調整により1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

5. 新株予約権の行使の条件は、以下のとおりであります。

新株予約権の割当を受けた者が、権利行使時において当社の取締役または従業員の地位を有していること、あるいは当社と顧問契約または共同研究契約を締結していることを要する。ただし、定年退職その他取締役会が正当な理由があると認めた場合、相続により新株予約権を取得した場合はこの限りでない。

当社普通株式が上場していることを要する。

その他の権利の行使の条件は、当社と新株予約権者との間で締結する新株予約権割当契約による。

6. 新株予約権の取得条項

新株予約権者または相続人が権利を行使する条件に該当しなくなった場合は、取締役会が別途定める日をもって無償で取得することができる。

消滅会社となる合併契約書承認の議案が株主総会で承認された場合、または、完全子会社となる株式交換契約書承認の議案もしくは株式移転計画の議案が株主総会で承認された場合は、取締役会が別途定める日をもって無償で取得することができる。

7. 平成25年10月16日付で普通株式1株を300株とする株式分割を行っております。これにより、新株予約権の目的となる株式の数、新株予約権の行使時の払込金額、新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額が調整されています。

第4回（平成19年6月28日定時株主総会決議）

	事業年度末現在 (平成25年3月31日)	提出日の前月末現在 (平成25年10月31日)
新株予約権の数(個)	200(注1)	200(注1)
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)		
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数(株)	200(注3、8)	60,000(注2、3、8)
新株予約権の行使時の払込金額(円)	200,000(注4、8)	667(注4、8)
新株予約権の行使期間	平成22年6月6日から 平成29年5月31日まで	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 200,000(注8) 資本組入額100,000(注8)	発行価格 667(注8) 資本組入額 334(注8)
新株予約権の行使の条件	(注5)	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権を譲渡する場合は、取締役会の承認を必要とする。	同左
代用払込みに関する事項		
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注6)	同左

(注) 1. 株主総会決議により承認を受けた新株予約権の数は1,000個であり、平成20年6月5日開催の取締役会において上記条件の新株予約権200個の付与を決議しております。

2. 新株予約権1個につき目的となる株式数は、300株であります。

3. 株式分割、株式併合または株式無償割当てを行う場合、次の算式により調整するものとする。

ただし、かかる調整は、新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的となる株式の数について行われ、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てる。

調整後株式数 = 調整前株式数 × 分割・併合・無償割当ての比率

また、割当日後、資本の減少、合併または会社分割等、株式の数の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、資本の減少、合併または会社分割等の条件を勘案の上、合理的な範囲で株式の数の調整を行う。

4. 調整前行使価額を下回る価額で、新株を発行または自己株式を処分する場合は、次の算式により行使価額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times \text{1株当たり払込金額}}{\text{新規発行前の株価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行による増加株式数}}$$

上記算式において、「既発行株式数」とは、発行済株式総数から当社が保有する自己株式数を控除した数とし、自己株式を処分する場合には「新規発行」を「自己株式の処分」、「1株当たり払込金額」を「1株当たり処分金額」と読み替えるものとする。さらに、割当日以降、資本の減少、合併または会社分割等、株式の行使価額を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、資本の減少、合併または会社分割等の条件等を勘案の上、当社は合理的な範囲で行使価額の調整を行う。

なお、株式分割、株式併合または株式無償割当てを行う場合は、次の算式により1株当たりの行使価額を調整し、調整により1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合・無償割当ての比率}}$$

5. 新株予約権の行使の条件は、以下のとおりであります。

新株予約権の割当を受けた者が、権利行使時において当社の取締役、監査役または従業員の地位を有していること、あるいは当社と顧問契約または共同研究契約を締結していることを要する。ただし、定年退職その他取締役会が正当な理由があると認めた場合、相続により新株予約権を取得した場合はこの限りでない。

当社普通株式が上場していることを要する。

その他の権利の行使の条件は、当社と新株予約権者との間で締結する新株予約権割当契約による。

6. 合併（合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割もしくは新設分割（それぞれ分割会社となる場合に限る。）、または株式交換もしくは株式移転（それぞれ完全子会社となる場合に限る。）（以上を総称して以下、「組織再編行為」という。）をする場合において、組織再編行為の効力発生日（吸収合併につき吸収合併の効力発生日、新設合併につき新設合併設立会社成立の日、吸収分割につき吸収分割の効力発生日、新設分割につき新設分割設立会社の成立の日、株式交換につき株式交換の効力発生日、及び株式移転につき株式移転設立完全親会社の成立の日をいう。）の直前において残存する新株予約権（以下「残存新株予約権」という。）を保有する新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号イからホまでに掲げる株式会社（以下「再編対象会社」という。）の新株予約権をそれぞれ交付することとする。この場合において、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社は新株予約権を新たに発行するものとする。ただし、以下の各号に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約または株式移転計画において定めることを条件とする。

交付する再編対象会社の新株予約権の数

新株予約権者が保有する残存新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。

新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類

再編対象会社の普通株式とする。

新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数

組織再編行為の条件等を勘案の上、上記3及び4に準じて決定する。

新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、上記5で定める行使価額と組織再編行為の条件等を勘案の上、調整して得られる再編後払込金額に上記に従って決定される当該新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とする。

新株予約権を行使することができる期間

上記新株予約権の行使期間に定める行使期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のうち、いずれか遅い日から、当初の上記新株予約権の行使期間に定める期間の満了日までとする。

新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

上記「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」に準じて決定する。

譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の取締役会の承認を要するものとする。

新株予約権の行使の条件及び取得条項

上記「新株予約権の行使の条件」及び以下の7に準じて決定する。

7. 新株予約権の取得条項

新株予約権者または相続人が権利を行使する条件に該当しなくなった場合は、取締役会が別途定める日をもって無償で取得することができる。

消滅会社となる合併契約書承認の議案が株主総会で承認された場合、または、完全子会社となる株式交換契約書承認の議案もしくは株式移転計画の議案が株主総会で承認された場合は、取締役会が別途定める日をもって無償で取得することができる。

8. 平成25年10月16日付で普通株式1株を300株とする株式分割を行っております。これにより、新株予約権の目的となる株式の数、新株予約権の行使時の払込金額、新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額が調整されています。

第5回（平成20年6月23日定時株主総会決議）

	事業年度末現在 (平成25年3月31日)	提出日の前月末現在 (平成25年10月31日)
新株予約権の数(個)	235(注1)	225(注1)
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)		
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数(株)	235(注3、8)	67,500(注2、3、8)
新株予約権の行使時の払込金額(円)	200,000(注4、8)	667(注4、8)
新株予約権の行使期間	平成22年8月8日から 平成30年5月31日まで	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 200,000(注8) 資本組入額100,000(注8)	発行価格 667(注8) 資本組入額 334(注8)
新株予約権の行使の条件	(注5)	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権を譲渡する場合は、取締役会の承認を必要とする。	同左
代用払込みに関する事項		
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注6)	同左

(注) 1. 株主総会決議により承認を受けた新株予約権の数は800個であり、平成20年8月7日開催の取締役会において上記条件の新株予約権310個の付与を決議しております。以降、退職等の理由により付与された新株予約権85個が権利消滅により減少しております。

2. 新株予約権1個につき目的となる株式数は、300株であります。

3. 株式分割、株式併合または株式無償割当てを行う場合、次の算式により調整するものとする。

ただし、かかる調整は、新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的となる株式の数について行われ、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てる。

調整後株式数 = 調整前株式数 × 分割・併合・無償割当ての比率

また、割当日後、資本の減少、合併または会社分割等、株式の数の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、資本の減少、合併または会社分割等の条件を勘案の上、合理的な範囲で株式の数の調整を行う。

4. 調整前行使価額を下回る価額で、新株を発行または自己株式を処分する場合は、次の算式により行使価額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{\text{新規発行前の株価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行による増加株式数}}$$

上記算式において、「既発行株式数」とは、発行済株式総数から当社が保有する自己株式数を控除した数とし、自己株式を処分する場合には「新規発行」を「自己株式の処分」、「1株当たり払込金額」を「1株当たり処分金額」と読み替えるものとする。さらに、割当日以降、資本の減少、合併または会社分割等、株式の行使価額を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、資本の減少、合併または会社分割等の条件等を勘案の上、当社は合理的な範囲で行使価額の調整を行う。

なお、株式分割、株式併合または株式無償割当てを行う場合は、次の算式により行使価額を調整し、調整による1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合・無償割当ての比率}}$$

5. 新株予約権の行使の条件は、以下のとおりであります。
- 新株予約権の割当を受けた者が、権利行使時において当社の取締役、監査役または従業員の地位を有していること、あるいは当社と顧問契約または共同研究契約を締結していることを要する。ただし、定年退職その他取締役会が正当な理由があると認めた場合、相続により新株予約権を取得した場合はこの限りでない。
- 当社普通株式が上場していることを要する。
- その他の権利の行使の条件は、当社と新株予約権者との間で締結する新株予約権割当契約による。
6. 合併（合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割もしくは新設分割（それぞれ分割会社となる場合に限る。）、または株式交換もしくは株式移転（それぞれ完全子会社となる場合に限る。）（以上を総称して以下、「組織再編行為」という。）をする場合において、組織再編行為の効力発生日（吸収合併につき吸収合併の効力発生日、新設合併につき新設合併設立会社成立の日、吸収分割につき吸収分割の効力発生日、新設分割につき新設分割設立会社の成立の日、株式交換につき株式交換の効力発生日、及び株式移転につき株式移転設立完全親会社の成立の日をいう。）の直前において残存する新株予約権（以下「残存新株予約権」という。）を保有する新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号イからホまでに掲げる株式会社（以下「再編対象会社」という。）の新株予約権をそれぞれ交付することとする。この場合において、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社は新株予約権を新たに発行するものとする。ただし、以下の各号に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約または株式移転計画において定めることを条件とする。
- 交付する再編対象会社の新株予約権の数
- 新株予約権者が保有する残存新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。
- 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類
- 再編対象会社の普通株式とする。
- 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数
- 組織再編行為の条件等を勘案の上、上記3及び4に準じて決定する。
- 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額
- 交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、上記5で定める行使価額と組織再編行為の条件等を勘案の上、調整して得られる再編後払込金額に上記 に従って決定される当該新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とする。
- 新株予約権を行使することができる期間
- 上記新株予約権の行使期間に定める行使期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のうち、いずれか遅い日から、当初の上記新株予約権の行使期間に定める期間の満了日までとする。
- 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項
- 上記「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」に準じて決定する。
- 譲渡による新株予約権の取得の制限
- 譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の取締役会の承認を要するものとする。
- 新株予約権の行使の条件及び取得条項
- 上記「新株予約権の行使の条件」及び以下の7に準じて決定する。
7. 新株予約権の取得条項
- 新株予約権者または相続人が権利を行使する条件に該当しなくなった場合は、取締役会が別途定める日をもって無償で取得することができる。
- 消滅会社となる合併契約書承認の議案が株主総会で承認された場合、または、完全子会社となる株式交換契約書承認の議案もしくは株式移転計画の議案が株主総会で承認された場合は、取締役会が別途定める日をもって無償で取得することができる。
8. 平成25年10月16日付で普通株式1株を300株とする株式分割を行っております。これにより、新株予約権の目的となる株式の数、新株予約権の行使時の払込金額、新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額が調整されています。

第6回（平成22年6月23日定時株主総会決議）

	事業年度末現在 (平成25年3月31日)	提出日の前月末現在 (平成25年10月31日)
新株予約権の数(個)	485(注1)	465(注1)
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)		
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数(株)	485(注3、8)	139,500(注2、3、8)
新株予約権の行使時の払込金額(円)	200,000(注4、8)	667(注4、8)
新株予約権の行使期間	平成24年12月18日から 平成32年5月31日まで	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 200,000(注8) 資本組入額100,000(注8)	発行価格 667(注8) 資本組入額 334(注8)
新株予約権の行使の条件	(注5)	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権を譲渡する場合は、取締役会の承認を必要とする。	同左
代用払込みに関する事項		
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注6)	同左

(注) 1. 株主総会決議により承認を受けた新株予約権の数は600個であり、平成22年12月8日開催の取締役会において上記条件の新株予約権590個の付与を決議しております。以降、退職等の理由により付与された新株予約権125個が権利消滅により減少しております。

2. 新株予約権1個につき目的となる株式数は、300株であります。

3. 株式分割、株式併合または株式無償割当てを行う場合、次の算式により調整するものとする。

ただし、かかる調整は、新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的となる株式の数について行われ、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てる。

調整後株式数 = 調整前株式数 × 分割・併合・無償割当ての比率

また、割当日後、資本の減少、合併または会社分割等、株式の数の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、資本の減少、合併または会社分割等の条件を勘案の上、合理的な範囲で株式の数の調整を行う。

4. 調整前行使価額を下回る価額で、新株を発行または自己株式を処分する場合は、次の算式により行使価額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{\text{新規発行前の株価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行による増加株式数}}$$

上記算式において、「既発行株式数」とは、発行済株式総数から当社が保有する自己株式数を控除した数とし、自己株式を処分する場合には「新規発行」を「自己株式の処分」、「1株当たり払込金額」を「1株当たり処分金額」と読み替えるものとする。さらに、割当日以降、資本の減少、合併または会社分割等、株式の行使価額を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、資本の減少、合併または会社分割等の条件等を勘案の上、当社は合理的な範囲で行使価額の調整を行う。

なお、株式分割、株式併合または株式無償割当てを行う場合は、次の算式により行使価額を調整し、調整による1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合・無償割当ての比率}}$$

5. 新株予約権の行使の条件は、以下のとおりであります。

新株予約権の割当を受けた者が、権利行使時において当社の取締役、監査役または従業員の地位を有していること、あるいは当社と顧問契約または共同研究契約を締結していることを要する。ただし、定年退職その他取締役会が正当な理由があると認めた場合はこの限りでない。

当社普通株式が上場していることを要する。

6. 合併（合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割もしくは新設分割（それぞれ分割会社となる場合に限る。）、または株式交換もしくは株式移転（それぞれ完全子会社となる場合に限る。）（以上を総称して以下、「組織再編行為」という。）をする場合において、組織再編行為の効力発生日（吸収合併につき吸収合併の効力発生日、新設合併につき新設合併設立会社成立の日、吸収分割につき吸収分割の効力発生日、新設分割につき新設分割設立会社の成立の日、株式交換につき株式交換の効力発生日、及び株式移転につき株式移転設立完全親会社の成立の日をいう。）の直前において残存する新株予約権（以下「残存新株予約権」という。）を保有する新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号イからホまでに掲げる株式会社（以下「再編対象会社」という。）の新株予約権をそれぞれ交付することとする。この場合において、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社は新株予約権を新たに発行するものとする。ただし、以下の各号に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約または株式移転計画において定めることを条件とする。
 - 交付する再編対象会社の新株予約権の数
 - 新株予約権者が保有する残存新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。
 - 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類
 - 再編対象会社の普通株式とする。
 - 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数
 - 組織再編行為の条件等を勘案の上、上記3及び4に準じて決定する。
 - 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額
 - 交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、上記5で定める行使価額と組織再編行為の条件等を勘案の上、調整して得られる再編後払込金額に上記に従って決定される当該新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とする。
 - 新株予約権を行使することができる期間
 - 上記新株予約権の行使期間に定める行使期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のうち、いずれか遅い日から、当初の上記新株予約権の行使期間に定める期間の満了日までとする。
 - 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項
 - 上記「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」に準じて決定する。
 - 譲渡による新株予約権の取得の制限
 - 譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の取締役会の承認を要するものとする。
 - 新株予約権の行使の条件及び取得条項
 - 上記「新株予約権の行使の条件」及び以下の7に準じて決定する。
7. 新株予約権の取得条項
 - 新株予約権者が権利を行使する条件に該当しなくなった場合は、取締役会が別途定める日をもって無償で取得することができる。
 - 消滅会社となる合併契約書承認の議案が株主総会で承認された場合、または、完全子会社となる株式交換契約書承認の議案もしくは株式移転計画の議案が株主総会で承認された場合は、取締役会が別途定める日をもって無償で取得することができる。
8. 平成25年10月16日付で普通株式1株を300株とする株式分割を行っております。これにより、新株予約権の目的となる株式の数、新株予約権の行使時の払込金額、新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額が調整されています。

第7回（平成22年6月23日定時株主総会決議）

	事業年度末現在 (平成25年3月31日)	提出日の前月末現在 (平成25年10月31日)
新株予約権の数(個)	10(注1)	10(注1)
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)		
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数(株)	10(注3、8)	3,000(注2、3、8)
新株予約権の行使時の払込金額(円)	200,000(注4、8)	667(注4、8)
新株予約権の行使期間	平成25年5月12日から 平成32年5月31日まで	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の 株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 200,000(注8) 資本組入額100,000(注8)	発行価格 667(注8) 資本組入額 334(注8)
新株予約権の行使の条件	(注5)	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権を譲渡する場合は、取締役会の承認を必要とする。	同左
代用払込みに関する事項		
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注6)	同左

(注) 1. 株主総会決議により承認を受けた新株予約権の数は600個であり、平成23年5月11日開催の取締役会において上記条件の新株予約権10個の付与を決議しております。

2. 新株予約権1個につき目的となる株式数は、300株であります。

3. 株式分割、株式併合または株式無償割当てを行う場合、次の算式により調整するものとする。

ただし、かかる調整は、新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的となる株式の数について行われ、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てる。

調整後株式数 = 調整前株式数 × 分割・併合・無償割当ての比率

また、割当日後、資本の減少、合併または会社分割等、株式の数の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、資本の減少、合併または会社分割等の条件を勘案の上、合理的な範囲で株式の数の調整を行う。

4. 調整前行使価額を下回る価額で、新株を発行または自己株式を処分する場合は、次の算式により行使価額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{\text{新規発行前の株価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行による増加株式数}}$$

上記算式において、「既発行株式数」とは、発行済株式総数から当社が保有する自己株式数を控除した数とし、自己株式を処分する場合には「新規発行」を「自己株式の処分」、「1株当たり払込金額」を「1株当たり処分金額」と読み替えるものとする。さらに、割当日以降、資本の減少、合併または会社分割等、株式の行使価額を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、資本の減少、合併または会社分割等の条件等を勘案の上、当社は合理的な範囲で行使価額の調整を行う。

なお、株式分割、株式併合または株式無償割当てを行う場合は、次の算式により行使価額を調整し、調整による1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合・無償割当ての比率}}$$

5. 新株予約権の行使の条件は、以下のとおりであります。

新株予約権の割当を受けた者が、権利行使時において当社の取締役、監査役または従業員の地位を有していること、あるいは当社と顧問契約または共同研究契約を締結していることを要する。ただし、定年退職その他取締役会が正当な理由があると認めた場合はこの限りでない。

当社普通株式が上場していることを要する。

6. 合併（合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割もしくは新設分割（それぞれ分割会社となる場合に限る。）、または株式交換もしくは株式移転（それぞれ完全子会社となる場合に限る。）（以上を総称して以下、「組織再編行為」という。）をする場合において、組織再編行為の効力発生日（吸収合併につき吸収合併の効力発生日、新設合併につき新設合併設立会社成立の日、吸収分割につき吸収分割の効力発生日、新設分割につき新設分割設立会社の成立の日、株式交換につき株式交換の効力発生日、及び株式移転につき株式移転設立完全親会社の成立の日をいう。）の直前において残存する新株予約権（以下「残存新株予約権」という。）を保有する新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号イからホまでに掲げる株式会社（以下「再編対象会社」という。）の新株予約権をそれぞれ交付することとする。この場合において、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社は新株予約権を新たに発行するものとする。ただし、以下の各号に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約または株式移転計画において定めることを条件とする。
- 交付する再編対象会社の新株予約権の数
 - 新株予約権者が保有する残存新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。
 - 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類
 - 再編対象会社の普通株式とする。
 - 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数
 - 組織再編行為の条件等を勘案の上、上記3及び4に準じて決定する。
 - 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額
 - 交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、上記5で定める行使価額と組織再編行為の条件等を勘案の上、調整して得られる再編後払込金額に上記に従って決定される当該新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とする。
 - 新株予約権を行使することができる期間
 - 上記新株予約権の行使期間に定める行使期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のうち、いずれか遅い日から、当初の上記新株予約権の行使期間に定める期間の満了日までとする。
 - 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項
 - 上記「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」に準じて決定する。
 - 譲渡による新株予約権の取得の制限
 - 譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の取締役会の承認を要するものとする。
 - 新株予約権の行使の条件及び取得条項
 - 上記「新株予約権の行使の条件」及び以下の7に準じて決定する。
7. 新株予約権の取得条項
- 新株予約権者が権利を行使する条件に該当しなくなった場合は、取締役会が別途定める日をもって無償で取得することができる。
 - 消滅会社となる合併契約書承認の議案が株主総会で承認された場合、または、完全子会社となる株式交換契約書承認の議案もしくは株式移転計画の議案が株主総会で承認された場合は、取締役会が別途定める日をもって無償で取得することができる。
8. 平成25年10月16日付で普通株式1株を300株とする株式分割を行っております。これにより、新株予約権の目的となる株式の数、新株予約権の行使時の払込金額、新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額が調整されています。

第8回（平成24年6月25日定時株主総会決議）

	事業年度末現在 (平成25年3月31日)	提出日の前月末現在 (平成25年10月31日)
新株予約権の数(個)	80(注1)	80(注1)
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)		
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数(株)	80(注3、8)	24,000(注2、3、8)
新株予約権の行使時の払込金額(円)	200,000(注4、8)	667(注4、8)
新株予約権の行使期間	平成26年6月26日から 平成34年5月31日まで	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 200,000(注8) 資本組入額100,000(注8)	発行価格 667(注8) 資本組入額 334(注8)
新株予約権の行使の条件	(注5)	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権を譲渡する場合は、取締役会の承認を必要とする。	同左
代用払込みにに関する事項		
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注6)	同左

(注) 1. 株主総会決議により承認を受けた新株予約権の数は200個であり、平成24年6月25日開催の取締役会において上記条件の新株予約権80個の付与を決議しております。

2. 新株予約権1個につき目的となる株式数は、300株であります。

3. 株式分割、株式併合または株式無償割当てを行う場合、次の算式により調整するものとする。

ただし、かかる調整は、新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的となる株式の数について行われ、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てる。

調整後株式数 = 調整前株式数 × 分割・併合・無償割当ての比率

また、割当日後、資本の減少、合併または会社分割等、株式の数の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、資本の減少、合併または会社分割等の条件を勘案の上、合理的な範囲で株式の数の調整を行う。

4. 調整前行使価額を下回る価額で、新株を発行または自己株式を処分する場合は、次の算式により行使価額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{\text{新規発行前の株価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行による増加株式数}}$$

上記算式において、「既発行株式数」とは、発行済株式総数から当社が保有する自己株式数を控除した数とし、自己株式を処分する場合には「新規発行」を「自己株式の処分」、「1株当たり払込金額」を「1株当たり処分金額」と読み替えるものとする。さらに、割当日以降、資本の減少、合併または会社分割等、株式の行使価額を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、資本の減少、合併または会社分割等の条件等を勘案の上、当社は合理的な範囲で行使価額の調整を行う。

なお、株式分割、株式併合または株式無償割当てを行う場合は、次の算式により行使価額を調整し、調整による1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合・無償割当ての比率}}$$

5. 新株予約権の行使の条件は、以下のとおりであります。

新株予約権の割当を受けた者が、権利行使時において当社の取締役、監査役または従業員の地位を有していることを要する。ただし、定年退職その他取締役会が正当な理由があると認めた場合はこの限りでない。

当社普通株式が上場していることを要する。

6. 合併（合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割もしくは新設分割（それぞれ分割会社となる場合に限る。）、または株式交換もしくは株式移転（それぞれ完全子会社となる場合に限る。）（以上を総称して以下、「組織再編行為」という。）をする場合において、組織再編行為の効力発生日（吸収合併につき吸収合併の効力発生日、新設合併につき新設合併設立会社成立の日、吸収分割につき吸収分割の効力発生日、新設分割につき新設分割設立会社の成立の日、株式交換につき株式交換の効力発生日、及び株式移転につき株式移転設立完全親会社の成立の日をいう。）の直前において残存する新株予約権（以下「残存新株予約権」という。）を保有する新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号イからホまでに掲げる株式会社（以下「再編対象会社」という。）の新株予約権をそれぞれ交付することとする。この場合において、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社は新株予約権を新たに発行するものとする。ただし、以下の各号に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約または株式移転計画において定めることを条件とする。
- 交付する再編対象会社の新株予約権の数
 - 新株予約権者が保有する残存新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。
 - 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類
 - 再編対象会社の普通株式とする。
 - 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数
 - 組織再編行為の条件等を勘案の上、上記3及び4に準じて決定する。
 - 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額
 - 交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、上記5で定める行使価額と組織再編行為の条件等を勘案の上、調整して得られる再編後払込金額に上記に従って決定される当該新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とする。
 - 新株予約権を行使することができる期間
 - 上記新株予約権の行使期間に定める行使期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のうち、いずれか遅い日から、当初の上記新株予約権の行使期間に定める期間の満了日までとする。
 - 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項
 - 上記「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」に準じて決定する。
 - 譲渡による新株予約権の取得の制限
 - 譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の取締役会の承認を要するものとする。
 - 新株予約権の行使の条件及び取得条項
 - 上記「新株予約権の行使の条件」及び以下の7に準じて決定する。
7. 新株予約権の取得条項
- 新株予約権者が権利を行使する条件に該当しなくなった場合は、取締役会が別途定める日をもって無償で取得することができる。
 - 消滅会社となる合併契約書承認の議案が株主総会で承認された場合、または、完全子会社となる株式交換契約書承認の議案もしくは株式移転計画の議案が株主総会で承認された場合は、取締役会が別途定める日をもって無償で取得することができる。
8. 平成25年10月16日付で普通株式1株を300株とする株式分割を行っております。これにより、新株予約権の目的となる株式の数、新株予約権の行使時の払込金額、新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額が調整されています。

第9回（平成24年6月25日定時株主総会決議）

	事業年度末現在 (平成25年3月31日)	提出日の前月末現在 (平成25年10月31日)
新株予約権の数(個)	110(注1)	110(注1)
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)		
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数(株)	110(注3、8)	33,000(注2、3、8)
新株予約権の行使時の払込金額(円)	200,000(注4、8)	667(注4、8)
新株予約権の行使期間	平成27年3月2日から 平成34年5月31日まで	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 200,000(注8) 資本組入額100,000(注8)	発行価格 667(注8) 資本組入額 334(注8)
新株予約権の行使の条件	(注5)	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権を譲渡する場合は、取締役会の承認を必要とする。	同左
代用払込みに関する事項		
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注6)	同左

(注) 1. 株主総会決議により承認を受けた新株予約権の数は200個であり、平成25年2月13日開催の取締役会において第9回新株予約権として上記条件の新株予約権110個の付与を決議しております。

2. 新株予約権1個につき目的となる株式数は、300株であります。
3. 株式分割、株式併合または株式無償割当てを行う場合、次の算式により調整するものとする。ただし、かかる調整は、新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的となる株式の数について行われ、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てる。
調整後株式数 = 調整前株式数 × 分割・併合・無償割当ての比率
また、割当日後、資本の減少、合併または会社分割等、株式の数の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、資本の減少、合併または会社分割等の条件を勘案の上、合理的な範囲で株式の数の調整を行う。
4. 調整前行使価額を下回る価額で、新株を発行または自己株式を処分する場合は、次の算式により行使価額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{\text{新規発行前の株価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行による増加株式数}}$$

上記算式において、「既発行株式数」とは、発行済株式総数から当社が保有する自己株式数を控除した数とし、自己株式を処分する場合には「新規発行」を「自己株式の処分」、「1株当たり払込金額」を「1株当たり処分金額」と読み替えるものとする。さらに、割当日以降、資本の減少、合併または会社分割等、株式の行使価額を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、資本の減少、合併または会社分割等の条件等を勘案の上、当社は合理的な範囲で行使価額の調整を行う。

なお、株式分割、株式併合または株式無償割当てを行う場合は、次の算式により行使価額を調整し、調整による1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合・無償割当ての比率}}$$

5. 新株予約権の行使の条件は、以下のとおりであります。

新株予約権の割当を受けた者が、権利行使時において当社の取締役、監査役または従業員の地位を有していることを要する。ただし、定年退職その他取締役会が正当な理由があると認めた場合はこの限りでない。

当社普通株式が上場していることを要する。

6. 合併（合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割もしくは新設分割（それぞれ分割会社となる場合に限る。）、または株式交換もしくは株式移転（それぞれ完全子会社となる場合に限る。）（以上を総称して以下、「組織再編行為」という。）をする場合において、組織再編行為の効力発生日（吸収合併につき吸収合併の効力発生日、新設合併につき新設合併設立会社成立の日、吸収分割につき吸収分割の効力発生日、新設分割につき新設分割設立会社の成立の日、株式交換につき株式交換の効力発生日、及び株式移転につき株式移転設立完全親会社の成立の日をいう。）の直前において残存する新株予約権（以下「残存新株予約権」という。）を保有する新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号イからホまでに掲げる株式会社（以下「再編対象会社」という。）の新株予約権をそれぞれ交付することとする。この場合において、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社は新株予約権を新たに発行するものとする。ただし、以下の各号に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約または株式移転計画において定めることを条件とする。

交付する再編対象会社の新株予約権の数

新株予約権者が保有する残存新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。

新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類

再編対象会社の普通株式とする。

新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数

組織再編行為の条件等を勘案の上、上記3及び4に準じて決定する。

新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、上記5で定める行使価額と組織再編行為の条件等を勘案の上、調整して得られる再編後払込金額に上記に従って決定される当該新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とする。

新株予約権を行使することができる期間

上記新株予約権の行使期間に定める行使期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のうち、いずれか遅い日から、当初の上記新株予約権の行使期間に定める期間の満了日までとする。

新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

上記「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」に準じて決定する。

譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の取締役会の承認を要するものとする。

新株予約権の行使の条件及び取得条項

上記「新株予約権の行使の条件」及び以下の7に準じて決定する。

7. 新株予約権の取得条項

新株予約権者が権利を行使する条件に該当しなくなった場合は、取締役会が別途定める日をもって無償で取得することができる。

消滅会社となる合併契約書承認の議案が株主総会で承認された場合、または、完全子会社となる株式交換契約書承認の議案もしくは株式移転計画の議案が株主総会で承認された場合は、取締役会が別途定める日をもって無償で取得することができる。

8. 平成25年10月16日付で普通株式1株を300株とする株式分割を行っております。これにより、新株予約権の目的となる株式の数、新株予約権の行使時の払込金額、新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額が調整されています。

(3) 【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

(4) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式 総数増減数 (株)	発行済株式 総数残高 (株)	資本金増減額 (千円)	資本金残高 (千円)	資本準備金 増減額 (千円)	資本準備金 残高 (千円)
平成21年9月30日 (注1)	300	12,500	30,000	486,000	30,000	475,000
平成21年11月30日 (注2)	200	12,700	20,000	506,000	20,000	495,000
平成23年12月22日 (注3)	250	12,950	25,000	531,000	25,000	520,000
平成25年10月16日 (注4)	3,872,050	3,885,000		531,000		520,000

- (注) 1. 有償第三者割当
割当先 東北グロース投資事業有限責任組合及び西川計測株式会社
発行価格 200,000円
資本組入額 100,000円
2. 有償第三者割当
割当先 ニッセイ・キャピタル4号投資事業有限責任組合及びやまぎんキャピタル株式会社
発行価格 200,000円
資本組入額 100,000円
3. 有償第三者割当
割当先 シスメックス株式会社
発行価格 200,000円
資本組入額 100,000円
4. 平成25年9月24日開催の取締役会決議により、1株を300株とする株式分割を行っております。

(5) 【所有者別状況】

平成25年10月31日現在

区分	株式の状況（1単元の株式数100株）							単元未満 株式の状況 (株)	
	政府及び 地方公共 団体	金融機関	金融商品取 引業者	その他の 法人	外国法人等		個人 その他		計
					個人以外	個人			
株主数 (人)		1		8			17	26	
所有株式数 (単元)		750		5,700			32,400	38,850	
所有株式数 の割合(%)		1.93		14.67			83.39	100.00	

(6) 【議決権の状況】

【発行済株式】

平成25年10月31日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式			
議決権制限株式(自己株式等)			
議決権制限株式(その他)			
完全議決権株式(自己株式等)			
完全議決権株式(その他)	普通株式 3,885,000	38,850	完全議決権株式であり、株主としての権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式であります。単元株式数は100株であります。
単元未満株式			
発行済株式総数	3,885,000		
総株主の議決権		38,850	

【自己株式等】

平成25年10月31日現在

所有者の氏名 又は名称	所有者の住所	自己名義 所有株式数 (株)	他人名義 所有株式数 (株)	所有株式数 の合計 (株)	発行済株式 総数に対する 所有株式数 の割合(%)
計					

(7) 【ストックオプション制度の内容】

当社は、ストックオプション制度を採用しております。当該制度は、平成13年改正旧商法及び会社法に基づき新株予約権を発行する方法によるものであります。

当該新株予約権の内容は次のとおりであります。

第1回(平成16年6月24日定時株主総会決議)

平成13年改正旧商法第280条ノ20第及び第280条ノ21の規定に基づき、当社の社外協力者に対し新株予約権を付与することを、平成16年6月24日の定時株主総会において決議されたものであります。

決議年月日	平成17年3月2日
付与対象者の区分及び人数(名)	社外協力者 1名
新株予約権の目的となる株式の種類	「(2)新株予約権等の状況」に記載のとおりであります。
株式の数	同上
新株予約権の行使時の払込金額	同上
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みに関する事項	同上
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	同上

(注) 平成25年10月16日付で普通株式1株を300株とする株式分割を行っております。

第2回(平成16年6月24日定時株主総会決議)

平成13年改正旧商法第280条ノ20第及び第280条ノ21の規定に基づき、当社の取締役及び従業員並びに社外協力者に対して特に有利な条件をもって新株予約権を発行することを、平成16年6月24日の定時株主総会において決議されたものであります。

決議年月日	平成17年3月8日
付与対象者の区分及び人数(名)	取締役 3名 従業員 10名 社外協力者 4名
新株予約権の目的となる株式の種類	「(2)新株予約権等の状況」に記載のとおりであります。
株式の数	同上
新株予約権の行使時の払込金額	同上
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みに関する事項	同上
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	同上

- (注) 1. 平成25年10月16日付で普通株式1株を300株とする株式分割を行っております。
2. 付与対象者の退職、異動等により、本書提出日現在における付与対象者の区分及び人数は、当社取締役2名、従業員4名、社外協力者2名であり、新株発行予定数は285,000株であります。

第3回(平成18年6月23日定時株主総会決議)

会社法第236条、第238条及び第239条に基づき、当社の従業員に対し、ストックオプションとして新株予約権を無償で発行することを、平成18年6月23日の定時株主総会において決議されたものであります。

決議年月日	平成18年10月12日
付与対象者の区分及び人数(名)	従業員 1名
新株予約権の目的となる株式の種類	「(2)新株予約権等の状況」に記載のとおりであります。
株式の数	同上
新株予約権の行使時の払込金額	同上
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みに関する事項	同上
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	同上

- (注) 1.平成25年10月16日付で普通株式1株を300株とする株式分割を行っております。
2.付与対象者の退職により、本書提出日現在における付与対象者の区分及び人数は、社外協力者1名であり、新株発行予定数は30,000株であります。

第4回(平成19年6月28日定時株主総会決議)

会社法第236条、第238条及び第239条に基づき、当社の取締役に対し、ストックオプションとして新株予約権を無償で発行することを、平成19年6月28日の定時株主総会において決議されたものであります。

決議年月日	平成20年6月5日
付与対象者の区分及び人数(名)	取締役 1名
新株予約権の目的となる株式の種類	「(2)新株予約権等の状況」に記載のとおりであります。
株式の数	同上
新株予約権の行使時の払込金額	同上
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みに関する事項	同上
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	同上

- (注) 1.平成25年10月16日付で普通株式1株を300株とする株式分割を行っております。

第5回(平成20年6月23日定時株主総会決議)

会社法第236条、第238条及び第239条に基づき、当社の取締役、監査役及び従業員に対し、ストックオプションとして新株予約権を無償で発行することを、平成20年6月23日の定時株主総会において決議されたものであります。

決議年月日	平成20年8月7日
付与対象者の区分及び人数(名)	取締役 2名 監査役 1名 従業員 19名
新株予約権の目的となる株式の種類	「(2)新株予約権等の状況」に記載のとおりであります。
株式の数	同上
新株予約権の行使時の払込金額	同上
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みに関する事項	同上
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	同上

- (注) 1. 平成25年10月16日付で普通株式1株を300株とする株式分割を行っております。
2. 付与対象者の退職、異動等により、本書提出日現在における付与対象者の区分及び人数は、当社取締役3名、従業員11名であり、新株発行予定数は67,500株であります。

第6回(平成22年6月23日定時株主総会決議)

会社法第236条、第238条及び第239条に基づき、当社の取締役、監査役及び従業員に対し、ストックオプションとして新株予約権を無償で発行することを、平成22年6月23日の定時株主総会において決議されたものであります。

決議年月日	平成22年12月8日
付与対象者の区分及び人数(名)	取締役 4名 監査役 1名 従業員 25名
新株予約権の目的となる株式の種類	「(2)新株予約権等の状況」に記載のとおりであります。
株式の数	同上
新株予約権の行使時の払込金額	同上
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みに関する事項	同上
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	同上

- (注) 1. 平成25年10月16日付で普通株式1株を300株とする株式分割を行っております。
2. 付与対象者の退職、異動等により、本書提出日現在における付与対象者の区分及び人数は、当社取締役4名、当社監査役1名、従業員18名であり、新株発行予定数は139,500株であります。

第7回(平成22年6月23日定時株主総会決議)

会社法第236条、第238条及び第239条に基づき、当社の従業員に対し、ストック・オプションとして新株予約権を無償で発行することを、平成22年6月23日の定時株主総会において決議されたものであります。

決議年月日	平成23年5月11日
付与対象者の区分及び人数(名)	従業員 1名
新株予約権の目的となる株式の種類	「(2)新株予約権等の状況」に記載のとおりであります。
株式の数	同上
新株予約権の行使時の払込金額	同上
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みに関する事項	同上
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	同上

- (注) 1. 平成25年10月16日付で普通株式1株を300株とする株式分割を行っております。

第8回(平成24年6月25日定時株主総会決議)

会社法第236条、第238条及び第239条に基づき、当社の従業員に対し、ストック・オプションとして新株予約権を無償で発行することを、平成24年6月25日の定時株主総会において決議されたものであります。

決議年月日	平成24年6月25日
付与対象者の区分及び人数(名)	従業員 4名
新株予約権の目的となる株式の種類	「(2)新株予約権等の状況」に記載のとおりであります。
株式の数	同上
新株予約権の行使時の払込金額	同上
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みに関する事項	同上
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	同上

(注) 1.平成25年10月16日付で普通株式1株を300株とする株式分割を行っております。

第9回(平成24年6月25日定時株主総会決議)

会社法第236条、第238条及び第239条に基づき、当社の従業員に対し、ストック・オプションとして新株予約権を無償で発行することを、平成24年6月25日の定時株主総会において決議されたものであります。

決議年月日	平成25年2月13日
付与対象者の区分及び人数(名)	従業員 8名
新株予約権の目的となる株式の種類	「(2)新株予約権等の状況」に記載のとおりであります。
株式の数	同上
新株予約権の行使時の払込金額	同上
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みに関する事項	同上
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	同上

(注) 1.平成25年10月16日付で普通株式1株を300株とする株式分割を行っております。

2 【自己株式の取得等の状況】

【株式の種類等】 該当事項はありません。

(1) 【株主総会決議による取得の状況】

該当事項はありません。

(2) 【取締役会決議による取得の状況】

該当事項はありません。

(3) 【株主総会決議又は取締役会決議に基づかないものの内容】

該当事項はありません。

(4) 【取得自己株式の処理状況及び保有状況】

該当事項はありません。

3 【配当政策】

当社は中間配当を行うことができる旨を定款に定めており、配当に関しては年1回の期末配当並びに業績に応じて中間配当を行うことを基本方針としております。これらの剰余金の配当の決定機関は、期末配当については株主総会、中間配当については取締役会であります。

第10期事業年度末においては未だ繰越利益剰余金がマイナスであり、今後さらなるバイオマーカーの開発や海外展開に必要な資金を確保するため、内部留保の充実を優先する方針です。しかしながら、株主への利益還元も重要な経営課題として認識しておりますので、今後の経営成績及び財政状態を勘案しながら、剰余金の配当を検討してまいります。

4 【株価の推移】

当社株式は、非上場でありますので、該当事項はありません。

5 【役員 の 状 況】

役名	職名	氏名	生年月日	略歴		任期	所有株式数 (株)
代表取締役社長		菅野隆二	昭和25年3月23日生	昭和49年4月	横河・ヒューレット・パッカード株式会社（現日本ヒューレット・パッカード株式会社）入社	(注2)	15,000
				平成11年11月	横河アナリティカルシステムズ株式会社代表取締役社長兼事業本部長就任		
				平成18年5月	同社代表取締役社長兼営業統括本部長就任		
				平成19年2月	アジレント・テクノロジー株式会社代表取締役副社長兼ライフサイエンス・化学分析統括本部長就任		
				平成20年2月	当社代表取締役社長就任		
				平成24年4月	当社代表取締役社長兼メタボローム解析事業部長就任		
				平成25年9月	当社代表取締役社長就任（現任）		
取締役	管理本部長	村上秀明	昭和47年7月14日生	平成8年4月	学校法人慶應義塾入社	(注2)	
				平成16年12月	当社入社		
				平成18年6月	当社取締役就任		
				平成18年7月	当社取締役管理部マネージャー兼人材派遣事業部マネージャー就任		
				平成22年4月	当社取締役管理本部長兼人材派遣事業部長就任		
				平成25年9月	当社取締役管理本部長就任（現任）		
取締役	バイオマーカー・分子診断事業部長兼研究開発本部長	大橋由明	昭和46年8月3日生	平成11年10月	農林水産省食品総合研究所（現独立行政法人農業・食品産業技術総合研究機構・食品総合研究所）開放的融合研究特別研究員就任	(注2)	
				平成13年4月	慶應義塾大学環境情報学部助手就任		
				平成16年4月	当社入社		
				平成18年7月	当社研究開発部バイオメディカルグループマネージャー就任		
				平成22年4月	当社バイオマーカー・分子診断事業部長就任		
				平成22年6月	当社取締役バイオマーカー・分子診断事業部長就任		
				平成22年10月	当社取締役バイオマーカー・分子診断事業部長兼営業・マーケティング本部長就任		
				平成23年6月	当社取締役バイオマーカー・分子診断事業部長就任		
				平成24年4月	当社取締役バイオマーカー・分子診断事業部長兼研究開発事業部長就任		
				平成25年4月	当社取締役バイオマーカー・分子診断事業部長兼研究開発本部長就任		
				平成25年9月	当社取締役バイオマーカー・分子診断事業部長兼研究開発本部長兼メタボローム解析事業部長就任		
				平成25年11月	当社取締役バイオマーカー・分子診断事業部長兼研究開発本部長就任（現任）		

役名	職名	氏名	生年月日	略歴		任期	所有株式数 (株)	
取締役	営業・マーケティング本部長兼人材派遣事業部長兼メタボローム解析事業部長	永嶋淳	昭和49年10月4日生	平成7年4月 平成14年4月 平成17年7月 平成22年10月 平成23年6月 平成25年9月 平成25年11月	東レ株式会社入社 インテック・ウェブ・アンド・ゲノム・インフォマティクス株式会社（現株式会社インテック）入社 当社入社 当社営業・マーケティング部長就任 当社取締役営業・マーケティング本部長就任 当社取締役営業・マーケティング本部長兼人材派遣事業部長就任 当社取締役営業・マーケティング本部長兼人材派遣事業部長兼メタボローム解析事業部長就任（現任）	(注2)		
監査役（常勤）		網野秀雄	昭和25年9月23日生	昭和49年4月 平成5年4月 平成20年7月 平成22年5月 平成22年6月	富士通株式会社入社 富士通エフ・アイ・ピー株式会社転籍 株式会社ウイルコ入社 当社入社 当社常勤監査役就任（現任）	(注3)		
監査役		鈴木布佐人	昭和24年9月30日生	昭和47年4月 平成15年8月 平成20年6月 平成21年6月 平成21年10月 平成23年6月 平成24年4月 平成25年6月 平成25年7月	株式会社富士銀行（現株式会社みずほフィナンシャルグループ）入行 株式会社荘内銀行入行 同行常務執行役法人営業本部長就任 当社監査役就任（現任） 株式会社荘内銀行常務取締役兼常務執行役員法人営業本部長就任 同行常務取締役兼常務執行役員就任 同行常務取締役兼常務執行役員山形営業部長就任 同行専務取締役兼専務執行役員山形営業部長就任 同行専務取締役兼専務執行役員山形営業部長兼営業第二部長就任（現任）	(注3)		
監査役		関根豊	昭和22年12月12日生	昭和45年4月 平成9年4月 平成14年9月 平成24年6月	三菱商事株式会社入社 公認会計士・税理士関根鏡郎事務所入所 関根豊税理士事務所所長（現任） 当社監査役就任（現任）	(注3)		
計							15,000	

- (注)
1. 監査役鈴木布佐人及び監査役関根豊は、社外監査役であります。
 2. 取締役の任期は、平成25年9月15日開催の臨時株主総会の時から1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までであります。
 3. 監査役の任期は、平成25年9月15日開催の臨時株主総会の時から4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までであります。

6 【コーポレート・ガバナンスの状況等】

(1) 【コーポレート・ガバナンスの状況】

当社グループは、経営の健全性及び透明性を高め、経営の効率化を図ることが、企業価値を高めていくと考えております。このため、コーポレート・ガバナンスの充実を経営上の重要な課題の一つとして位置づけ、業務執行に対する監督機能の強化や、内部統制システムによる業務執行の有効性、効率性、違法性のチェック・管理を通じて、経営の健全性及び透明性を高め、経営の効率化に取り組んでおります。また、「共有の価値観」を全役員及び従業員へ周知し、長期的な観点から法令遵守を徹底し、各ステークホルダーと調和した行動を促しております。

企業統治の体制

当社は、会社の機関として、会社法に定める取締役会及び監査役制度を採用しております。取締役会は、経営上の重要事項に係る意思決定及び取締役の業務執行の監督機関として機能し、監査役は取締役の職務執行を監査しております。当社は、組織規程、業務分掌規程、職務権限規程、稟議規程等の諸規程を整備・遵守することにより、業務分担及び責任体制を明確にし、内部牽制機能が適切に働くよう努めております。また、内部監査人は、業務の効率性、遵法性、適正性の向上を図り、財産の保全と財務報告の信頼性の確保に資することを目的として、内部統制システムの有効性の検証をしております。さらに、内部監査人と監査役、会計監査人が適正かつ効率的に進めるため、随時情報交換を行うよう努めております。

イ. 取締役会

取締役は4名が選任されております。取締役会は原則毎月1回または必要に応じて随時臨時取締役会を開催し、経営の基本方針、経営上の重要事項の意思決定、業務施策の進捗状況の確認等、重要な意思決定機関として、機動的な運用をしております。取締役会には、取締役のほか監査役も出席し、取締役会における職務執行を監視しております。

ロ. 監査役

監査役は、社外監査役2名を含む3名が選任されております。監査役は、取締役会のほか必要に応じて社内の重要な会議への出席や、重要な稟議書類等の閲覧を随時行っているほか、全部署の計画的な監査を実施しております。また、代表取締役や会計監査人と随時面談を行い、情報交換に努めております。

ハ. 危機管理委員会

当社は、リスク発生時に迅速な対応を図るため、社長直轄の組織として取締役全員から構成される危機管理委員会を必要に応じて設置します。危機管理委員会の下には、管理本部長及び社長から任命された担当者によって構成されるワーキンググループが置かれ、情報収集、外部専門家へのヒアリング、リスクに対する対応策の検討を行い、社長に対応案を報告しております。

二．職務発明・職務著作審査会

当社は、研究開発の過程で生じた職務発明及び職務著作について審査を行うため、社長を委員長とする職務発明・職務著作審査会を設置し、発明の承継や職務著作の公表について審査を行っております。当審査会の委員は7名以内とし、うち常勤取締役4名で構成されております。

ホ．遺伝子組み換え実験安全委員会

当社は、遺伝子組み換え実験及びこれに準ずる実験の安全かつ適切な実施のため、社長の諮問機関として遺伝子組み換え実験安全委員会を設置し、遺伝子組み換え実験及びこれに準ずる実験に関する調査、審議を行い、審議結果を社長へ報告しております。当委員会は、社長により鶴岡本社研究所に属する部長の中から任命された遺伝子組み換え実験安全主任者1名、管理本部長、廃棄物処理総括責任者1名及び社長に別途任命された者若干名によって構成されております。

ヘ．研究倫理審査委員会

当社は、ヒトの生体試料を使用する研究計画について倫理面の審査を行うため、社長の諮問機関として研究倫理審査委員会を設置し、ヒトの生体試料を使用する研究計画について科学的妥当性を考慮の上、倫理的配慮が図られているかという視点から審査し、審査結果を社長に報告しております。当委員会は、取締役4名及び外部有識者2名により構成されております。

ト．テクニカル・アドバイザー・ボード

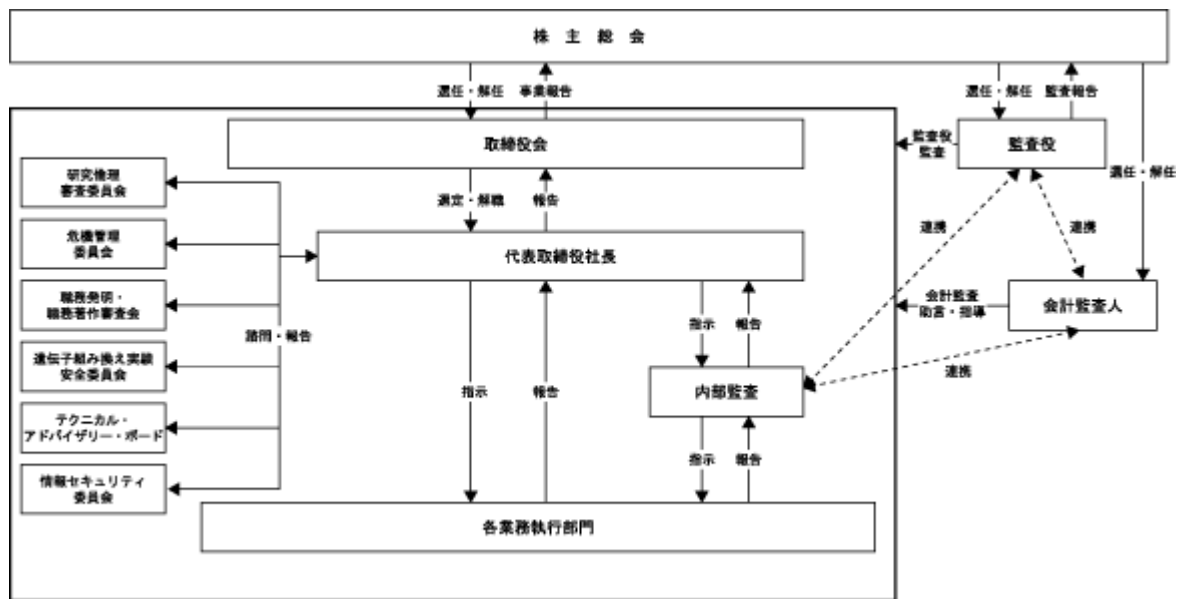
当社は、業界や技術動向の情報収集及び会社が取り組むべき方針について外部有識者の意見を聴取するため、テクニカル・アドバイザー・ボードを設置し、原則四半期に一度会議を開催しております。会議では、その時々々の事業、業界並びに技術動向を踏まえて討議を行い、討議結果を社長に報告しております。当ボードは、議長及び副議長各1名及びその他委員3名で構成されています。

チ．情報セキュリティ委員会

当社は、情報セキュリティを維持し、全社的なマネジメント体制を整えるため、情報セキュリティ委員会を設置しております。委員長は、取締役の中から選任され、委員は各部門長で構成されております。

リ．コーポレート・ガバナンスの体制

当社の機関及びコーポレート・ガバナンスの体制は、次のとおりであります。



内部統制システムの整備状況

当社は、「内部統制システム構築に関する基本方針」を定め、内部管理体制の整備を図ることとしております。取締役会においては、法令及び定款、中期経営計画の基本方針、諸規程の定めるところにより、経営に関する重要事項等について意思決定を行うとともに、各取締役の職務の執行を監督しております。

リスク管理体制の整備の状況

当社では、業務上発生する可能性のある様々なリスクを適切に管理するために、リスク発生時には適時関連部署から管理本部に対して適時報告をする体制を構築するとともに、全部門長に対して迅速な報告を義務付けております。管理本部では関連部署からの報告を受けた場合には、社長に随時報告をするとともに、社長は、必要に応じて危機管理委員会を設置します。危機管理委員会は全取締役から構成され、その下に管理本部長及び社長から任命された担当者数名で構成されるグループが必要な調査を行い、対応策を危機管理委員会へ上程します。危機管理委員会は、必要に応じて外部の専門家からのヒアリングを行い、当該見解を踏まえた上で、リスクを最小限に管理するための対応策について慎重に検討を行い、対応策を決定し各部署へ指示します。

当社では、リスク発生時に危機管理委員会を中心としてリスクへの対応を行うほか、リスク発生を予防する観点から、内部監査の実施や当社の「共有の価値観」を記載した社員証兼クレドカードを全役員及び従業員に配付し、周知に取り組んでおります。

内部監査及び監査役監査

内部監査担当者は2名（管理本部から1名・管理本部以外から1名）であり、年間計画に従い、鶴岡本社研究所及び東京事務所すべての部署を対象に、業務全般にわたり監査を実施し、監査結果は書面により社長に報告され、監査役にもその写しを提出しております。監査役は、取締役会のほか社内の重要な会議への出席や、重要な稟議書類等の閲覧を随時行っているほか、全部署の計画的な監査を実施しております。また、監査役は適時に会計監査人と会合を持ち、監査に関する情報や意見交換を行う等、連携を図っております。当社では内部監査担当者、監査役並びに会計監査人が、監査を有効かつ効率的に進めるために適宜情報交換を行っております。なお、監査役のうち、社外監査役である鈴木布佐人は、長年の銀行勤務経験から、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。また、同じく社外監査役の関根豊は、税理士として財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。

内部監査と監査役監査の連携については、内部監査担当者による監査結果の監査役への報告及び意見交換を行い、監査の効率性・実効性を高めております。また、監査役は、会計監査人と定期的に情報や意見交換を実施し、監査結果の報告を受けております。

会計監査の状況

当社は、有限責任監査法人トーマツと監査契約を締結し、同法人による金融商品取引法に準じた監査を受けております。当社は、監査の結果として監査法人より是正勧告や改善提案等の指摘を受け、これら指摘事項に関する是正改善を必要に応じて実施しております。

第10期事業年度において業務を執行した公認会計士の氏名及び業務に係る補助者の構成は次のとおりであります。継続監査に関しては、全員が7年以内のため記載を省略しております。

a. 業務を執行した公認会計士の氏名

指定有限責任社員 業務執行社員 片岡 久依

指定有限責任社員 業務執行社員 勢志 元

b. 業務に係る補助者の構成

公認会計士 3名

その他 5名

社外取締役及び社外監査役

当社の社外役員の状況は、社外監査役が2名であります。社外監査役は、定時取締役会及び臨時取締役会に出席し、取締役の業務執行について適宜それぞれの経験や知見を踏まえ意見を述べ、業務執行の全般にわたって監査を実施しております。また、内部監査担当者・常勤監査役・会計監査人による監査結果について報告を受け、必要に応じて随時、意見交換を行うことで相互の連携を高めております。

当社は社外取締役を選任しておりませんが、社外のチェックという観点から、監査役3名中の2名を社外監査役とし、監査役監査を通じて十分に経営の監視機能を果たしていると考えております。社外監査役2名による監査が実施されることにより、外部からの経営監視機能が十分に機能する体制が整っているため、現状の体制としております。

当社は、会社法第427条第1項の規定により、社外監査役との間に、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結することができる旨を定款に定めております。これに基づき、当社と社外監査役との間で責任限定契約を締結しております。なお、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令の定める最低責任限度額であります。

社外取締役及び社外監査役との関係

当社は社外取締役を選任しておりません。社外監査役鈴木布佐人及び社外監査役関根豊は、それぞれ株式会社荘内銀行専務取締役兼専務執行役員山形営業部長兼営業第二部長及び関根豊税理士事務所所長を兼務しております。当社は、株式会社荘内銀行より融資を受けております。

当社と社外監査役との間には、上記以外の人的関係、資本的关系又は取引関係その他の利害関係はありません。

当社は、社外監査役を選任するための独立性に関する基準又は方針として明確に定めたものではありませんが、その選任に際しては、経歴や当社との関係を踏まえて、当社経営陣から独立した立場で社外役員としての職務を遂行できる十分な独立性が確保できることを個別に判断しております。

役員の報酬等

イ. 提出会社の役員区分ごとの報酬等の総額、報酬等の種類別の総額及び対象となる役員の員数

役員区分	報酬等の総額 (千円)	報酬等の種類別の総額(千円)			対象となる 役員の員数 (名)
		基本報酬	ストック オプション	賞与	
取締役 (社外取締役を除く。)	44,535	44,535			5
監査役 (社外監査役を除く。)	6,240	6,240			1
社外役員	2,125	2,125			2

ロ. 役員の報酬等の額の決定に関する方針

株主総会において決議された報酬の範囲内において、取締役報酬については、会社の業績やその他職務の執行状況を勘案し、毎年7月から1年間の報酬を決定し、監査役報酬については監査役同士の協議により決定しております。

ハ. 使用人兼務役員の使用人給与のうち、重要なもの

該当事項はありません。

株式の保有状況

該当事項はありません。

取締役会で決議できる株主総会決議事項

イ. 中間配当

当社は、機動的な資本政策及び配当政策を図るため、会社法第454条第5項の規定により、取締役会の決議によって毎年9月30日を基準日として中間配当を行うことができる旨を定款に定めております。

ロ. 取締役及び監査役の責任免除

当社は、職務の適切な人材の招聘を容易にし、職務の遂行にあたり期待される役割を十分発揮できるようにするため、会社法第426条第1項の規定により、任務を怠ったことによる取締役及び監査役の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる旨定款に定めております。

取締役の選任決議要件

当社の取締役は9名以内とする旨を定款で定めております。また、取締役の選任決議について、株主総会で議決権を行使できる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う旨及び選任議案は、累積投票によらない旨を定款に定めております。

株主総会の特別決議要件

当社は、株主総会の円滑な運営を行うことを目的として、会社法第309条第2項に定める特別決議について、議決権を行使できる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う旨定款に定めております。

(2) 【監査報酬の内容等】

【監査公認会計士等に対する報酬の内容】

区分	最近連結会計年度の前事業年度		最近連結会計年度	
	監査証明業務に基づく報酬(千円)	非監査業務に基づく報酬(千円)	監査証明業務に基づく報酬(千円)	非監査業務に基づく報酬(千円)
提出会社	7,000	1,000	6,500	
連結子会社				
計	7,000	1,000	6,500	

【その他重要な報酬の内容】

(最近連結会計年度の前事業年度)

当社は、監査公認会計士等に対し、財務報告に係る内部統制に関する助言・指導業務に対する報酬として1百万円を支払っております。

(最近連結会計年度)

該当事項はありません。

【監査公認会計士等の提出会社に対する非監査業務の内容】

(最近連結会計年度の前事業年度)

当社が、監査公認会計士等に対して支払っている非監査業務の内容は、財務報告に係る内部統制に関する助言・指導であります。

(最近連結会計年度)

該当事項はありません。

【監査報酬の決定方針】

該当事項はありませんが、監査日数等を勘案の上決定しております。

第5 【経理の状況】

1 連結財務諸表及び四半期連結財務諸表並びに財務諸表の作成方法について

- (1) 当社の連結財務諸表は、「連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和51年大蔵省令第28号。以下「連結財務諸表規則」という。)に基づいて作成しております。
- (2) 当社の四半期連結財務諸表は、「四半期連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」(平成19年内閣府令第64号)に基づいて作成しております。
- (3) 当社の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和38年大蔵省令第59号)に基づいて作成しております。
- (4) 当連結会計年度(平成24年4月1日から平成25年3月31日まで)は、当連結会計年度中に設立した子会社が連結対象となったことに伴い、初めて連結財務諸表を作成しているため、前連結会計年度に係る連結財務諸表を作成しておりません。

2 監査証明について

- (1) 当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、当連結会計年度(平成24年4月1日から平成25年3月31日まで)の連結財務諸表並びに前事業年度(平成23年4月1日から平成24年3月31日まで)及び当事業年度(平成24年4月1日から平成25年3月31日まで)の財務諸表について、有限責任監査法人トーマツにより監査を受けております。
- (2) 当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第2四半期連結会計期間(平成25年7月1日から平成25年9月30日まで)及び第2四半期連結累計期間(平成25年4月1日から平成25年9月30日まで)に係る四半期連結財務諸表について、有限責任監査法人トーマツによる四半期レビューを受けております。

3 連結財務諸表等の適正性を確保するための特段の取組みについて

当社は、開示支援専門会社等からの印刷物やメールなどによる情報提供等を通じて、積極的に情報収集に努めることにより、会計基準等の内容の適切な把握、変更等への適確な対応を行っております。

1 【連結財務諸表等】

(1) 【連結財務諸表】

【連結貸借対照表】

(単位：千円)

		当連結会計年度 (平成25年3月31日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金		202,168
売掛金		97,508
商品		2,380
仕掛品		1,107
原材料及び貯蔵品		6,985
その他		15,597
貸倒引当金		648
流動資産合計		325,099
固定資産		
有形固定資産		
建物及び構築物		14,270
工具、器具及び備品		141,480
リース資産		67,371
減価償却累計額		135,896
有形固定資産合計		87,225
無形固定資産		5,171
投資その他の資産		7,726
固定資産合計		100,123
資産合計		425,223

（単位：千円）

当連結会計年度 (平成25年3月31日)	
負債の部	
流動負債	
買掛金	20
短期借入金	60,000
1年内返済予定の長期借入金	18,460
リース債務	13,969
未払金	29,452
未払法人税等	3,220
その他	27,724
流動負債合計	152,848
固定負債	
長期借入金	48,500
リース債務	37,580
繰延税金負債	1,140
資産除去債務	11,035
その他	453
固定負債合計	98,709
負債合計	251,557
純資産の部	
株主資本	
資本金	531,000
資本剰余金	520,000
利益剰余金	882,103
株主資本合計	168,896
その他の包括利益累計額	
為替換算調整勘定	4,769
その他の包括利益累計額合計	4,769
純資産合計	173,665
負債純資産合計	425,223

【四半期連結貸借対照表】

(単位：千円)

当第2四半期連結会計期間
(平成25年9月30日)

資産の部	
流動資産	
現金及び預金	165,341
売掛金	72,420
商品	6,528
仕掛品	4,458
原材料及び貯蔵品	6,591
その他	19,726
貸倒引当金	509
流動資産合計	274,556
固定資産	
有形固定資産	
建物	16,550
工具、器具及び備品	142,686
リース資産	67,371
減価償却累計額	152,512
有形固定資産合計	74,095
無形固定資産	7,237
投資その他の資産	7,564
固定資産合計	88,898
資産合計	363,454

（単位：千円）

当第2四半期連結会計期間
（平成25年9月30日）

負債の部	
流動負債	
買掛金	441
短期借入金	20,000
1年内返済予定の長期借入金	57,040
リース債務	14,152
未払金	24,635
未払法人税等	2,813
その他	46,985
流動負債合計	166,068
固定負債	
長期借入金	39,980
リース債務	30,458
繰延税金負債	1,040
資産除去債務	11,097
その他	404
固定負債合計	82,981
負債合計	249,049
純資産の部	
株主資本	
資本金	531,000
資本剰余金	520,000
利益剰余金	942,920
株主資本合計	108,079
その他の包括利益累計額	
為替換算調整勘定	6,325
その他の包括利益累計額合計	6,325
純資産合計	114,405
負債純資産合計	363,454

【連結損益計算書及び連結包括利益計算書】
【連結損益計算書】

(単位：千円)

	当連結会計年度 (自 平成24年 4月 1日 至 平成25年 3月31日)
売上高	496,296
売上原価	202,319
売上総利益	293,977
販売費及び一般管理費	^{1, 2} 398,789
営業損失()	104,812
営業外収益	
受取利息	38
補助金収入	19,687
その他	315
営業外収益合計	20,042
営業外費用	
支払利息	2,988
補助金返還損	5,556
その他	145
営業外費用合計	8,690
経常損失()	93,460
税金等調整前当期純損失()	93,460
法人税、住民税及び事業税	2,040
法人税等調整額	239
法人税等合計	1,801
少数株主損益調整前当期純損失()	95,261
当期純損失()	95,261

【連結包括利益計算書】

(単位：千円)

	当連結会計年度 (自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日)
少数株主損益調整前当期純損失()	95,261
その他の包括利益	
為替換算調整勘定	4,769
その他の包括利益合計	¹ 4,769
包括利益	90,492
(内訳)	
親会社株主に係る包括利益	90,492
少数株主に係る包括利益	-

【四半期連結損益計算書及び四半期連結包括利益計算書】

【四半期連結損益計算書】

【第2四半期連結累計期間】

(単位：千円)

	当第2四半期連結累計期間 (自平成25年4月1日 至平成25年9月30日)
売上高	203,700
売上原価	88,261
売上総利益	115,438
販売費及び一般管理費	¹ 198,434
営業損失()	82,995
営業外収益	
受取利息	16
補助金収入	25,766
その他	190
営業外収益合計	25,973
営業外費用	
支払利息	1,512
為替差損	556
その他	339
営業外費用合計	2,408
経常損失()	59,431
税金等調整前四半期純損失()	59,431
法人税、住民税及び事業税	1,484
法人税等調整額	99
法人税等合計	1,385
少数株主損益調整前四半期純損失()	60,816
四半期純損失()	60,816

【四半期連結包括利益計算書】
【第2四半期連結累計期間】

(単位：千円)

	当第2四半期連結累計期間 (自平成25年4月1日 至平成25年9月30日)
少数株主損益調整前四半期純損失()	60,816
その他の包括利益	
為替換算調整勘定	1,556
その他の包括利益合計	1,556
四半期包括利益	59,260
(内訳)	
親会社株主に係る四半期包括利益	59,260
少数株主に係る四半期包括利益	-

【連結株主資本等変動計算書】

(単位：千円)

	当連結会計年度 (自 平成24年 4月 1日 至 平成25年 3月31日)
株主資本	
資本金	
当期首残高	531,000
当期末残高	531,000
資本剰余金	
当期首残高	520,000
当期末残高	520,000
利益剰余金	
当期首残高	786,841
当期変動額	
当期純損失()	95,261
当期変動額合計	95,261
当期末残高	882,103
株主資本合計	
当期首残高	264,158
当期変動額	
当期純損失()	95,261
当期変動額合計	95,261
当期末残高	168,896
その他の包括利益累計額	
為替換算調整勘定	
当期首残高	-
当期変動額	
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)	4,769
当期変動額合計	4,769
当期末残高	4,769
その他の包括利益累計額合計	
当期首残高	-
当期変動額	
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)	4,769
当期変動額合計	4,769
当期末残高	4,769
純資産合計	
当期首残高	264,158
当期変動額	
当期純損失()	95,261
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)	4,769
当期変動額合計	90,492
当期末残高	173,665

【連結キャッシュ・フロー計算書】

(単位：千円)

	当連結会計年度 (自 平成24年 4月 1日 至 平成25年 3月31日)
営業活動によるキャッシュ・フロー	
税金等調整前当期純損失()	93,460
減価償却費	48,741
貸倒引当金の増減額(は減少)	854
受取利息	38
支払利息	2,988
補助金収入	19,687
補助金返還損	5,556
売上債権の増減額(は増加)	19,160
たな卸資産の増減額(は増加)	1,485
仕入債務の増減額(は減少)	266
前払費用の増減額(は増加)	7,097
未収入金の増減額(は増加)	151
長期前払費用の増減額(は増加)	37
前受収益の増減額(は減少)	6,163
前受金の増減額(は減少)	221
未払金の増減額(は減少)	3,679
未払費用の増減額(は減少)	798
未払消費税等の増減額(は減少)	2,084
預り金の増減額(は減少)	176
その他	68
小計	45,526
利息及び配当金の受取額	38
利息の支払額	2,955
補助金の受取額	78
補助金の返還額	5,596
法人税等の支払額	1,955
営業活動によるキャッシュ・フロー	55,916
投資活動によるキャッシュ・フロー	
有形固定資産の取得による支出	22,134
無形固定資産の取得による支出	3,059
敷金の差入による支出	706
敷金の回収による収入	934
投資活動によるキャッシュ・フロー	24,966
財務活動によるキャッシュ・フロー	
短期借入れによる収入	70,000
短期借入金の返済による支出	55,000
長期借入金の返済による支出	3,040
リース債務の返済による支出	11,212
財務活動によるキャッシュ・フロー	747
現金及び現金同等物に係る換算差額	4,813
現金及び現金同等物の増減額(は減少)	75,321
現金及び現金同等物の期首残高	277,490
現金及び現金同等物の期末残高	¹ 202,168

【四半期連結キャッシュ・フロー計算書】

(単位：千円)

当第2四半期連結累計期間

(自平成25年4月1日

至平成25年9月30日)

営業活動によるキャッシュ・フロー	
税金等調整前四半期純損失()	59,431
減価償却費	17,576
貸倒引当金の増減額(は減少)	139
受取利息	16
支払利息	1,512
為替差損益(は益)	582
補助金収入	25,766
売上債権の増減額(は増加)	25,088
たな卸資産の増減額(は増加)	7,107
仕入債務の増減額(は減少)	420
前払費用の増減額(は増加)	4,124
前受収益の増減額(は減少)	456
前受金の増減額(は減少)	18,693
未払金の増減額(は減少)	4,838
未払費用の増減額(は減少)	7,881
未払消費税等の増減額(は減少)	4,841
預り金の増減額(は減少)	2,973
その他	599
小計	36,424
利息及び配当金の受取額	16
利息の支払額	1,746
補助金の受取額	25,766
補助金の返還額	49
法人税等の支払額	2,157
営業活動によるキャッシュ・フロー	14,593
投資活動によるキャッシュ・フロー	
有形固定資産の取得による支出	3,479
無形固定資産の取得による支出	3,027
敷金の回収による収入	161
投資活動によるキャッシュ・フロー	6,345
財務活動によるキャッシュ・フロー	
短期借入れによる収入	20,000
短期借入金の返済による支出	60,000
長期借入れによる収入	40,000
長期借入金の返済による支出	9,940
リース債務の返済による支出	6,939
財務活動によるキャッシュ・フロー	16,879
現金及び現金同等物に係る換算差額	991
現金及び現金同等物の増減額(は減少)	36,827
現金及び現金同等物の期首残高	202,168
現金及び現金同等物の四半期末残高	¹ 165,341

【注記事項】

(連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項)

当連結会計年度(自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日)

1 連結の範囲に関する事項

(1) 連結子会社の数 1社

Human Metabolome Technologies America, Inc.

当連結会計年度より、新たに設立したHuman Metabolome Technologies America, Inc.を連結の範囲に含めております。

(2) 非連結子会社

該当事項はありません。

2 持分法の適用に関する事項

該当事項はありません。

3 連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社の決算日は、連結決算日と一致しております。

4 会計処理基準に関する事項

(1) 重要な資産の評価基準及び評価方法

たな卸資産

a 商品

移動平均法による原価法(収益性の低下による簿価切下げの方法)

b 仕掛品

個別法による原価法(収益性の低下による簿価切下げの方法)

c 原材料及び貯蔵品

移動平均法による原価法(収益性の低下による簿価切下げの方法)

(2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法

有形固定資産(リース資産を除く)

定率法によっております。

なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

建物及び構築物 3年～15年

工具、器具及び備品 2年～10年

無形固定資産(リース資産を除く)

定額法によっております。

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間(3～5年)で償却しております。

リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。

(3) 重要な引当金の計上基準

貸倒引当金

売上債権等の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については、個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

(4) 重要な外貨建の資産又は負債の本邦通貨への換算の基準

外貨建金銭債権債務は、連結決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。なお、在外子会社等の資産及び負債は、連結決算日の直物為替相場により円貨に換算し、収益及び費用は期中平均相場により円貨に換算し、換算差額は純資産の部における為替換算調整勘定に含めております。

(5) 重要な繰延資産の処理方法

株式交付費

支出時に全額費用として処理しております。

(6) 連結キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲

手許現金、随時引き出し可能な預金及び容易に換金可能であり、かつ、価値の変動について僅少なりリスクしか負わない取得日から3ヶ月以内に償還期限の到来する短期投資からなっております。

(7) その他連結財務諸表作成のための重要な事項

消費税等の会計処理

消費税等の会計処理は、税抜方式によっております。

[次へ](#)

(連結損益計算書関係)

1 販売費及び一般管理費のうち主要な費目及び金額は、次のとおりであります。

	当連結会計年度 (自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日)
役員報酬	52,457千円
給与手当	71,505千円
研究開発費	118,060千円

2 一般管理費に含まれる研究開発費は、次のとおりであります。

	当連結会計年度 (自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日)
	118,060千円

(連結包括利益計算書関係)

当連結会計年度(自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日)

1 その他の包括利益に係る組替調整額及び税効果額

為替換算調整勘定

当期発生額 4,769千円

その他の包括利益合計 4,769千円

(連結株主資本等変動計算書関係)

当連結会計年度(自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日)

1 発行済株式に関する事項

株式の種類	当連結会計年度期首	増加	減少	当連結会計年度末
普通株式(株)	12,950	-	-	12,950

2 自己株式に関する事項

該当事項はありません。

3 新株予約権等に関する事項

該当事項はありません。

4 配当に関する事項

該当事項はありません。

[次へ](#)

(連結キャッシュ・フロー計算書関係)

- 1 現金及び現金同等物の期末残高と連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係は、次のとおりであります。

	当連結会計年度 (自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日)
現金及び預金	202,168千円
現金及び現金同等物	202,168千円

2 重要な非資金取引の内容

ファイナンス・リース取引に係る資産及び債務の額は、次のとおりであります。

	当連結会計年度 (自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日)
ファイナンス・リース取引に係る資産の額	48,139千円
ファイナンス・リース取引に係る債務の額	51,550千円

(リース取引関係)

当連結会計年度(自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日)

1. ファイナンス・リース取引

(借主側)

所有権移転外ファイナンス・リース取引

リース資産の内容

有形固定資産

主として、受託解析事業における生産設備（工具、器具及び備品）であります。

リース資産の減価償却の方法

連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項「4 会計処理基準に関する事項 (2)重要な減価償却資産の減価償却の方法」に記載のとおりであります。

[前へ](#)

[次へ](#)

（金融商品関係）

当連結会計年度(自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日)

1 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社グループは、主にメタボローム解析を行うための質量分析装置等の設備投資や運転資金について、必要な資金を銀行借入や新株発行により調達しております。一時的な余資については安全性の高い金融資産で運用し、デリバティブ取引は行わない方針であります。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

営業債権である売掛金は、顧客や取引先の信用リスクに晒されております。また、外貨建ての営業債権及び営業債務は為替の変動リスクに晒されております。

営業債務である未払金は、1年以内に支払期日が到来するものであり、支払期日に資金が不足する流動性リスクがあります。借入金及びファイナンス・リースに係るリース債務は、主に研究開発及び設備投資を目的としたものであり、金利変動リスクに晒されております。これらは全て決算日後5年以内に返済期日が到来するものであります。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

信用リスク（取引先の契約不履行等に係るリスク）の管理

営業債権については販売管理規程及び与信管理規程に従い、管理本部が新規取引先の財務状況を確認し、営業債権の月末残高を基準に取引先の期日管理及び与信管理を行うことで、財務状況等の悪化等による回収懸念の早期把握やリスクの軽減を図っております。

為替の変動リスクの管理

一部外貨建ての営業債権及び営業債務については、金額が僅少でリスクが小さいため、為替予約取引によるヘッジは行っておりません。

資金調達に係る流動性リスク（支払期日に支払いを実行できなくなるリスク）の管理

管理本部において適時半年から1年先までの資金繰計画を作成・更新し、毎月の固定的な支出額の約3ヶ月から4ヶ月程度の資金を維持できるよう管理しております。

金利の変動リスクの管理

当社グループは、長期の研究開発及び設備投資に係る資金調達では、支払金利の変動リスクを回避するため、固定金利での資金調達に努めております。

2 金融商品の時価等に関する事項

連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

	連結貸借対照表計上額 (千円)	時価 (千円)	差額 (千円)
(1) 現金及び預金	202,168	202,168	-
(2) 売掛金	97,508		
貸倒引当金(1)	648		
	96,860	96,860	-
資産計	299,028	299,028	-
(1) 短期借入金	60,000	60,000	-
(2) 未払金	29,452	29,452	-
(3) 長期借入金(2)	66,960	66,888	71
(4) リース債務(2)	51,550	51,463	87
負債計	207,963	207,804	158

(1) (2) 売掛金に計上している貸倒引当金を控除しております。

(2) (3) 長期借入金及び(4) リース債務には1年内返済予定の長期借入金及び1年内返済予定のリース債務がそれぞれ含めて表示しております。

(注1) 金融商品の時価の算定方法並びに有価証券及びデリバティブ取引に関する事項

資 産

(1) 現金及び預金、(2) 売掛金

これらはすべて短期で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっています。

負 債

(1) 短期借入金、(2) 未払金

これらは短期で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっています。

(3) 長期借入金及び(4) リース債務

これらの時価については、元利金の合計額を新規に同様の借入又は、リース取引を行った場合に想定される利率で割引いた現在価値により算定しております。

(注2) 金銭債権及び満期がある有価証券の連結決算日後の償還予定額

	1年以内 (千円)	1年超 5年以内 (千円)	5年超 10年以内 (千円)	10年超 (千円)
現金及び預金	202,168	-	-	-
売掛金	96,860	-	-	-
合計	299,028	-	-	-

(注3) 長期借入金、リース債務及びその他の有利子負債の連結決算日後の返済予定額

連結附属明細表「借入金等明細表」をご参考ください。

[前へ](#)

[次へ](#)

(有価証券関係)

当連結会計年度(平成25年3月31日)

当社グループは、有価証券を保有しておりませんので、該当事項はありません。

(デリバティブ取引関係)

当連結会計年度(自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日)

当社グループは、デリバティブ取引を全く利用していないため、該当事項はありません。

[前へ](#)

[次へ](#)

(ストック・オプション等関係)

当連結会計年度(自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日)

1. 費用計上額及び科目名

該当事項はありません。

2. スtock・オプションの内容、規模及びその変動状況

(1) スtock・オプションの内容

	第1回新株予約権	第2回新株予約権	第3回新株予約権	第4回新株予約権
付与対象者の区分及び人数	社外協力者 1名	取締役 3名 従業員 10名 社外協力者 4名	従業員 1名	取締役 1名
株式の種類及び付与数	普通株式 4,500株 (注)1	普通株式 304,500株 (注)1	普通株式 60,000株 (注)1	普通株式 60,000株 (注)1
付与日	平成17年3月2日	平成17年3月8日	平成18年10月12日	平成20年6月5日
権利確定条件	特願2004-38647(「発明名称:遺伝子産物の機能同定方法及び結合物質同定方法」が登録されていることを要する。当社普通株式が上場していることを要する。その他の権利の行使の条件は、当社と新株予約権者との間で締結する新株予約権割当契約による。	新株予約権の割当を受けた者が、権利行使時において当社の取締役又は従業員の地位を有していること、あるいは当社と顧問契約又は共同研究契約を締結していることを要する。ただし、定年退職その他取締役会が正当な理由があると認められた場合、相続により新株予約権を取得した場合はこの限りでない。当社普通株式が上場していることを要する。その他の権利の行使の条件は、当社と新株予約権者との間で締結する新株予約権割当契約による。	新株予約権の割当を受けた者が、権利行使時において当社の取締役又は従業員の地位を有していること、あるいは当社と顧問契約又は共同研究契約を締結していることを要する。ただし、定年退職その他取締役会が正当な理由があると認められた場合、相続により新株予約権を取得した場合はこの限りでない。当社普通株式が上場していることを要する。その他の権利の行使の条件は、当社と新株予約権者との間で締結する新株予約権割当契約による。	新株予約権の割当を受けた者が、権利行使時において当社の取締役、監査役又は従業員の地位を有していること、あるいは当社と顧問契約又は共同研究契約を締結していることを要する。ただし、定年退職その他取締役会が正当な理由があると認められた場合、相続により新株予約権を取得した場合はこの限りでない。当社普通株式が上場していることを要する。その他の権利の行使の条件は、当社と新株予約権者との間で締結する新株予約権割当契約による。
対象勤務期間	定めておりません。	定めておりません。	定めておりません。	定めておりません。
権利行使期間	自 平成18年7月1日 至 平成26年5月31日	自 平成18年7月1日 至 平成26年5月31日	自 平成20年7月1日 至 平成28年5月31日	自 平成22年6月6日 至 平成29年5月31日

	第5回新株予約権	第6回新株予約権	第7回新株予約権	第8回新株予約権
付与対象者の区分及び人数	取締役 2名 監査役 1名 従業員 19名	取締役 4名 監査役 1名 従業員 25名	従業員 1名	従業員 4名
株式の種類及び付与数	普通株式 93,000株 (注) 1	普通株式 177,000株 (注) 1	普通株式 3,000株 (注) 1	普通株式 24,000株 (注) 1
付与日	平成20年8月7日	平成22年12月17日	平成23年5月11日	平成24年6月25日
権利確定条件	<p>新株予約権の割当を受けた者が、権利行使時において当社の取締役、監査役又は従業員の地位を有していること、あるいは当社と顧問契約又は共同研究契約を締結していることを要する。ただし、定年退職その他取締役会が正当な理由があると認めた場合、相続により新株予約権を取得した場合はこの限りでない。</p> <p>当社普通株式が上場していることを要する。その他の権利の行使の条件は、当社と新株予約権者との間で締結する新株予約権割当契約による。</p>	<p>新株予約権の割当を受けた者が、権利行使時において当社の取締役、監査役又は従業員の地位を有していること、あるいは当社と顧問契約又は共同研究契約を締結していることを要する。ただし、定年退職その他取締役会が正当な理由があると認めた場合はこの限りでない。</p> <p>当社普通株式が上場していることを要する。</p>	<p>新株予約権の割当を受けた者が、権利行使時において当社の取締役、監査役又は従業員の地位を有していること、あるいは当社と顧問契約又は共同研究契約を締結していることを要する。ただし、定年退職その他取締役会が正当な理由があると認めた場合はこの限りでない。</p> <p>当社普通株式が上場していることを要する。</p>	<p>新株予約権の割当を受けた者が、権利行使時において当社の取締役、監査役又は従業員の地位を有していることを要する。ただし、定年退職その他取締役会が正当な理由があると認めた場合はこの限りでない。</p> <p>当社普通株式が上場していることを要する。</p>
対象勤務期間	定めておりません。	定めておりません。	定めておりません。	定めておりません。
権利行使期間	自 平成22年8月8日 至 平成30年5月31日	自 平成24年12月18日 至 平成32年5月31日	自 平成25年5月12日 至 平成32年5月31日	自 平成26年6月26日 至 平成34年5月31日

	第9回新株予約権
付与対象者の区分及び人数	従業員 8名
株式の種類及び付与数	普通株式 33,000株 (注)1
付与日	平成25年3月1日
権利確定条件	新株予約権の割当を受けた者が、権利行使時において当社の取締役、監査役又は従業員の地位を有していることを要する。 ただし、定年退職その他取締役会が正当な理由があると認めた場合はこの限りでない。 当社普通株式が上場していることを要する。
対象勤務期間	定めておりません。
権利行使期間	自 平成27年3月2日 至 平成34年5月31日

(注)1．平成25年10月16日付で1株につき300株の割合で株式分割を行っているため、当該株式分割による調整後の株式数を記載しております。

(2) ストック・オプションの規模及びその変動状況

当連結会計年度（平成25年3月期）において存在したストック・オプションを対象とし、ストック・オプションの数については、株式数に換算して記載しております。

ストック・オプションの数

	第1回新株予約権	第2回新株予約権	第3回新株予約権
権利確定前（株）（注）1			
前連結会計年度末	4,500	295,500	30,000
付与	-	-	-
失効・消却	-	7,500	-
権利確定	-	-	-
未確定残	4,500	288,000	30,000
権利確定後（株）			
前連結会計年度末	-	-	-
権利確定	-	-	-
権利行使	-	-	-
失効・消却	-	-	-
未行使残	-	-	-

	第4回新株予約権	第5回新株予約権	第6回新株予約権
権利確定前（株）（注）1			
前連結会計年度末	60,000	85,500	177,000
付与	-	-	-
失効・消却	-	15,000	31,500
権利確定	-	-	-
未確定残	60,000	70,500	145,500
権利確定後（株）			
前連結会計年度末	-	-	-
権利確定	-	-	-
権利行使	-	-	-
失効・消却	-	-	-
未行使残	-	-	-

	第7回新株予約権	第8回新株予約権	第9回新株予約権
権利確定前（株）（注）1			
前連結会計年度末	3,000	-	-
付与	-	24,000	33,000
失効・消却	-	-	-
権利確定	-	-	-
未確定残	3,000	24,000	33,000
権利確定後（株）			
前連結会計年度末	-	-	-
権利確定	-	-	-
権利行使	-	-	-
失効・消却	-	-	-
未行使残	-	-	-

(注) 1 . 平成25年10月16日付で1株につき300株の割合で株式分割を行っているため、当該株式分割による調整後の株式数を記載しております。

単価情報

	第1回新株予約権	第2回新株予約権	第3回新株予約権
権利行使価格（円） （注）1	167	167	667
行使時平均株価（円）	-	-	-
付与日における公正な評価 単価（円）	-	-	-

	第4回新株予約権	第5回新株予約権	第6回新株予約権
権利行使価格（円） （注）1	667	667	667
行使時平均株価（円）	-	-	-
付与日における公正な評価 単価（円）	-	-	-

	第7回新株予約権	第8回新株予約権	第9回新株予約権
権利行使価格（円） （注）1	667	667	667
行使時平均株価（円）	-	-	-
付与日における公正な評価 単価（円）	-	-	-

（注）1．平成25年10月16日付で1株につき300株の割合で株式分割を行っているため、当該株式分割による調整後の権利行使価格を記載しております。

3．当連結会計年度に付与されたストック・オプションの公正な評価単価の見積方法

ストック・オプション付与日時点において、当社は株式を金融商品取引所に上場していないことから、ストック・オプションの公正な評価単価を単位当たりの本源的価値により算定しております。単位当たりの本源的価値はDCF法により算定した株式評価額から権利行使価格を控除して算定しております。

4．ストック・オプションの権利確定数の見積方法

将来の失効数の合理的な見積りは困難であるため、実績の失効数のみ反映させる方法を採用しております。

5．当連結会計年度末における本源的価値の合計額及び当連結会計年度において権利行使されたストック・オプションの権利行使日における本源的価値の合計額

当連結会計年度末における本源的価値の合計額
0円

当連結会計年度において権利行使されたストック・オプションの権利行使日における本源的価値の合計額
該当事項はありません。

(税効果会計関係)

1 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

当連結会計年度 (平成25年3月31日)	
繰延税金資産	
流動資産	
未払事業税	443千円
繰越欠損金	3,926千円
貸倒引当金	244千円
連結会社間内部利益消去	4千円
繰延税金資産小計	4,619千円
評価性引当額	4,619千円
固定資産	
資産除去債務	3,903千円
減価償却超過額	3,222千円
繰越欠損金	288,412千円
補助金収入	160千円
繰延税金資産小計	295,698千円
評価性引当額	295,698千円
繰延税金資産合計	
固定負債	
資産除去債務に対応する除去費用	1,140千円
繰延税金負債合計	1,140千円
差引：繰延税金資産（負債）の純額	1,140千円

(注) 当連結会計年度における繰延税金負債の純額は、連結貸借対照表の以下の項目に含まれております。

当連結会計年度 (平成25年3月31日)	
固定負債 - 繰延税金負債	1,140千円

2 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異の原因となった主な項目別の内訳

当連結会計年度 (平成25年3月31日)	
法定実効税率	37.8%
(調整)	
交際費等永久に損金に算入されない項目	0.3%
住民税均等割等	2.1%
評価性引当額の増減額	24.3%
繰越欠損金の期限切れ	6.7%
海外連結子会社の税率差異	1.9%
その他	4.4%
税効果会計適用後の法人税等の負担率	1.9%

[前へ](#)

[次へ](#)

(資産除去債務関係)

資産除去債務のうち連結貸借対照表に計上しているもの

(1) 当該資産除去債務の概要

本社研究所及び東京事務所の建物の不動産賃借契約に伴う原状回復義務等であります。

(2) 当該資産除去債務の金額の算定方法

使用見込期間を取得から13年～15年と見積り、割引率は1.0%から1.8%を使用して資産除去債務の金額を計算しております。

(3) 当該資産除去債務の総額の増減

	当連結会計年度 (自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日)
期首残高	10,911千円
有形固定資産の取得に伴う増加額	- 千円
時の経過による調整額	123千円
期末残高	11,035千円

[前へ](#)

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

当連結会計年度(自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日)

1 報告セグメントの概要

当社グループの報告セグメントは、当社グループの構成単位のうち分離された財務諸表が入手可能であり、取締役会が、経営資源の配分の決定及び業績を評価するために、定期的に検討を行う対象となっているものがあります。

当社グループは、CE-M S法によるメタボローム解析技術を基盤に事業を展開しており、そのサービス、製品、収益モデル等を勘案し、報告セグメントを「メタボローム解析事業」、「バイオマーカー事業」、「メタボロミクスキット事業」並びに「人材派遣事業」としております。

「メタボローム解析事業」では、顧客から測定する試料をメタボローム解析し、結果を報告する受託解析サービスの提供を、「バイオマーカー事業」では、当社グループと共同研究先で開発したバイオマーカーのライセンスを、「メタボロミクスキット事業」では、メタボローム解析を行うための試薬キットやツール類の製造、販売並びに顧客向けトレーニングやサポートの提供を、「人材派遣事業」では、研究員や技術員の派遣を行っております。

2 報告セグメントごとの売上高、利益又は損失、資産、負債その他の項目の金額の算定方法

報告されている事業セグメントの会計処理の方法は、「連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項」における記載と概ね同一であります。また、報告セグメントの利益は、営業利益ベースの数値であります。

3 報告セグメントごとの売上高、利益又は損失、資産、負債その他の項目の金額に関する情報

(単位：千円)

	報告セグメント				
	メタボローム 解析事業	バイオマーカー 事業	メタボロミクス キット事業	人材派遣事業	計
売上高					
外部顧客への売上高	375,151	18,000	51,638	51,507	496,296
セグメント間の内部 売上高又は振替高	227	-	-	-	227
計	375,378	18,000	51,638	51,507	496,523
セグメント利益又は 損失()	216,156	76,062	3,634	743	144,470
セグメント資産	201,036	17,706	11,850	4,060	234,654
その他の項目					
減価償却費	25,371	17,711	1,616	-	44,699
有形固定資産及び 無形固定資産の増加額	28,190	13,240	4,671	-	46,103

4 報告セグメント合計額と連結財務諸表計上額との差額及び当該差額の主な内容（差異調整に関する事項）

(単位：千円)

売上高	
報告セグメント計	496,523
セグメント間取引消去	227
連結財務諸表の売上高	496,296

(単位：千円)

利益	
報告セグメント計	144,470
セグメント間取引消去	5
全社費用(注)	249,289
連結財務諸表の営業損失()	104,812

(注) セグメント利益の全社費用 249,289千円は、主に各報告セグメントに配分していない一般管理費等の全社費用であります。

(単位：千円)

資産	
報告セグメント計	234,654
全社資産(注)	190,569
連結財務諸表の資産合計	425,223

(注) セグメント資産の全社資産190,569千円は、主に各報告セグメントに配分していない現金及び預金、敷金等であります。

(単位：千円)

その他の項目	報告セグメント計	調整額(注)	連結財務諸表計上額
減価償却費	44,699	4,041	48,741
有形固定資産及び無形固定資産の増加額	46,103	1,815	47,919

(注) 1. セグメント減価償却費の調整額4,041千円と有形固定資産及び無形固定資産の増加額の調整額1,815千円は、主に各報告セグメントに配分していない東京事務所の供用資産に係るものであります。

2. 報告セグメントの減価償却費の一部は、売上原価及び一般管理費に配賦されております。

【関連情報】

当連結会計年度(自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日)

1 製品及びサービスごとの情報

セグメント情報に同様の情報を開示しているため、記載を省略しております。

2 地域ごとの情報

(1) 売上高

(単位：千円)

日本	その他	合計
462,031	34,264	496,296

- (注) 1. 売上高は顧客の所在地を基礎とし、国又は地域に分類しております。
2. その他に属する国又は地域は、中国、韓国、マレーシア及びスイス等であります。

(2) 有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が連結貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、記載を省略しております。

3 主要な顧客ごとの情報

(単位：千円)

顧客の名称又は氏名	売上高	関連するセグメント名
学校法人慶應義塾	64,841	人材派遣事業、メタボローム解析事業
味の素株式会社	52,918	メタボローム解析事業

【報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報】

当連結会計年度(自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日)

該当事項はありません。

【報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報】

当連結会計年度(自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日)

該当事項はありません。

【報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報】

当連結会計年度(自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日)

該当事項はありません。

【関連当事者情報】

当連結会計年度(自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日)

関連当事者との取引

連結財務諸表提出会社と関連当事者との取引

連結財務諸表提出会社の役員及び主要株主(個人の場合に限る)等

種類	会社等の名称 又は氏名	所在地	資本金又は 出資金 (千円)	事業の内容 又は職業	議決権等 の所有 (被所有)割合 (%)	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
個人主要株主が所長を務める研究所	慶應義塾大学先端生命科学研究所	山形県 鶴岡市		生命科学に関する研究及び教育	(被所有) 直接 - 間接 -	労働者の派遣	派遣料の受取	51,507	売掛金	4,075

(注) 取引条件及び取引条件の決定方針等

1. 上記金額のうち取引金額には消費税等は含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれております。
2. 取引条件及び取引条件の決定方針等

当社は、個人主要株主である富田勝氏が所長を務める慶應義塾大学先端生命科学研究所に対して、11名の研究者、技術者を派遣しております。個別労働派遣契約締結に際しては、その都度、価格交渉を行い、一般的取引条件と同様に決定しております。

(1株当たり情報)

	当連結会計年度 (自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日)
1株当たり純資産額	44.70円
1株当たり当期純損失金額()	24.52円

- (注) 1. 潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、潜在株式は存在するものの、当社株式は非上場であり、期中平均株価が把握できないため、また、1株当たり当期純損失であるため記載しておりません。
2. 当社は、平成25年10月16日付で株式1株につき300株の割合で株式分割を行いました。当連結会計年度の期首に当該株式分割が行われたと仮定して1株当たり純資産額及び1株当たり当期純損失金額を算定しております。
3. 1株当たり当期純損失金額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

項目	当連結会計年度 (自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日)
1株当たり当期純損失金額	
当期純損失() (千円)	95,261
普通株主に帰属しない金額(千円)	-
普通株式に係る当期純損失() (千円)	95,261
普通株式の期中平均株式数(株)	3,885,000
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額の算定に含まれなかった潜在株式の概要	新株予約権9種類 (新株予約権の数2,195個) これらの詳細は、「第4提出会社の状況、1 株式等の状況 (2)新株予約権等の状況」に記載のとおりであります。

(重要な後発事象)

当連結会計年度(自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日)

当社は、平成25年9月24日開催の取締役会決議に基づき、次の株式分割を行っております。

1．株式分割の目的

当社株式の流動性向上と投資家層拡大を図るためであります。

2．株式分割の割合及び時期

平成25年10月16日付をもって平成25年10月15日17時現在最終の株主名簿に記載された株主の所有株式数を1株につき300株の割合をもって分割をしております。

3．分割により増加する株式数 普通株式3,872,050株

4．1株当たり情報に及ぼす影響は、(1株当たり情報)に反映されております。

5．発行可能株式総数の増加及び単元株制度の導入

平成25年10月16日をもって当社の定款第6条を変更し、発行可能株式総数を11,960,000株増加し、12,000,000株としております。

なお、平成25年10月15日開催の臨時株主総会決議に基づき、定款第7条を新設し、平成25年10月16日付をもって100株を1単元とする単元株制度を導入しております。

【注記事項】

(四半期連結損益計算書関係)

1 販売費及び一般管理費のうち主要な費目及び金額は、次のとおりであります。

当第2四半期連結累計期間 (自 平成25年4月1日 至 平成25年9月30日)	
給与手当	48,585千円
研究開発費	42,426千円

(四半期連結キャッシュ・フロー計算書関係)

1 現金及び現金同等物の四半期末残高と四半期連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係は、次のとおりであります。

当第2四半期連結累計期間 (自 平成25年4月1日 至 平成25年9月30日)	
現金及び預金	165,341千円
現金及び現金同等物	165,341千円

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

当第2四半期連結累計期間(自 平成25年4月1日 至 平成25年9月30日)

1 報告セグメントごとの売上高及び利益又は損失の金額に関する情報

(単位：千円)

	報告セグメント				
	メタボローム 解析事業	バイオマーカー 事業	メタボロミクス キット事業	人材派遣事業	計
売上高					
外部顧客への売上高	163,525	3,750	12,145	24,279	203,700
セグメント間の内部売上高 又は振替高					
計	163,525	3,750	12,145	24,279	203,700
セグメント利益又は損失 ()	75,821	27,661	2,000	1,750	47,910

2 報告セグメントの利益又は損失の金額の合計額と四半期連結損益計算書計上額との差額及び当該差額の主な内容(差異調整に関する事項)

(単位：千円)

利益	金額
報告セグメント計	47,910
全社費用(注)	130,906
四半期連結損益計算書の営業損失 ()	82,995

(注) セグメント利益の全社費用 130,906千円は、主に各報告セグメントに配分していない一般管理費等の全社費用であります。

(金融商品関係)

当第2四半期連結貸借対照表計上額と時価との差額及び前連結会計年度に係る連結貸借対照表計上額と時価との差額に重要性が乏しいため、注記を省略しています。

(1株当たり情報)

1株当たり四半期純損失金額及び算定上の基礎は、以下のとおりであります。

項目	当第2四半期連結累計期間 (自 平成25年4月1日 至 平成25年9月30日)
1株当たり四半期純損失金額	15円65銭
(算定上の基礎)	
四半期純損失金額 ()(千円)	60,816
普通株主に帰属しない金額(千円)	
普通株式に係る四半期純損失金額 ()(千円)	60,816
普通株式の期中平均株式数(株)	3,885,000
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額の算定に含めなかった潜在株式で、前連結会計年度末から重要な変動があったものの概要	

(注) 1. 潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額については、潜在株式は存在するものの、当社株式は非上場であり、期中平均株価が把握できないため、また、1株当たり四半期純損失であるため記載しておりません。

2. 当社は、平成25年10月16日付で株式1株につき300株の割合で株式分割を行いました。当連結会計年度の期首に当該株式分割が行われたと仮定して1株当たり四半期純損失金額を算定しております。

(重要な後発事象)

当社は、平成25年9月24日開催の取締役会決議に基づき、次の株式分割を行っております。

1．株式分割の目的

当社株式の流動性向上と投資家層拡大を図るためであります。

2．株式分割の割合及び時期

平成25年10月16日付をもって平成25年10月15日17時現在最終の株主名簿に記載された株主の所有株式数を1株につき300株の割合をもって分割をしております。

3．分割により増加する株式数 普通株式3,872,050株

4．1株当たり情報に及ぼす影響は、（1株当たり情報）に反映されております。

5．発行可能株式総数の増加及び単元株制度の導入

平成25年10月16日をもって当社の定款第6条を変更し、発行可能株式総数を11,960,000株増加し、12,000,000株としております。

なお、平成25年10月15日開催の臨時株主総会決議に基づき、定款第7条を新設し、平成25年10月16日付をもって100株を1単元とする単元株制度を導入しております。

【連結附属明細表】（平成25年3月31日現在）

【借入金等明細表】

区分	当期首残高 (千円)	当期末残高 (千円)	平均利率 (%)	返済期限
短期借入金	45,000	60,000	1.2	
1年以内に返済予定の長期借入金	3,650	18,460	1.9	
1年以内に返済予定のリース債務	8,781	13,969	2.7	
長期借入金(1年以内に返済予定のものを除く)	66,350	48,500	1.9	平成26年4月30日～ 平成29年2月28日
リース債務(1年以内に返済予定のものを除く)	28,106	37,580	2.7	平成26年4月23日～ 平成29年9月25日
合計	151,888	178,510	-	

(注) 1. 「平均利率」については、借入金等の期末残高に対する加重平均利率を記載しております。

2. 長期借入金及びリース債務(1年以内に返済予定のものを除く)の連結決算日後5年内における1年ごとの返済予定額の総額

区分	1年超2年以内 (千円)	2年超3年以内 (千円)	3年超4年以内 (千円)	4年超5年以内 (千円)
長期借入金	17,040	17,040	14,420	-
リース債務	13,969	14,337	14,715	5,779

【資産除去債務明細表】

明細表に記載すべき事項が連結財務諸表規則第15条の23に規定する注記事項として記載されているため、記載を省略しております。

(2) 【その他】

該当事項はありません。

2【財務諸表等】

(1)【財務諸表】

【貸借対照表】

(単位：千円)

	前事業年度 (平成24年3月31日)	当事業年度 (平成25年3月31日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	277,490	167,661
売掛金	115,698	97,508
商品	884	2,380
仕掛品	823	1,107
原材料及び貯蔵品	7,279	7,005
前払費用	7,141	13,214
未収入金	155	446
その他	1,098	1,306
貸倒引当金	532	648
流動資産合計	410,039	289,982
固定資産		
有形固定資産		
建物	14,270	14,270
工具、器具及び備品	119,332	141,308
リース資産	42,816	67,371
減価償却累計額	88,778	135,890
有形固定資産合計	87,640	87,060
無形固定資産		
ソフトウェア	5,579	5,171
無形固定資産合計	5,579	5,171
投資その他の資産		
関係会社株式	-	42,998
破産更生債権等	971	-
敷金	7,943	7,715
その他	48	10
貸倒引当金	971	-
投資その他の資産合計	7,992	50,725
固定資産合計	101,212	142,956
資産合計	511,252	432,938

	前事業年度 (平成24年3月31日)	当事業年度 (平成25年3月31日)
負債の部		
流動負債		
買掛金	286	268
短期借入金	45,000	60,000
1年内返済予定の長期借入金	3,650	18,460
リース債務	8,781	13,969
未払金	27,567	28,804
未払費用	3,587	3,394
未払法人税等	3,111	3,126
未払消費税等	7,319	8,084
前受金	8,224	8,446
預り金	4,073	4,249
前受収益	8,641	2,478
流動負債合計	120,242	151,281
固定負債		
長期借入金	66,350	48,500
リース債務	28,106	37,580
繰延税金負債	1,379	1,140
資産除去債務	10,911	11,035
長期預り金	20,103	453
固定負債合計	126,851	98,709
負債合計	247,093	249,991
純資産の部		
株主資本		
資本金	531,000	531,000
資本剰余金		
資本準備金	520,000	520,000
資本剰余金合計	520,000	520,000
利益剰余金		
その他利益剰余金		
繰越利益剰余金	786,841	868,052
利益剰余金合計	786,841	868,052
株主資本合計	264,158	182,947
純資産合計	264,158	182,947
負債純資産合計	511,252	432,938

【損益計算書】

(単位：千円)

	前事業年度 (自 平成23年 4月 1日 至 平成24年 3月31日)	当事業年度 (自 平成24年 4月 1日 至 平成25年 3月31日)
売上高	521,977	496,296
売上原価	153,274	202,324
売上総利益	368,703	293,971
販売費及び一般管理費	1, 2 474,835	1, 2 384,825
営業損失()	106,132	90,854
営業外収益		
受取利息	29	38
補助金収入	60,747	19,687
貸倒引当金戻入額	-	103
その他	160	212
営業外収益合計	60,937	20,042
営業外費用		
支払利息	1,899	2,988
株式交付費	250	-
為替差損	455	139
補助金返還損	-	5,556
営業外費用合計	2,605	8,684
経常損失()	47,801	79,496
税引前当期純損失()	47,801	79,496
法人税、住民税及び事業税	1,954	1,954
法人税等調整額	3,396	239
法人税等合計	1,442	1,714
当期純損失()	46,358	81,210

【売上原価明細書】

区分	注記 番号	前事業年度 (自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日)		当事業年度 (自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日)	
		金額(千円)	構成比 (%)	金額(千円)	構成比 (%)
商品仕入高	1	5,270	3.6	24,480	11.9
材料費		1,047	0.7	1,232	0.6
労務費		111,753	76.9	102,399	49.9
経費		27,280	18.8	76,935	37.5
計		145,351	100.0	205,047	100.0
商品期首たな卸高	2	9,450		884	
仕掛品期首たな卸高		880		823	
合計		155,681		206,755	
商品期末たな卸高		884		2,380	
仕掛品期末たな卸高		823		1,107	
他勘定振替高		699		942	
当期売上原価		153,274		202,324	

(注) 1. 主な内訳は、次のとおりであります。

項目	前事業年度(千円)	当事業年度(千円)
減価償却費	4,487	17,687
修繕費	4,062	14,289
消耗品費	6,739	14,287
水道光熱費	3,428	9,646

2. 他勘定振替高の主なものは販売促進費への振替であります。

(原価計算の方法)

当社の原価計算は、実際個別原価計算制度を採用しております。

【株主資本等変動計算書】

(単位：千円)

	前事業年度 (自 平成23年 4 月 1 日 至 平成24年 3 月31日)	当事業年度 (自 平成24年 4 月 1 日 至 平成25年 3 月31日)
株主資本		
資本金		
当期首残高	506,000	531,000
当期変動額		
新株の発行	25,000	-
当期変動額合計	25,000	-
当期末残高	531,000	531,000
資本剰余金		
資本準備金		
当期首残高	495,000	520,000
当期変動額		
新株の発行	25,000	-
当期変動額合計	25,000	-
当期末残高	520,000	520,000
資本剰余金合計		
当期首残高	495,000	520,000
当期変動額		
新株の発行	25,000	-
当期変動額合計	25,000	-
当期末残高	520,000	520,000
利益剰余金		
その他利益剰余金		
固定資産圧縮積立金		
当期首残高	4,379	-
当期変動額		
固定資産圧縮積立金の取崩	4,379	-
当期変動額合計	4,379	-
当期末残高	-	-
繰越利益剰余金		
当期首残高	744,862	786,841
当期変動額		
当期純損失()	46,358	81,210
固定資産圧縮積立金の取崩	4,379	-
当期変動額合計	41,979	81,210
当期末残高	786,841	868,052
利益剰余金合計		
当期首残高	740,482	786,841
当期変動額		
当期純損失()	46,358	81,210
固定資産圧縮積立金の取崩	-	-
当期変動額合計	46,358	81,210
当期末残高	786,841	868,052

	前事業年度 (自 平成23年 4 月 1 日 至 平成24年 3 月31日)	当事業年度 (自 平成24年 4 月 1 日 至 平成25年 3 月31日)
株主資本合計		
当期首残高	260,517	264,158
当期変動額		
新株の発行	50,000	-
当期純損失（ ）	46,358	81,210
固定資産圧縮積立金の取崩	-	-
当期変動額合計	3,641	81,210
当期末残高	264,158	182,947
純資産合計		
当期首残高	260,517	264,158
当期変動額		
新株の発行	50,000	-
当期純損失（ ）	46,358	81,210
固定資産圧縮積立金の取崩	-	-
当期変動額合計	3,641	81,210
当期末残高	264,158	182,947

【キャッシュ・フロー計算書】

(単位：千円)

	前事業年度 (自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日)
営業活動によるキャッシュ・フロー	
税引前当期純損失（ ）	47,801
減価償却費	67,674
貸倒引当金の増減額（ は減少）	532
受取利息	29
支払利息	1,899
株式交付費	250
補助金収入	60,747
売上債権の増減額（ は増加）	1,629
たな卸資産の増減額（ は増加）	8,565
仕入債務の増減額（ は減少）	17,508
前払費用の増減額（ は増加）	10,878
未収入金の増減額（ は増加）	9,138
長期前払費用の増減額（ は増加）	6
前受収益の増減額（ は減少）	4,388
前受金の増減額（ は減少）	5,149
未払金の増減額（ は減少）	7,346
未払費用の増減額（ は減少）	3,056
未払消費税等の増減額（ は減少）	4,271
預り金の増減額（ は減少）	2,083
その他	393
小計	27,874
利息及び配当金の受取額	29
利息の支払額	1,818
法人税等の支払額	1,950
補助金の受取額	80,850
営業活動によるキャッシュ・フロー	49,237
投資活動によるキャッシュ・フロー	
有形固定資産の取得による支出	34,168
無形固定資産の取得による支出	2,191
出資金の払込による支出	10
敷金の差入による支出	265
敷金の回収による収入	3,049
資産除去債務の履行による支出	1,320
投資活動によるキャッシュ・フロー	34,905

(単位：千円)

	前事業年度 (自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日)
財務活動によるキャッシュ・フロー	
短期借入れによる収入	70,000
短期借入金の返済による支出	104,000
長期借入れによる収入	70,000
リース債務の返済による支出	8,217
株式の発行による収入	49,749
財務活動によるキャッシュ・フロー	77,532
現金及び現金同等物に係る換算差額	-
現金及び現金同等物の増減額（は減少）	91,864
現金及び現金同等物の期首残高	185,626
現金及び現金同等物の期末残高	277,490

【注記事項】

(重要な会計方針)

前事業年度(自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日)

1 たな卸資産の評価基準及び評価方法

(1) 商品

移動平均法による原価法(収益性の低下による簿価切下げの方法)

(2) 仕掛品

個別法による原価法(収益性の低下による簿価切下げの方法)

(3) 原材料及び貯蔵品

移動平均法による原価法(収益性の低下による簿価切下げの方法)

2 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産(リース資産を除く)

定率法によっております。

なお、主に耐用年数は次のとおりであります。

建物 3年～15年

工具、器具及び備品 2年～5年

(2) 無形固定資産(リース資産を除く)

定額法によっております。

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間(3～5年)で償却しております。

(3) リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。

3 繰延資産の処理方法

株式交付費

支出時に全額費用として処理しております。

4 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準

外貨建金銭債権債務は、期末日の直物為替相場により換算し、換算差額は損益として処理しております。

5 引当金の計上基準

貸倒引当金

売上債権との貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については、個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

6 キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲

手元現金、随時引き出し可能な預金及び容易に換金可能であり、かつ、価値の変動について僅少なりリスクしか負わない取得日から3ヶ月以内に償還期限の到来する短期投資からなっております。

7 その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項

消費税等の会計処理

消費税等の会計処理は、税抜方式によっております。

当事業年度(自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日)

1 有価証券の評価基準及び評価方法

子会社株式

移動平均法による原価法

2 たな卸資産の評価基準及び評価方法

(1) 商品

移動平均法による原価法(収益性の低下による簿価切下げの方法)

(2) 仕掛品

個別法による原価法(収益性の低下による簿価切下げの方法)

(3) 原材料及び貯蔵品

移動平均法による原価法(収益性の低下による簿価切下げの方法)

3 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産(リース資産を除く)

定率法によっております。

なお、主に耐用年数は次のとおりであります。

建物	3年～15年
----	--------

工具、器具及び備品	2年～10年
-----------	--------

(2) 無形固定資産(リース資産を除く)

定額法によっております。

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間(3～5年)で償却しております。

(3) リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。

4 繰延資産の処理方法

株式交付費

支出時に全額費用として処理しております。

5 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準

外貨建金銭債権債務は、期末日の直物為替相場により換算し、換算差額は損益として処理しております。

6 引当金の計上基準

貸倒引当金

売上債権との貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については、個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

7 その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項

消費税等の会計処理

消費税等の会計処理は、税抜方式によっております。

(追加情報)

前事業年度(自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日)

当事業年度の期首以後に行われる会計上の変更及び過去の誤謬の訂正より、「会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準」(企業会計基準第24号 平成21年12月4日)及び「会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第24号 平成21年12月4日)を適用しております。

当事業年度(自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日)

該当事項はありません。

[次へ](#)

(貸借対照表関係)

該当事項はありません。

(損益計算書関係)

1 販売費及び一般管理費のうち主要な費用及び金額並びにおおよその割合は、次のとおりであります。

	前事業年度	当事業年度
	(自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日)	(自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日)
役員報酬	46,653千円	45,196千円
給与及び手当	61,099千円	75,473千円
旅費交通費	27,809千円	24,826千円
貸倒引当金繰入額	532千円	- 千円
減価償却費	3,329千円	4,838千円
研究開発費	232,590千円	118,060千円
おおよその割合		
販売費	3.8%	1.7%
一般管理費	96.2%	98.3%

2 一般管理費に含まれる研究開発費の総額は、次のとおりであります。

前事業年度	当事業年度
(自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日)	(自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日)
232,590千円	118,060千円

(株主資本等変動計算書関係)

前事業年度(自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日)

1 発行済株式に関する事項

株式の種類	当事業年度期首	増加	減少	当事業年度末
普通株式(株)	12,700	250	-	12,950

(変動事由の概要)

増加数の主な内訳は、次のとおりであります。

平成23年12月22日 第三者割当増資による新株発行 250株

2 自己株式に関する事項

該当事項はありません。

3 新株予約権等に関する事項

該当事項はありません。

4 配当に関する事項

該当事項はありません。

当事業年度(自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日)

自己株式に関する事項

該当事項はありません。

(キャッシュ・フロー計算書関係)

- 1 現金及び現金同等物の期末残高と貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係は、次のとおりであります。

	前事業年度 (自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日)
現金及び預金勘定	277,490千円
現金及び現金同等物	277,490千円

2 重要な非資金取引の内容

	前事業年度 (自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日)
ファイナンス・リース取引に係る資産の額	34,602千円
ファイナンス・リース取引に係る債務の額	36,888千円

(リース取引関係)

前事業年度(平成24年3月31日)及び当事業年度(平成25年3月31日)

1. ファイナンス・リース取引

(借主側)

所有権移転外ファイナンス・リース取引

リース資産の内容

有形固定資産

主として、受託解析事業における生産設備(工具、器具及び備品)であります。

リース資産の減価償却の方法

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。

(金融商品関係)

前事業年度(平成24年3月31日)

1 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社は、主にメタボローム解析を行うための質量分析装置等の設備投資や運転資金について、必要な資金を銀行借入や新株発行により調達しております。一時的な余資については安全性の高い金融資産で運用し、デリバティブ取引は行わない方針であります。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

営業債権である売掛金及び未収入金は、顧客や取引先の信用リスクに晒されております。敷金は、主に事務所の賃貸借契約によるものであり、賃貸主の信用リスクに晒されております。

営業債務である買掛金及び未払金の全ては、1年以内に支払期日が到来するものであります。借入金及びファイナンス・リースに係るリース債務は、主に研究開発及び設備投資を目的としたものであり、固定金利にて調達しているため、金利変動リスクは僅少であります。これらは全て決算日後5年以内に返済期日が到来するものであります。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

信用リスク（取引先の契約不履行等に係るリスク）の管理

営業債権については販売管理規程及び与信管理規程に従い、管理本部が新規取引先の財務状況を確認し、営業債権の月末残高を基準に取引先の期日管理及び与信管理を行うことで、財務状況等の悪化等による回収懸念の早期把握やリスクの軽減を図っております。敷金については、差し入れ先の信用状況を定期的に把握することを通じて、リスクの軽減を図っております。

資金調達に係る流動性リスク（支払期日に支払いを実行できなくなるリスク）の管理

管理本部において適時半年から1年先までの資金繰計画を作成・更新し、毎月の固定的な支出額の約3ヶ月から4ヶ月程度の資金を維持できるよう管理しております。

2 金融商品の時価等に関する事項

貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

	貸借対照表計上額 (千円)	時価 (千円)	差額 (千円)
(1) 現金及び預金	277,490	277,490	-
(2) 売掛金	115,698		
貸倒引当金(1)	532		
	115,166	115,166	-
(3) 未収入金	155	155	-
(4) 敷金	7,943	6,773	1,169
資産計	400,756	399,586	1,169
(1) 買掛金	286	286	-
(2) 短期借入金	45,000	45,000	-
(3) 未払金	27,567	27,567	-
(4) 未払法人税等	3,111	3,111	-
(5) 未払消費税等	7,319	7,319	-
(6) 預り金	4,073	4,073	-
(7) 長期借入金(2)	70,000	69,937	62
(8) リース債務(2)	36,888	36,888	-
(9) 長期預り金	20,103	19,907	195
負債計	214,349	214,091	258

(1) (2) 売掛金に計上している貸倒引当金を控除しております。

(2) (7) 長期借入金及び(8) リース債務には1年内返済予定の長期借入金及び1年内返済予定のリース債務がそれぞれ含めて表示しております。

(注1) 金融商品の時価の算定方法並びに有価証券及びデリバティブ取引に関する事項

資 産

(1) 現金及び預金、(2) 売掛金及び(3) 未収入金

これらはすべて短期で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(4) 敷金

回収可能性を反映した将来キャッシュ・フローを国債の利回りで割引いた現在価値により算定しております。

負債

(1) 買掛金、(2) 短期借入金、(3) 未払金、(4) 未払法人税等、(5) 未払消費税等並びに(6) 預り金

これらは短期で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(7) 長期借入金

長期借入金の時価については、元利金の合計額を新規に同様の借入を行った場合に想定される利率で割引いた現在価値により算定しております。

(8) リース債務

リース債務の時価については、帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(9) 長期預り金

将来キャッシュ・フローを国債の利回りで割引いた現在価値により算定しております。

(注2) 金銭債権の決算日後の償還予定額

	1年以内 (千円)	1年超 5年以内 (千円)	5年超 10年以内 (千円)	10年超 (千円)
現金及び預金	277,490	-	-	-
売掛金	115,166	-	-	-
未収入金	155	-	-	-
合計	392,812	-	-	-

(注3) 長期借入金及びリース債務の有利子負債の決算日後の返済予定額

	1年以内 (千円)	1年超 2年以内 (千円)	2年超 3年以内 (千円)	3年超 4年以内 (千円)	4年超 5年以内 (千円)	5年超 (千円)
長期借入金	3,650	17,850	17,040	17,040	14,420	-
リース債務	8,781	9,005	9,236	9,473	391	-
合計	12,431	26,855	26,276	26,513	14,811	-

(有価証券関係)

前事業年度(平成24年3月31日)

当社は、有価証券を保有しておりませんので、該当事項はありません。

当事業年度(平成25年3月31日)

子会社株式(貸借対照表計上額は42,998千円)は、市場価格がなく時価を把握することが極めて困難と認められるため、記載しておりません。

[次へ](#)

（ストック・オプション等関係）

前事業年度（自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日）

1．ストック・オプションにかかる費用計上額及び科目名

該当事項はありません。

2．ストック・オプションの内容、規模及びその変動状況

(1) スtock・オプションの内容

	第1回新株予約権	第2回新株予約権	第3回新株予約権	第4回新株予約権
付与対象者の区分及び人数	社外協力者 1名	取締役 3名 従業員 10名 社外協力者 4名	従業員 1名	取締役 1名
株式の種類及び付与数（株）	普通株式 4,500株 (注)1	普通株式 304,500株 (注)1	普通株式 60,000株 (注)1	普通株式 60,000株 (注)1
付与日	平成17年3月2日	平成17年3月8日	平成18年10月12日	平成20年6月5日
権利確定条件	特願2004-38647（「発明名称:遺伝子産物の機能同定方法及び結合物質同定方法」が登録されていることを要する。当社普通株式が上場していることを要する。その他の権利の行使の条件は、当社と新株予約権者との間で締結する新株予約権割当契約による。	新株予約権の割当を受けた者が、権利行使時において当社の取締役又は従業員の地位を有していること、あるいは当社と顧問契約又は共同研究契約を締結していることを要する。ただし、定年退職その他取締役会が正当な理由があると認めた場合、相続により新株予約権を取得した場合はこの限りでない。当社普通株式が上場していることを要する。その他の権利の行使の条件は、当社と新株予約権者との間で締結する新株予約権割当契約による。	新株予約権の割当を受けた者が、権利行使時において当社の取締役又は従業員の地位を有していること、あるいは当社と顧問契約又は共同研究契約を締結していることを要する。ただし、定年退職その他取締役会が正当な理由があると認めた場合、相続により新株予約権を取得した場合はこの限りでない。当社普通株式が上場していることを要する。その他の権利の行使の条件は、当社と新株予約権者との間で締結する新株予約権割当契約による。	新株予約権の割当を受けた者が、権利行使時において当社の取締役、監査役又は従業員の地位を有していること、あるいは当社と顧問契約又は共同研究契約を締結していることを要する。ただし、定年退職その他取締役会が正当な理由があると認めた場合、相続により新株予約権を取得した場合はこの限りでない。当社普通株式が上場していることを要する。その他の権利の行使の条件は、当社と新株予約権者との間で締結する新株予約権割当契約による。
対象勤務期間	定めておりません。	定めておりません。	定めておりません。	定めておりません。
権利行使期間	自 平成18年7月1日 至 平成26年5月31日	自 平成18年7月1日 至 平成26年5月31日	自 平成20年7月1日 至 平成28年5月31日	自 平成22年6月6日 至 平成29年5月31日

	第5回新株予約権	第6回新株予約権	第7回新株予約権
付与対象者の区分及び人数	取締役 2名 監査役 1名 従業員 19名	取締役 4名 監査役 1名 従業員 25名	従業員 1名
株式の種類及び付与数(株)	普通株式 93,000株 (注)1	普通株式 177,000株 (注)1	普通株式 3,000株 (注)1
付与日	平成20年8月7日	平成22年12月17日	平成23年5月11日
権利確定条件	<p>新株予約権の割当を受けた者が、権利行使時において当社の取締役、監査役又は従業員の地位を有していること、あるいは当社と顧問契約又は共同研究契約を締結していることを要する。ただし、定年退職その他取締役会が正当な理由があると認めた場合、相続により新株予約権を取得した場合はこの限りでない。</p> <p>当社普通株式が上場していることを要する。</p> <p>その他の権利の行使の条件は、当社と新株予約権者との間で締結する新株予約権割当契約による。</p>	<p>新株予約権の割当を受けた者が、権利行使時において当社の取締役、監査役又は従業員の地位を有していること、あるいは当社と顧問契約又は共同研究契約を締結していることを要する。ただし、定年退職その他取締役会が正当な理由があると認めた場合はこの限りでない。</p> <p>当社普通株式が上場していることを要する。</p>	<p>新株予約権の割当を受けた者が、権利行使時において当社の取締役、監査役又は従業員の地位を有していること、あるいは当社と顧問契約又は共同研究契約を締結していることを要する。ただし、定年退職その他取締役会が正当な理由があると認めた場合はこの限りでない。</p> <p>当社普通株式が上場していることを要する。</p>
対象勤務期間	定めておりません。	定めておりません。	定めておりません。
権利行使期間	自 平成22年8月8日 至 平成30年5月31日	自 平成24年12月18日 至 平成32年5月31日	自 平成25年5月12日 至 平成32年5月31日

(注)1 . 平成25年10月16日付で1株につき300株の割合で株式分割を行っているため、当該株式分割による調整後の株式数を記載しております。

(2) ストック・オプションの規模及びその変動状況

当事業年度（平成24年3月期）において存在したストック・オプションを対象とし、ストック・オプションの数については、株式数に換算して記載しております。

ストック・オプションの数

	第1回新株予約権	第2回新株予約権	第3回新株予約権	第4回新株予約権
権利確定前（株） （注）1				
前事業年度末 付与	4,500	295,500	30,000	60,000
失効・消却				
権利確定				
未確定残	4,500	295,500	30,000	60,000
権利確定後（株）				
前事業年度末 権利確定				
権利行使				
失効・消却				
未行使残				

	第5回新株予約権	第6回新株予約権	第7回新株予約権
権利確定前（株） （注）1			
前事業年度末 付与	85,500	177,000	3,000
失効・消却			
権利確定			
未確定残	85,500	177,000	3,000
権利確定後（株）			
前事業年度末 権利確定			
権利行使			
失効・消却			
未行使残			

単価情報

(単位：円)

	第1回新株予約権	第2回新株予約権	第3回新株予約権	第4回新株予約権
権利行使価格	167	167	667	667
行使時平均株価				
付与日における 公正な評価単価				

	第5回新株予約権	第6回新株予約権	第7回新株予約権
権利行使価格	667	667	667
行使時平均株価			
付与日における 公正な評価単価			

3. 当事業年度に付与されたストック・オプションの公正な評価単価の見積方法

ストック・オプション付与日時点において、当社は株式を金融商品取引所に上場していないことから、ストック・オプションの公正な評価単価を単位当たりの本源的価値により算定しております。単位当たりの本源的価値はDCF法により算定した株式評価額から権利行使価格を控除して算定しております。

4. スtock・オプションの権利確定数の見積方法

将来の失効数の合理的な見積りは困難であるため、実績の失効数のみ反映させる方法を採用しております。

5. 当事業年度末における本源的価値の合計額及び当事業年度において権利行使されたストック・オプションの権利行使日における本源的価値の合計額

当事業年度末における本源的価値の合計額
0円

当事業年度において権利行使されたストック・オプションの権利行使日における本源的価値の合計額
該当事項はありません。

当事業年度（自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日）

当事業年度より連結財務諸表を作成しているため、当事業年度については連結財務諸表の注記として記載しております。

(税効果会計関係)

1 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

	前事業年度 (平成24年3月31日)	当事業年度 (平成25年3月31日)
繰延税金資産		
流動資産		
未払事業税	437千円	443千円
繰越欠損金	3,020千円	3,926千円
貸倒引当金	384千円	244千円
繰延税金資産小計	3,842千円	4,614千円
評価性引当額	3,842千円	4,614千円
固定資産		
資産除去債務	3,859千円	3,903千円
減価償却超過額	5,497千円	3,222千円
繰越欠損金	257,256千円	285,185千円
補助金収入繰延	7,111千円	160千円
小計	273,725千円	292,471千円
評価性引当額	273,725千円	292,471千円
繰延税金資産合計	-	-
繰延税金負債		
固定負債		
資産除去債務に対応する除却費用	1,379千円	1,140千円
繰延税金負債合計	1,379千円	1,140千円
繰延税金資産(負債)の純額	1,379千円	1,140千円

(注) 前事業年度及び当事業年度における繰延税金負債の純額は、貸借対照表の以下の項目に含まれております。

	前事業年度 (平成24年3月31日)	当事業年度 (平成25年3月31日)
固定負債 - 繰延税金負債	1,379千円	1,140千円

2 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異の原因となった主な項目別の内訳

	前事業年度 (平成24年3月31日)	当事業年度 (平成25年3月31日)
法定実効税率	40.4%	37.8%
(調整)		
交際費等永久に損金に算入されない項目	0.9%	0.4%
住民税均等割等	4.1%	2.4%
評価性引当額の増減額	35.1%	24.6%
税率変更による期末繰延税金資産の減額修正	67.5%	- %
繰越欠損金の期限切れ	- %	7.9%
その他	- %	4.7%
税効果会計適用後の法人税等の負担率	3.0%	2.2%

3 法人税等の税率の変更による繰延税金資産及び繰延税金負債の金額の修正

前事業年度（自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日）

「経済社会の構造の変化に対応した税制の構築を図るための所得税法等の一部を改正する法律」（平成23年法律第114号）及び「東日本大震災からの復興のための施策を実施するために必要な財源の確保に関する特別措置法」（平成23年法律第117号）が平成23年12月2日に公布され、平成24年4月1日以降に開始する事業年度から法人税率の引下げ及び復興特別法人税の課税が行われることになりました。これに伴い、繰延税金資産及び繰延税金負債の計算に使用する法定実効税率は従来の40.4%から、平成24年4月1日に開始する事業年度から平成26年4月1日に開始する事業年度に解消が見込まれる一時差異については37.8%に、平成27年4月1日以降に開始する事業年度以降に解消が見込まれる一時差異については35.3%となります。なお、この税率変更による影響は、軽微であります。

（資産除去債務関係）

資産除去債務のうち貸借対照表に計上しているもの

(1) 当該資産除去債務の概要

本社研究所及び東京事務所の建物の不動産賃借契約に伴う原状回復義務等であります。

(2) 当該資産除去債務の金額の算定方法

使用見込期間を取得から13年～15年と見積り、割引率は1.0%から1.8%を使用して資産除去債務の金額を計算しております。

(3) 当該資産除去債務の総額の増減

	前事業年度 (自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日)	当事業年度 (自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日)
期首残高	12,034千円	10,911千円
有形固定資産の取得に伴う増加額	75千円	- 千円
時の経過による調整額	121千円	123千円
資産除去債務の履行による減少額	1,320千円	- 千円
期末残高	10,911千円	11,035千円

[前へ](#)

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

前事業年度(自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日)

1 報告セグメントの概要

当社の報告セグメントは、当社の構成単位のうち分離された財務諸表が入手可能であり、取締役会が、経営資源の配分の決定及び業績を評価するために、定期的に検討を行う対象となっているものであります。

当社は、CE-M S法によるメタボローム解析技術を基盤に事業を展開しており、そのサービス、製品、収益モデル等を勘案し、報告セグメントを「メタボローム解析事業」、「バイオマーカー事業」、「メタボロミクスキット事業」並びに「人材派遣事業」としております。

「メタボローム解析事業」では、顧客から測定する試料をメタボローム解析し、結果を報告する受託解析サービスの提供を、「バイオマーカー事業」では、当社と共同研究先で開発したバイオマーカーのライセンスを、「メタボロミクスキット事業」では、メタボローム解析を行うための試薬キットやツール類の製造、販売並びに顧客向けトレーニングやサポートの提供を、「人材派遣事業」では、研究員や技術員の派遣を行っております。

2 報告セグメントごとの売上高、利益又は損失、資産、負債その他の項目の金額の算定方法

報告されている事業セグメントの会計処理の方法は、「重要な会計方針」における記載と概ね同一であります。また、報告セグメントの利益は、営業利益ベースの数値であります。

3 報告セグメントごとの売上高、利益又は損失、資産、負債その他の項目の金額に関する情報

(単位：千円)

	報告セグメント				
	メタボローム 解析事業	バイオマーカー 事業	メタボロミクス キット事業	人材派遣事業	計
売上高					
外部顧客への売上高	402,616	7,500	47,334	64,526	521,977
セグメント間の内部 売上高又は振替高	-	-	-	-	-
計	402,616	7,500	47,334	64,526	521,977
セグメント利益又は損失 ()	237,715	164,727	16,173	1,474	90,636
セグメント資産	167,937	32,823	4,899	5,780	211,441
その他の項目					
減価償却費	25,533	39,235	45	-	64,813
有形固定資産及び 無形固定資産の増加額	47,739	26,867	135	-	74,741

4 報告セグメント合計額と財務諸表計上額との差額及び当該差額の主な内容（差異調整に関する事項）

(単位：千円)

利益	
報告セグメント計	90,636
全社費用(注)	196,769
財務諸表の営業損失 ()	106,132

(注) セグメント利益の全社費用 196,769千円は、主に各報告セグメントに配分していない一般管理費等の全社費用であります。

(単位：千円)

資産	
報告セグメント計	211,441
全社資産(注)	299,810
財務諸表の資産合計	511,252

(注) セグメント資産の全社資産299,810千円は、主に各報告セグメントに配分していない現金及び預金、敷金等でありま

(単位：千円)

その他の項目	報告セグメント計	調整額(注)	財務諸表計上額
減価償却費	64,813	2,860	67,674
有形固定資産及び 無形固定資産の増加額	74,741	4,341	79,083

(注) 1. セグメント減価償却費の調整額2,860千円と有形固定資産及び無形固定資産の増加額の調整額4,341千円は、主に各報告セグメントに配分していない東京事務所の供用資産に係るものであります。

2. 報告セグメントの減価償却費の一部は、売上原価及び一般管理費に配賦されております。

【関連情報】

前事業年度(自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日)

1 製品及びサービスごとの情報

セグメント情報に同様の情報を開示しているため、記載を省略しております。

2 地域ごとの情報

(1) 売上高

(単位：千円)

日本	その他	合計
503,574	18,403	521,977

(注) 1. 売上高は顧客の所在地を基礎とし、国又は地域に分類しております。

2. その他に属する国又は地域は、アメリカ、韓国、マレーシア及びメキシコであります。

(2) 有形固定資産

貸借対照表の有形固定資産は、全て本邦に所在しておりますので、記載を省略しております。

3 主要な顧客ごとの情報

(単位：千円)

顧客の名称又は氏名	売上高	関連するセグメント名
学校法人慶應義塾	85,487	人材派遣事業、メタボローム解析事業

【報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報】

前事業年度(自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日)

該当事項はありません。

【報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報】

前事業年度(自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日)

該当事項はありません。

【報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報】

前事業年度(自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日)

該当事項はありません。

【関連当事者情報】

前事業年度（自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日）

関連当事者との取引

財務諸表提出会社と関連当事者との取引

財務諸表提出会社の役員及び主要株主（個人の場合に限る。）等

種類	会社等の名称又は氏名	所在地	資本金又は出資金(百万円)	事業の内容又は職業	議決権等の所有(被所有)割合(%)	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額(千円)	科目	期末残高(千円)
個人主要株主が所長を務める研究所	慶應義塾大学先端生命科学研究所	山形県鶴岡市		生命科学に関する研究及び教育	(被所有) 直接 - 間接 -	労働者の派遣	派遣料の受取	64,526	売掛金	5,807

(注) 取引条件及び取引条件の決定方針等

1. 上記金額のうち取引金額には消費税等は含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれております。

2. 取引条件及び取引条件の決定方針等

当社は、個人主要株主である富田勝氏が所長を務める慶應義塾大学先端生命科学研究所に対して、14名の研究者、技術者を派遣しております。個別労働派遣契約締結に際しては、その都度、価格交渉を行い、一般的取引条件と同様に決定しております。

(1株当たり情報)

	前事業年度 (自 平成23年 4月 1日 至 平成24年 3月31日)	当事業年度 (自 平成24年 4月 1日 至 平成25年 3月31日)
1株当たり純資産額	67円99銭	47円09銭
1株当たり当期純損失金額 ()	12円10銭	20円90銭

- (注) 1. 潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、潜在株式は存在するものの、当社株式は非上場であり、期中平均株価が把握できないため、また、1株当たり当期純損失であるため記載しておりません。
2. 当社は、平成25年10月16日付で株式1株につき300株の割合で株式分割を行いました。前事業年度の期首に当該株式分割が行われたと仮定して1株当たり純資産額及び1株当たり当期純損失金額を算定しております。
3. 1株当たり当期純損失金額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

項目	前事業年度 (自 平成23年 4月 1日 至 平成24年 3月31日)	当事業年度 (自 平成24年 4月 1日 至 平成25年 3月31日)
当期純損失 ()(千円)	46,358	81,210
普通株主に帰属しない金額(千円)	-	-
普通株式に係る当期純損失 ()(千円)	46,358	81,210
普通株式の期中平均株式数(株)	3,830,697	3,885,000
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額の算定に含まれなかった潜在株式の概要	<p>新株予約権7種類 (新株予約権の数2,185個)</p> <p>これらの詳細は、「第4提出会社の状況 1株式等の状況、(2)新株予約権等の状況」に記載のとおりであります。</p>	<p>新株予約権9種類 (新株予約権の数2,195個)</p> <p>これらの詳細は、「第4提出会社の状況 1株式等の状況、(2)新株予約権等の状況」に記載のとおりであります。</p>

(重要な後発事象)

前事業年度（自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日）

該当事項はありません。

当事業年度（自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日）

当社は、平成25年9月24日開催の取締役会決議に基づき、次の株式分割を行っております。

1．株式分割の目的

当社株式の流動性向上と投資家層拡大を図るためであります。

2．株式分割の割合及び時期

平成25年10月16日付をもって平成25年10月15日17時現在最終の株主名簿に記載された株主の所有株式数を1株につき300株の割合をもって分割をしております。

3．分割により増加する株式数 普通株式3,872,050株

4．1株当たり情報に及ぼす影響は、（1株当たり情報）に反映されております。

5．発行可能株式総数の増加及び単元株制度の導入

平成25年10月16日をもって当社の定款第6条を変更し、発行可能株式総数を11,960,000株増加し、12,000,000株としております。

なお、平成25年10月15日開催の臨時株主総会決議に基づき、定款第7条を新設し、平成25年10月16日付をもって100株を1単元とする単元株制度を導入しております。

【附属明細表】（平成25年3月31日現在）

【有価証券明細表】

該当事項はありません。

【有形固定資産等明細表】

資産の種類	当期首残高 (千円)	当期増加額 (千円)	当期減少額 (千円)	当期末残高 (千円)	当期末減価 償却累計額 又は償却累 計額(千円)	当期償却額 (千円)	差引当期末 残高 (千円)
有形固定資産							
建物	14,270	-	-	14,270	5,409	1,965	8,861
工具、器具及び備品	119,332	21,976	-	141,308	111,249	34,127	30,059
リース資産	42,816	24,555	-	67,371	19,232	11,018	48,139
有形固定資産計	176,419	46,531	-	222,950	135,890	47,111	87,060
無形固定資産							
ソフトウェア	7,079	1,216	-	8,296	3,125	1,624	5,171
無形固定資産計	7,079	1,216	-	8,296	3,125	1,624	5,171

(注) 当期増加額のうち主なものは次のとおりであります。

工具、器具及び備品	復興イノベーション助成事業実験設備	13,240千円
リース資産	質量分析装置等設備	24,555千円

【引当金明細表】

区分	当期首残高 (千円)	当期増加額 (千円)	当期減少額 (目的使用) (千円)	当期減少額 (その他) (千円)	当期末残高 (千円)
貸倒引当金	1,503	648	751	752	648

(注) 1. 貸倒引当金の「当期減少額(その他)」欄の金額は一般債権の貸倒実績率による洗替額であります。

(2) 【主な資産及び負債の内容】(平成25年3月31日現在)

現金及び預金

区分	金額(千円)
現金	201
預金	
普通預金	167,460
外貨預金	0
計	167,460
合計	167,661

売掛金

相手先別内訳

相手先	金額(千円)
理科研株式会社	18,726
高塚ライフサイエンス株式会社	5,614
株式会社マンダム	4,838
独立行政法人国立精神・神経医療センター	4,305
学校法人慶應義塾	4,075
その他	59,949
合計	97,508

売掛金の発生及び回収並びに滞留状況

当期首残高(千円)	当期発生高(千円)	当期回収高(千円)	当期末残高(千円)	回収率(%)	滞留期間(日)
(A)	(B)	(C)	(D)	$\frac{(C)}{(A)+(B)} \times 100$	$\frac{(A)+(D)}{2}$ $\frac{(B)}{365}$
115,698	442,850	461,039	97,508	82.5	87.9

(注) 消費税等の会計処理は税抜方式を採用しておりますが、上記金額には消費税等が含まれております。

商品

区分	金額(千円)
限外ろ過フィルター	2,380
合計	2,380

仕掛品

品名	金額(千円)
受託解析試験	1,082
その他	25
合計	1,107

原材料及び貯蔵品

区分	金額(千円)
メタボロミクスキット用材料及び試薬	2,568
計	2,568
研究用試薬及び消耗品	4,437
計	4,437
合計	7,005

関係会社株式

銘柄	金額(千円)
(子会社株式)	
Human Metabolome Technologies America, Inc.	42,998
合計	42,998

買掛金

相手先	金額(千円)
Human Metabolome Technologies America, Inc.	248
Federal Express Corporation	12
山形科学薬品株式会社	8
合計	268

短期借入金

区分	金額(千円)
株式会社りそな銀行	40,000
株式会社山形銀行	10,000
株式会社荘内銀行	10,000
合計	60,000

未払金

相手先	金額(千円)
ファイナンス・リサーチアンドサポート株式会社	7,875
社会保険料等	5,803
有限責任監査法人トーマツ	5,692
未払給与・賞与等	4,118
株式会社セールスフォース・ドットコム	1,052
その他	4,262
合計	28,804

長期借入金

区分	金額(千円)
株式会社商工組合中央金庫	48,500
合計	48,500

リース債務

区分	金額(千円)
山銀リース株式会社	19,101
東京センチュリーリース株式会社	18,479
合計	37,580

(3) 【その他】

該当事項はありません。

第6 【提出会社の株式事務の概要】

事業年度	4月1日から3月31日まで
定時株主総会	6月中
基準日	3月31日
株券の種類	
剰余金の配当の基準日	9月30日 3月31日
1単元の株式数	100株
株式の名義書換え 取扱場所 株主名簿管理人 取次所 名義書換手数料 新券交付手数料	
単元未満株式の買取り 取扱場所 株主名簿管理人 取次所 買取手数料	東京都千代田区丸の内一丁目4番1号 三井住友信託銀行株式会社 証券代行部 東京都千代田区丸の内一丁目4番1号 三井住友信託銀行株式会社 無料
公告掲載方法	電子公告とする。但し、電子公告を行うことができない事故その他のやむを得ない事由が生じたときは、日本経済新聞に掲載して公告する。 公告掲載URL http://humanmetabolome.com/
株主に対する特典	該当事項はありません。

(注) 当社の株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができません。
 会社法第189条第2項各号に掲げる権利
 会社法第166条第1項の規定による請求をする権利
 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当て及び募集新株予約権の割当てを受ける権利

第7 【提出会社の参考情報】

1 【提出会社の親会社等の情報】

当社には、金融商品取引法第24条の7第1項に規定する親会社等はありません。

2 【その他の参考情報】

該当事項はありません。

第三部 【特別情報】

第1 【提出会社及び連動子会社の最近の財務諸表】

当社の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和38年大蔵省令第59号。)に基づいて作成しております。

なお、当社は連動子会社を有しておりませんので、連動子会社の財務諸表はありません。

1 【貸借対照表】

(単位：千円)

	第6期 (平成21年3月31日)	第7期 (平成22年3月31日)	第8期 (平成23年3月31日)
資産の部			
流動資産			
現金及び預金	171,978	197,241	185,626
売掛金	24,585	70,871	114,069
商品	-	-	9,450
仕掛品	764	705	880
原材料及び貯蔵品	3,721	4,954	7,222
前払費用	3,526	4,452	18,100
未収入金	62	8	11,756
その他	343	1,510	1,577
流動資産合計	204,981	279,744	348,682
固定資産			
有形固定資産			
建物	-	-	13,245
工具、器具及び備品	-	3,110	88,038
減価償却累計額	-	977	22,140
有形固定資産合計	-	2,133	79,143
無形固定資産			
ソフトウェア	-	199	2,667
無形固定資産合計	-	199	2,667
投資その他の資産			
破産更生債権等	-	-	971
長期前払費用	49	87	31
敷金	5,330	4,314	8,268
貸倒引当金	-	-	971
投資その他の資産合計	5,379	4,401	8,300
固定資産合計	5,379	6,734	90,111
資産合計	210,361	286,479	438,794

	第6期 (平成21年3月31日)	第7期 (平成22年3月31日)	第8期 (平成23年3月31日)
負債の部			
流動負債			
買掛金	178	176	17,795
短期借入金	20,000	25,000	79,000
未払金	11,854	19,803	35,082
未払費用	-	9,795	530
未払法人税等	1,496	3,550	4,104
未払消費税等	3,342	9,416	5,337
繰延税金負債	4,217	2,933	-
前受金	9,800	19,707	13,373
預り金	2,049	2,203	1,989
前受収益	1,040	3,411	4,252
資産除去債務	-	-	1,320
リース資産減損勘定	23,147	2,365	-
流動負債合計	77,127	98,364	162,786
固定負債			
繰延税金負債	5,914	2,981	4,776
資産除去債務	-	-	10,714
長期リース資産減損勘定	2,366	-	-
固定負債合計	8,281	2,981	15,490
負債合計	85,409	101,346	178,276
純資産の部			
株主資本			
資本金	456,000	506,000	506,000
資本剰余金			
資本準備金	445,000	495,000	495,000
資本剰余金合計	445,000	495,000	495,000
利益剰余金			
その他利益剰余金			
固定資産圧縮積立金	14,885	8,689	4,379
繰越利益剰余金	790,933	824,556	744,862
利益剰余金合計	776,047	815,867	740,482
株主資本合計	124,952	185,132	260,517
純資産合計	124,952	185,132	260,517
負債純資産合計	210,361	286,479	438,794

2 【損益計算書】

(単位：千円)

	第6期		第7期		第8期	
	(自 至	平成20年4月1日 平成21年3月31日)	(自 至	平成21年4月1日 平成22年3月31日)	(自 至	平成22年4月1日 平成23年3月31日)
売上高		245,984		380,684		568,879
売上原価		98,664		123,929		163,342
売上総利益		147,320		256,754		405,536
販売費及び一般管理費	1,2	342,862	1,2	297,226	1,2	379,152
営業利益又は営業損失()		195,542		40,471		26,383
営業外収益						
受取利息		414		55		47
補助金収入		-		-		56,793
その他		67		1		710
営業外収益合計		482		57		57,550
営業外費用						
支払利息		167		870		448
株式交付費		-		501		-
為替差損		-		292		194
その他		-		3		-
営業外費用合計		167		1,668		642
経常利益又は経常損失()		195,228		42,082		83,292
特別損失						
固定資産除却損		-		-	3	212
資産除去債務会計基準の適用に伴う影響額		-		-		6,880
減損損失	4	86,096		-		-
特別損失合計		86,096		-		7,092
税引前当期純利益又は税引前当期純損失()		281,324		42,082		76,199
法人税、住民税及び事業税		593		1,954		1,954
法人税等調整額		6,572		4,217		1,138
法人税等合計		5,979		2,263		815
当期純利益又は当期純損失()		275,344		39,819		75,384

3 【株主資本等変動計算書】

(単位：千円)

	第6期 (自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日)	第7期 (自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日)	第8期 (自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日)
株主資本			
資本金			
前期末残高	456,000	456,000	506,000
当期変動額			
新株の発行	-	50,000	-
当期変動額合計	-	50,000	-
当期末残高	456,000	506,000	506,000
資本剰余金			
資本準備金			
前期末残高	445,000	445,000	495,000
当期変動額			
新株の発行	-	50,000	-
当期変動額合計	-	50,000	-
当期末残高	445,000	495,000	495,000
資本剰余金合計			
前期末残高	445,000	445,000	495,000
当期変動額			
新株の発行	-	50,000	-
当期変動額合計	-	50,000	-
当期末残高	445,000	495,000	495,000
利益剰余金			
その他利益剰余金			
固定資産圧縮積立金			
前期末残高	24,541	14,885	8,689
当期変動額			
固定資産圧縮積立 金の取崩	9,656	6,196	4,309
当期変動額合計	9,656	6,196	4,309
当期末残高	14,885	8,689	4,379
繰越利益剰余金			
前期末残高	525,244	790,933	824,556
当期変動額			
当期純利益又は当 期純損失()	275,344	39,819	75,384
固定資産圧縮積立 金の取崩	9,656	6,196	4,309
当期変動額合計	265,688	33,622	79,693
当期末残高	790,933	824,556	744,862

	第6期 (自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日)	第7期 (自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日)	第8期 (自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日)
利益剰余金合計			
前期末残高	500,703	776,047	815,867
当期変動額			
当期純利益又は当期純損失()	275,344	39,819	75,384
固定資産圧縮積立金の取崩	-	-	-
当期変動額合計	275,344	39,819	75,384
当期末残高	776,047	815,867	740,482
株主資本合計			
前期末残高	400,296	124,952	185,132
当期変動額			
新株の発行	-	100,000	-
当期純利益又は当期純損失()	275,344	39,819	75,384
固定資産圧縮積立金の取崩	-	-	-
当期変動額合計	275,344	60,180	75,384
当期末残高	124,952	185,132	260,517
純資産合計			
前期末残高	400,296	124,952	185,132
当期変動額			
新株の発行	-	100,000	-
当期純利益又は当期純損失()	275,344	39,819	75,384
当期変動額合計	275,344	60,180	75,384
当期末残高	124,952	185,132	260,517

【注記事項】

(重要な会計方針)

項目	第6期 (自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日)	第7期 (自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日)	第8期 (自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日)
1 たな卸資産の評価基準及び評価方法	<p>(1) 原材料及び貯蔵品 移動平均法による原価法（収益性の低下による簿価切下げの方法）</p> <p>(2) 仕掛品 個別法による原価法（収益性の低下による簿価切下げの方法）</p> <p>（会計方針の変更） 当事業年度より、「棚卸資産の評価に関する会計基準」（企業会計基準第9号 平成18年7月5日公表分）を適用しております。この変更に伴う損益に与える影響はありません。</p>	<p>(1) 原材料及び貯蔵品 同左</p> <p>(2) 仕掛品 同左</p>	<p>(1) 商品 移動平均法による原価法（収益性の低下による簿価切下げの方法）</p> <p>(2) 原材料及び貯蔵品 移動平均法による原価法（収益性の低下による簿価切下げの方法）</p> <p>(3) 仕掛品 個別法による原価法（収益性の低下による簿価切下げの方法）</p>
2 固定資産の減価償却の方法	<p>(1) 有形固定資産</p> <p>定率法 なお、主な耐用年数は次のとおりであります。</p> <p>建物 10年～15年 構築物 20年 工具、器具及び備品 2年～5年</p> <p>(2) 無形固定資産</p> <p>定額法 なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）で償却しております。</p>	<p>(1) 有形固定資産 （リース資産を除く）</p> <p>定率法 なお、主な耐用年数は次のとおりであります。</p> <p>工具、器具及び備品 3年～5年</p> <p>(2) 無形固定資産 （リース資産を除く）</p> <p>定額法 なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）で償却しております。</p>	<p>(1) 有形固定資産 （リース資産を除く）</p> <p>定率法 なお、主な耐用年数は次のとおりであります。</p> <p>建物 3年～15年 工具、器具及び備品 3年～5年</p> <p>(2) 無形固定資産 （リース資産を除く）</p> <p>定額法 なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）で償却しております。</p>
3 繰延資産の処理方法	株式交付費	株式交付費 支出時に全額費用として処理しております。	株式交付費
4 外貨建の資産および負債の本邦通貨への換算基準	外貨建金銭債権債務は、期末日の直物為替相場により換算し、換算差額は損益として処理しております。	同左	同左
5 引当金の計上基準	貸倒引当金 売上債権等の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については、個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。	貸倒引当金 同左	貸倒引当金 同左
6 その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項	消費税等の会計処理 消費税等の会計処理は、税抜方式によっております。	消費税等の会計処理 同左	消費税等の会計処理 同左

(会計方針の変更)

第6期 (自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日)	第7期 (自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日)	第8期 (自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日)
<p>(リース取引に関する会計基準等) 所有権移転外ファイナンス・リース取引については、従来、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっておりましたが、当事業年度より「リース取引に関する会計基準」(企業会計基準第13号(平成5年6月17日(企業会計審議会第一部会、平成19年3月30日改正)))及び「リース取引に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第16号(平成6年1月18日(日本公認会計士協会 会計制度委員会)、平成19年3月30日改正))を適用し、通常の売買取引に係る会計処理によっております。</p> <p>なお、所有権移転外ファイナンス・リース取引のうち、リース取引開始日が平成20年3月31日以前のものについては、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっております。</p> <p>この変更に伴う、損益に与える影響はありません。</p>		<p>(資産除去債務に関する会計基準) 当事業年度より「資産除去債務に関する会計基準」(企業会計基準第18号 平成20年3月31日)及び「資産除去債務に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第21号 平成20年3月31日)を適用しております。</p> <p>この結果、従来の方法によった場合に比べて営業利益及び経常利益は712千円、税引前当期純利益は7,592千円減少しております。</p> <p>また、当該会計基準の適用開始による資産除去債務の変動額は、11,940千円であります。</p>

[次へ](#)

(貸借対照表関係)

第6期 (平成21年3月31日)	第7期 (平成22年3月31日)	第8期 (平成23年3月31日)
該当事項はありません。	該当事項はありません。	該当事項はありません。

(損益計算書関係)

第6期 (自平成20年4月1日 至平成21年3月31日)	第7期 (自平成21年4月1日 至平成22年3月31日)	第8期 (自平成22年4月1日 至平成23年3月31日)																																
<p>1 販売費に属する費用のおおよその割合は、3.0%、一般管理費に属する費用のおおよその割合は、97.0%であります。</p> <p>主要な費目及び金額は次のとおりであります。</p> <table> <tr> <td>研究開発費</td> <td>177,155千円</td> </tr> <tr> <td>役員報酬</td> <td>59,520千円</td> </tr> <tr> <td>給料手当</td> <td>36,576千円</td> </tr> <tr> <td>減価償却費</td> <td>1,271千円</td> </tr> </table> <p>2 一般管理費に含まれる研究開発費は177,155千円であります。</p>	研究開発費	177,155千円	役員報酬	59,520千円	給料手当	36,576千円	減価償却費	1,271千円	<p>1 販売費に属する費用のおおよその割合は、4.1%であり、一般管理費に属する費用のおおよその割合は、95.9%であります。</p> <p>主要な費目及び金額は次のとおりであります。</p> <table> <tr> <td>研究開発費</td> <td>111,239千円</td> </tr> <tr> <td>役員報酬</td> <td>60,190千円</td> </tr> <tr> <td>給料及び手当</td> <td>40,697千円</td> </tr> <tr> <td>旅費交通費</td> <td>16,882千円</td> </tr> <tr> <td>減価償却費</td> <td>161千円</td> </tr> </table> <p>2 一般管理費に含まれる研究開発費は111,239千円であります。</p>	研究開発費	111,239千円	役員報酬	60,190千円	給料及び手当	40,697千円	旅費交通費	16,882千円	減価償却費	161千円	<p>1 販売費に属する費用のおおよその割合は、3.7%であり、一般管理費に属する費用のおおよその割合は、96.3%であります。</p> <p>主要な費目及び金額は次のとおりであります。</p> <table> <tr> <td>研究開発費</td> <td>160,962千円</td> </tr> <tr> <td>役員報酬</td> <td>49,963千円</td> </tr> <tr> <td>給料及び手当</td> <td>44,261千円</td> </tr> <tr> <td>旅費交通費</td> <td>23,892千円</td> </tr> <tr> <td>減価償却費</td> <td>1,481千円</td> </tr> <tr> <td>貸倒引当金繰入額</td> <td>971千円</td> </tr> </table> <p>2 一般管理費に含まれる研究開発費は160,962千円であります。</p> <p>3 有形固定資産除却損の内訳は、次のとおりであります。</p> <table> <tr> <td>建物</td> <td>212千円</td> </tr> </table>	研究開発費	160,962千円	役員報酬	49,963千円	給料及び手当	44,261千円	旅費交通費	23,892千円	減価償却費	1,481千円	貸倒引当金繰入額	971千円	建物	212千円
研究開発費	177,155千円																																	
役員報酬	59,520千円																																	
給料手当	36,576千円																																	
減価償却費	1,271千円																																	
研究開発費	111,239千円																																	
役員報酬	60,190千円																																	
給料及び手当	40,697千円																																	
旅費交通費	16,882千円																																	
減価償却費	161千円																																	
研究開発費	160,962千円																																	
役員報酬	49,963千円																																	
給料及び手当	44,261千円																																	
旅費交通費	23,892千円																																	
減価償却費	1,481千円																																	
貸倒引当金繰入額	971千円																																	
建物	212千円																																	

第6期 (自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日)				第7期 (自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日)				第8期 (自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日)			
4 減損損失 当事業年度において、当社は以下の資産グループについて減損損失を計上しました。											
場所	用途	種類	金額 (千円)								
山形県鶴岡市	メタボローム解析事業・バイオマーカー事業共用資産	建物	11,830								
		工具器具備品	29,567								
		ソフトウェア	2,802								
		その他の無形	362								
		固定資産									
		リース資産	25,514								
		前払費用	1,021								
山形県鶴岡市	メタボロミクスキット事業	工具器具備品	342								
		遊休資産									
東京都中央区	共用資産	建物	315								
		構築物	170								
		工具器具備品	570								
		ソフトウェア	264								
		電話加入権	72								
		前払費用	63								
計			86,096								
<p>当社は、事業用資産については事業単位で、遊休資産については個別資産毎にグルーピングしております。</p> <p>当事業年度において、事業用資産については、営業活動から生じる損益が継続してマイナスとなっていること、遊休資産については、使用の見込みが無くなったことから、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額（86,096千円）を減損損失として特別損失に計上しました。</p> <p>上記資産の回収可能価額は、使用価値により測定しており、将来キャッシュ・フローがマイナスであるため、割引率の算定はしていません。</p>											

(株主資本等変動計算書関係)

第6期(自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日)

1 発行済株式に関する事項

株式の種類	前事業年度末	増加	減少	当事業年度末
普通株式(株)	12,200	-	-	12,200

2 自己株式に関する事項

該当事項はありません。

3 新株予約権等に関する事項

該当事項はありません。

4 配当に関する事項

該当事項はありません。

第7期(自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日)

1 発行済株式に関する事項

株式の種類	前事業年度末	増加	減少	当事業年度末
普通株式(株)	12,200	500	-	12,700

(注) 普通株式の増加の内訳は、次のとおりであります。

平成21年9月30日 第三者割当増資による新株発行 300株

平成21年11月30日 第三者割当増資による新株発行 200株

2 自己株式に関する事項

該当事項はありません。

3 新株予約権等に関する事項

該当事項はありません。

4 配当に関する事項

該当事項はありません。

第8期(自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日)

1 発行済株式に関する事項

株式の種類	前事業年度末	増加	減少	当事業年度末
普通株式(株)	12,700	-	-	12,700

2 自己株式に関する事項

該当事項はありません。

3 新株予約権等に関する事項

該当事項はありません。

4 配当に関する事項

該当事項はありません。

(リース取引関係)

第6期 (自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日)					第7期 (自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日)					第8期 (自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日)				
リース取引開始日が平成20年3月31日以前の所有権移転外ファイナンス・リース取引 リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額、減損損失累計額相当額及び期末残高相当額					リース取引開始日が平成20年3月31日以前の所有権移転外ファイナンス・リース取引 リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額、減損損失累計額相当額及び期末残高相当額					1. ファイナンス・リース取引 所有権移転外ファイナンス・リース取引 リース資産の内容 有形固定資産 主として、受託解析事業における生産設備（工具、器具及び備品）であります。 リース資産の減価償却の方法 リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。 なお、所有権移転外ファイナンス・リース取引のうち、リース取引開始日が平成20年3月31日以前のリース取引日については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっており、その内容は次のとおりであります。				
	取得価額相当額 (千円)	減価償却累計額 相当額 (千円)	減損損失累計額 相当額 (千円)	期末残高 相当額 (千円)		取得価額相当額 (千円)	減価償却累計額 相当額 (千円)	減損損失累計額 相当額 (千円)	期末残高 相当額 (千円)					
工具器具及び備品	156,126	133,512	22,614		工具器具及び備品	63,000	48,300	14,700						
ソフトウェア	5,607	5,023	584		合計	63,000	48,300	14,700						
合計	161,734	138,535	23,198											
未経過リース料期末残高相当額及びリース資産減損勘定期末残高相当額 未経過リース料期末残高相当額 1年以内 23,147千円 1年超 2,366千円 合計 25,514千円 リース資産減損勘定期末残高相当額 25,514千円					未経過リース料期末残高相当額及びリース資産減損勘定期末残高相当額 未経過リース料期末残高相当額 1年以内 2,366千円 合計 2,366千円 リース資産減損勘定の残高 2,365千円					(1) リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額、減損損失累計額相当額及び期末残高相当額 該当事項はありません。 (2) 未経過リース料期末残高相当額 該当事項はありません。				
支払リース料、減価償却費相当額、支払利息相当額及び減損損失 支払リース料 40,005千円 減価償却費相当額 35,553千円 支払利息相当額 2,385千円 減損損失 23,198千円					支払リース料、リース資産減損勘定の取崩額、減価償却費相当額、支払利息相当額及び減損損失 リース資産減損勘定の取崩額 23,148千円 支払利息相当額 543千円					(3) 支払リース料、リース資産減損勘定の取崩額、減価償却費相当額、支払利息相当額及び減損損失 リース資産減損勘定 2,365千円 の取崩額 支払利息相当額 15千円				

第6期 (自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日)	第7期 (自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日)	第8期 (自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日)
<p>減価償却費相当額の算定方法 リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。</p> <p>利息相当額の算定方法 リース料総額とリース物件の取得価額相当額との差額を利息相当額とし、各期への配分方法については、利息法によっております。</p>	<p>減価償却費相当額の算定方法 同左</p> <p>利息相当額の算定方法 同左</p>	<p>(4) 減価償却費相当額及び利息相当額の算定方法 減価償却費相当額の算定方法 リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。</p> <p>利息相当額の算定方法 リース料総額とリース物件の取得価額相当額との差額を利息相当額とし、各期への配分方法については、利息法によっております。</p>

[次へ](#)

（金融商品関係）

第7期(自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日)

1 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社は、主にメタボローム解析を行うための質量分析装置等の設備投資や運転資金について、必要な資金を銀行借入や新株発行により調達しております。一時的な余資については安全性の高い金融資産で運用し、デリバティブ取引は行わない方針であります。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

営業債権である売掛金は、取引先の信用リスクに晒されております。敷金は、主に事務所の賃貸借契約によるものであり、賃貸主の信用リスクに晒されております。

営業債務である買掛金及び未払金の全ては、1年以内に支払期日が到来するものであり、支払期日に資金が不足する流動性リスクがあります。借入金は、主に研究開発及び設備投資を目的としたものであり、金利変動リスクに晒されております。これらは全て決算日後5年以内に返済期日が到来するものであります。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

信用リスク（取引先の契約不履行等に係るリスク）の管理

営業債権については販売管理規程及び与信管理規程に従い、管理本部が新規取引先の財務状況を確認し、営業債権の月末残高を基準に取引先の期日管理及び与信管理を行うことで、財務状況等の悪化等による回収懸念の早期把握やリスクの軽減を図っております。敷金については、差し入れ先の信用状況を定期的に把握することを通じて、リスクの軽減を図っております。

資金調達に係る流動性リスク（支払期日に資金が不足するリスク）の管理

管理本部において適時半年から1年先までの資金繰計画を作成・更新し、毎月の固定的な支出額の約3ヶ月から4ヶ月程度の資金を維持できるよう管理しております。

2 金融商品の時価等に関する事項

平成22年3月31日における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

(単位：千円)

	貸借対照表計上額	時価	差額
(1) 現金及び預金	197,241	197,241	-
(2) 売掛金	70,871	70,871	-
(3) 敷金	4,314	3,698	616
資産計	272,428	271,810	616
(1) 買掛金	176	176	-
(2) 未払金	19,803	19,803	-
(3) 短期借入金	25,000	25,000	-
(4) 未払法人税等	3,550	3,550	-
(5) 未払消費税等	9,416	9,416	-
負債計	57,947	57,947	-

(注1) 金融商品の時価の算定方法に関する事項

資 産

(1) 現金及び預金及び(2) 売掛金

これらはすべて短期で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によつてい

ます。

(3) 敷金

回収可能性を反映した将来キャッシュ・フローを国債の利回りで割引いた現在価値により算定しております。

負 債

(1) 買掛金、(2) 未払金、(3) 短期借入金、(4) 未払法人税等、並びに(5) 未払消費税等

これらは短期で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によつています。

(注2) 金銭債権の決算日後の償還予定額

(単位：千円)

	1年以内	1年超 5年以内	5年超 10年以内	10年超
現金及び預金	197,241	-	-	-
売掛金	70,871	-	-	-
合計	268,113	-	-	-

(追加情報)

当事業年度より、「金融商品に関する会計基準」(企業会計基準第10号 平成20年3月10日)及び「金融商品の時価等の開示に関する適用指針」(企業会計基準適用指針第19号 平成20年3月10日)を適用しております。

第8期(自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日)

1 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社は、主にメタボローム解析を行うための質量分析装置等の設備投資や運転資金について、必要な資金を銀行借入や新株発行により調達しております。一時的な余資については安全性の高い金融資産で運用し、デリバティブ取引は行わない方針であります。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

営業債権である売掛金及び未収入金は、顧客や取引先の信用リスクに晒されております。敷金は、主に事務所の賃貸借契約によるものであり、賃貸主の信用リスクに晒されております。

営業債務である買掛金及び未払金の全ては、1年以内に支払期日が到来するものであり、支払期日に資金が不足する流動性リスクがあります。借入金及びファイナンス・リースに係るリース債務は、主に研究開発及び設備投資を目的としたものであり、金利変動リスクに晒されております。これらは全て決算日後5年以内に返済期日が到来するものであります。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

信用リスク（取引先の契約不履行等に係るリスク）の管理

営業債権については販売管理規程及び与信管理規程に従い、管理本部が新規取引先の財務状況を確認し、営業債権の月末残高を基準に取引先の期日管理及び与信管理を行うことで、財務状況等の悪化等による回収懸念の早期把握やリスクの軽減を図っております。敷金については、差し入れ先の信用状況を定期的に把握することを通じて、リスクの軽減を図っております。

資金調達に係る流動性リスク（支払期日に資金が不足するリスク）の管理

管理本部において適時半年から1年先までの資金繰計画を作成・更新し、毎月の固定的な支出額の約3ヶ月から4ヶ月程度の資金を維持できるよう管理しております。

2 金融商品の時価等に関する事項

平成23年3月31日における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

(単位：千円)

	貸借対照表計上額	時価	差額
(1) 現金及び預金	185,626	185,626	-
(2) 売掛金	114,069	114,069	-
(3) 未収入金	11,756	11,756	-
(4) 敷金	8,268	6,782	1,486
資産計	319,720	318,233	1,486
(1) 買掛金	17,795	17,795	-
(2) 未払金	35,082	35,082	-
(3) 短期借入金	79,000	79,000	-
(4) 未払法人税等	4,104	4,104	-
(5) 未払消費税等	5,337	5,337	-
負債計	141,319	141,319	-

(注1) 金融商品の時価の算定方法に関する事項

資 産

(1) 現金及び預金及び(2) 売掛金及び(3) 未収入金

これらはすべて短期で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によります。

(4) 敷金

回収可能性を反映した将来キャッシュ・フローを国債の利回りで割引いた現在価値により算定しております。

負 債

(1) 買掛金、(2) 未払金、(3) 短期借入金、(4) 未払法人税等、並びに(5) 未払消費税等

これらは短期で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によります。

(注2) 金銭債権の決算日後の償還予定額

(単位：千円)

	1年以内	1年超 5年以内	5年超 10年以内	10年超
現金及び預金	185,626	-	-	-
売掛金	114,069	-	-	-
未収入金	11,756	-	-	-
合計	311,451	-	-	-

(有価証券関係)

第6期(自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日)

当社は有価証券を保有しておりませんので、該当事項はありません。

第7期(自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日)

当社は有価証券を保有しておりませんので、該当事項はありません。

第8期(自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日)

当社は有価証券を保有しておりませんので、該当事項はありません。

(デリバティブ取引関係)

第6期(自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日)

当社は、デリバティブ取引を全く利用しておりませんので、該当事項はありません。

第7期(自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日)

当社は、デリバティブ取引を全く利用しておりませんので、該当事項はありません。

第8期(自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日)

当社は、デリバティブ取引を全く利用しておりませんので、該当事項はありません。

[前へ](#)

[次へ](#)

(ストック・オプション等関係)

第6期(自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日)

1. 当該事業年度における費用計上額及び科目名

該当事項はありません。

2. スtock・オプションの内容、規模及びその変動状況

(1) スtock・オプションの内容

	第1回新株予約権	第2回新株予約権	第3回新株予約権
付与対象者の区分及び人数(名)	社外協力者 1名	取締役 3名 従業員 10名 社外協力者 4名	従業員 1名
ストック・オプションの数	普通株式 15株	普通株式 1,015株	普通株式 200株
付与日	平成17年3月2日	平成17年3月8日	平成18年10月12日
権利確定条件	特願2004-38647(「発明名称:遺伝子産物の機能同定方法及び結合物質同定方法」が登録されていることを要する。 当社普通株式が上場していることを要する。 その他の権利の行使の条件は、当社と新株予約権者との間で締結する新株予約権割当契約による。	新株予約権の割当を受けた者が、権利行使時において当社の取締役又は従業員の地位を有していること、あるいは当社と顧問契約又は共同研究契約を締結していることを要する。ただし、定年退職その他取締役会が正当な理由があると認めた場合、相続により新株予約権を取得した場合はこの限りでない。 当社普通株式が上場していることを要する。 その他の権利の行使の条件は、当社と新株予約権者との間で締結する新株予約権割当契約による。	新株予約権の割当を受けた者が、権利行使時において当社の取締役又は従業員の地位を有していること、あるいは当社と顧問契約又は共同研究契約を締結していることを要する。ただし、定年退職その他取締役会が正当な理由があると認めた場合、相続により新株予約権を取得した場合はこの限りでない。 当社普通株式が上場していることを要する。 その他の権利の行使の条件は、当社と新株予約権者との間で締結する新株予約権割当契約による。
対象勤務期間	定めておりません。	定めておりません。	定めておりません。
権利行使期間	自 平成18年7月1日 至 平成26年5月31日	自 平成18年7月1日 至 平成26年5月31日	自 平成20年7月1日 至 平成28年5月31日

	第4回新株予約権	第5回新株予約権
付与対象者の区分及び人数(名)	取締役 1名	取締役 2名 監査役 1名 従業員 19名
ストック・オプションの数	普通株式 200株	普通株式 310株
付与日	平成20年6月5日	平成20年8月7日
権利確定条件	<p>新株予約権の割当を受けた者が、権利行使時において当社の取締役、監査役又は従業員の地位を有していること、あるいは当社と顧問契約又は共同研究契約を締結していることを要する。ただし、定年退職その他取締役会が正当な理由があると認めた場合、相続により新株予約権を取得した場合はこの限りでない。当社普通株式が上場していることを要する。その他の権利の行使の条件は、当社と新株予約権者との間で締結する新株予約権割当契約による。</p>	<p>新株予約権の割当を受けた者が、権利行使時において当社の取締役、監査役又は従業員の地位を有していること、あるいは当社と顧問契約又は共同研究契約を締結していることを要する。ただし、定年退職その他取締役会が正当な理由があると認めた場合、相続により新株予約権を取得した場合はこの限りでない。当社普通株式が上場していることを要する。その他の権利の行使の条件は、当社と新株予約権者との間で締結する新株予約権割当契約による。</p>
対象勤務期間	定めておりません。	定めておりません。
権利行使期間	自 平成22年6月6日 至 平成29年5月31日	自 平成22年8月8日 至 平成30年5月31日

(2) ストック・オプションの規模及びその変動状況

ストック・オプションの数

	第1回新株予約権	第2回新株予約権	第3回新株予約権
権利確定前（個）			
前事業年度末	15	1,015	200
付与	-	-	-
失効・消却	-	10	-
権利確定	-	-	-
未確定残	15	1,005	200
権利確定後（個）			
前事業年度末	-	-	-
権利確定	-	-	-
権利行使	-	-	-
失効・消却	-	-	-
未行使残	-	-	-

	第4回新株予約権	第5回新株予約権
権利確定前（個）		
前事業年度末	-	-
付与	200	310
失効・消却	-	15
権利確定	-	-
未確定残	200	295
権利確定後（個）		
前事業年度末	-	-
権利確定	-	-
権利行使	-	-
失効・消却	-	-
未行使残	-	-

単価情報

	第1回新株予約権	第2回新株予約権	第3回新株予約権
権利行使価格(円)	50,000	50,000	200,000
行使時平均株価(円)	-	-	-
付与日における公正な評価単価(円)	-	-	-

	第4回新株予約権	第5回新株予約権
権利行使価格(円)	200,000	200,000
行使時平均株価(円)	-	-
付与日における公正な評価単価(円)	-	-

3. 当事業年度において付与されたストック・オプションの公正な評価単価の見積方法

ストック・オプション付与日時点において、当社は株式を金融商品取引所に上場していないことから、ストック・オプションの公正な評価単価を単位当たりの本源的価値により算定しております。単位当たりの本源的価値はDCF法により算定した株式評価額から権利行使価格を控除して算定しております。

4. スtock・オプションの権利確定数の見積方法

将来の失効数の合理的な見積りは困難であるため、実績の失効数のみ反映させる方法を採用しております。

5. 当事業年度末における本源的価値の合計額及び当事業年度において権利行使されたストック・オプションの権利行使日における本源的価値の合計額

当事業年度における本源的価値の合計額

0円

当事業年度において権利行使されたストック・オプションの権利行使日における本源的価値の合計額

該当事項はありません。

第7期(自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日)

1. 当該事業年度における費用計上額及び科目名

該当事項はありません。

2. ストック・オプションの内容、規模及びその変動状況

(1) ストック・オプションの内容

	第1回新株予約権	第2回新株予約権	第3回新株予約権
付与対象者の区分及び人数(名)	社外協力者 1名	取締役 3名 従業員 10名 社外協力者 4名	従業員 1名
ストック・オプションの数	普通株式 15株	普通株式 1,015株	普通株式 200株
付与日	平成17年3月2日	平成17年3月8日	平成18年10月12日
権利確定条件	特願2004-38647(「発明名称:遺伝子産物の機能同定方法及び結合物質同定方法」が登録されていることを要する。 当社普通株式が上場していることを要する。 その他の権利の行使の条件は、当社と新株予約権者との間で締結する新株予約権割当契約による。	新株予約権の割当を受けた者が、権利行使時において当社の取締役又は従業員の地位を有していること、あるいは当社と顧問契約又は共同研究契約を締結していることを要する。ただし、定年退職その他取締役会が正当な理由があると認めた場合、相続により新株予約権を取得した場合はこの限りでない。 当社普通株式が上場していることを要する。 その他の権利の行使の条件は、当社と新株予約権者との間で締結する新株予約権割当契約による。	新株予約権の割当を受けた者が、権利行使時において当社の取締役又は従業員の地位を有していること、あるいは当社と顧問契約又は共同研究契約を締結していることを要する。ただし、定年退職その他取締役会が正当な理由があると認めた場合、相続により新株予約権を取得した場合はこの限りでない。 当社普通株式が上場していることを要する。 その他の権利の行使の条件は、当社と新株予約権者との間で締結する新株予約権割当契約による。
対象勤務期間	定めておりません。	定めておりません。	定めておりません。
権利行使期間	自 平成18年7月1日 至 平成26年5月31日	自 平成18年7月1日 至 平成26年5月31日	自 平成20年7月1日 至 平成28年5月31日

	第4回新株予約権	第5回新株予約権
付与対象者の区分及び人数(名)	取締役 1名	取締役 2名 監査役 1名 従業員 19名
ストック・オプションの数	普通株式 200株	普通株式 310株
付与日	平成20年6月5日	平成20年8月7日
権利確定条件	<p>新株予約権の割当を受けた者が、権利行使時において当社の取締役、監査役又は従業員の地位を有していること、あるいは当社と顧問契約又は共同研究契約を締結していることを要する。ただし、定年退職その他取締役会が正当な理由があると認めた場合、相続により新株予約権を取得した場合はこの限りでない。当社普通株式が上場していることを要する。その他の権利の行使の条件は、当社と新株予約権者との間で締結する新株予約権割当契約による。</p>	<p>新株予約権の割当を受けた者が、権利行使時において当社の取締役、監査役又は従業員の地位を有していること、あるいは当社と顧問契約又は共同研究契約を締結していることを要する。ただし、定年退職その他取締役会が正当な理由があると認めた場合、相続により新株予約権を取得した場合はこの限りでない。当社普通株式が上場していることを要する。その他の権利の行使の条件は、当社と新株予約権者との間で締結する新株予約権割当契約による。</p>
対象勤務期間	定めておりません。	定めておりません。
権利行使期間	自 平成22年6月6日 至 平成29年5月31日	自 平成22年8月8日 至 平成30年5月31日

(2) ストック・オプションの規模及びその変動状況

ストック・オプションの数

	第1回新株予約権	第2回新株予約権	第3回新株予約権
権利確定前（個）			
前事業年度末	15	1,005	200
付与	-	-	-
失効・消却	-	20	-
権利確定	-	-	-
未確定残	15	985	200
権利確定後（個）			
前事業年度末	-	-	-
権利確定	-	-	-
権利行使	-	-	-
失効・消却	-	-	-
未行使残	-	-	-

	第4回新株予約権	第5回新株予約権
権利確定前（個）		
前事業年度末	200	295
付与	-	-
失効・消却	-	10
権利確定	-	-
未確定残	200	285
権利確定後（個）		
前事業年度末	-	-
権利確定	-	-
権利行使	-	-
失効・消却	-	-
未行使残	-	-

単価情報

	第1回新株予約権	第2回新株予約権	第3回新株予約権
権利行使価格(円)	50,000	50,000	200,000
行使時平均株価(円)	-	-	-
付与日における公正な評価単価(円)	-	-	-

	第4回新株予約権	第5回新株予約権
権利行使価格(円)	200,000	200,000
行使時平均株価(円)	-	-
付与日における公正な評価単価(円)	-	-

3. 当事業年度において付与されたストック・オプションの公正な評価単価の見積方法

当事業年度において付与されたストック・オプションはありません。

4. スtock・オプションの権利確定数の見積方法

将来の失効数の合理的な見積りは困難であるため、実績の失効数のみ反映させる方法を採用しております。

5. 当事業年度末における本源的価値の合計額及び当事業年度において権利行使されたストック・オプションの権利行使日における本源的価値の合計額

当事業年度における本源的価値の合計額

0円

当事業年度において権利行使されたストック・オプションの権利行使日における本源的価値の合計額

該当事項はありません。

第8期(自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日)

1. 当該事業年度における費用計上額及び科目名

該当事項はありません。

2. スtock・オプションの内容、規模及びその変動状況

(1) スtock・オプションの内容

	第1回新株予約権	第2回新株予約権	第3回新株予約権
付与対象者の区分及び人数(名)	社外協力者 1名	取締役 3名 従業員 10名 社外協力者 4名	従業員 1名
スtock・オプションの数	普通株式 15株	普通株式 1,015株	普通株式 200株
付与日	平成17年3月2日	平成17年3月8日	平成18年10月12日
権利確定条件	特願2004-38647(「発明名称:遺伝子産物の機能同定方法及び結合物質同定方法」が登録されていることを要する。 当社普通株式が上場していることを要する。 その他の権利の行使の条件は、当社と新株予約権者との間で締結する新株予約権割当契約による。	新株予約権の割当を受けた者が、権利行使時において当社の取締役又は従業員の地位を有していること、あるいは当社と顧問契約又は共同研究契約を締結していることを要する。ただし、定年退職その他取締役会が正当な理由があると認めた場合、相続により新株予約権を取得した場合はこの限りでない。 当社普通株式が上場していることを要する。 その他の権利の行使の条件は、当社と新株予約権者との間で締結する新株予約権割当契約による。	新株予約権の割当を受けた者が、権利行使時において当社の取締役又は従業員の地位を有していること、あるいは当社と顧問契約又は共同研究契約を締結していることを要する。ただし、定年退職その他取締役会が正当な理由があると認めた場合、相続により新株予約権を取得した場合はこの限りでない。 当社普通株式が上場していることを要する。 その他の権利の行使の条件は、当社と新株予約権者との間で締結する新株予約権割当契約による。
対象勤務期間	定めておりません。	定めておりません。	定めておりません。
権利行使期間	自 平成18年7月1日 至 平成26年5月31日	自 平成18年7月1日 至 平成26年5月31日	自 平成20年7月1日 至 平成28年5月31日

	第4回新株予約権	第5回新株予約権	第6回新株予約権
付与対象者の区分及び人数(名)	取締役 1名	取締役 2名 監査役 1名 従業員 19名	取締役 4名 監査役 1名 従業員 25名
ストック・オプションの数	普通株式 200株	普通株式 310株	普通株式 590株
付与日	平成20年6月5日	平成20年8月7日	平成22年12月17日
権利確定条件	<p>新株予約権の割当を受けた者が、権利行使時において当社の取締役、監査役又は従業員の地位を有していること、あるいは当社と顧問契約又は共同研究契約を締結していることを要する。ただし、定年退職その他取締役会が正当な理由があると認めた場合、相続により新株予約権を取得した場合はこの限りでない。</p> <p>当社普通株式が上場していることを要する。</p> <p>その他の権利の行使の条件は、当社と新株予約権者との間で締結する新株予約権割当契約による。</p>	<p>新株予約権の割当を受けた者が、権利行使時において当社の取締役、監査役又は従業員の地位を有していること、あるいは当社と顧問契約又は共同研究契約を締結していることを要する。ただし、定年退職その他取締役会が正当な理由があると認めた場合、相続により新株予約権を取得した場合はこの限りでない。</p> <p>当社普通株式が上場していることを要する。</p> <p>その他の権利の行使の条件は、当社と新株予約権者との間で締結する新株予約権割当契約による。</p>	<p>新株予約権の割当を受けた者が、権利行使時において当社の取締役、監査役又は従業員の地位を有していること、あるいは当社と顧問契約又は共同研究契約を締結していることを要する。ただし、定年退職その他取締役会が正当な理由があると認めた場合はこの限りでない。</p> <p>当社普通株式が上場していることを要する。</p>
対象勤務期間	定めておりません。	定めておりません。	定めておりません。
権利行使期間	自 平成22年6月6日 至 平成29年5月31日	自 平成22年8月8日 至 平成30年5月31日	自 平成24年12月18日 至 平成32年5月31日

(2) ストック・オプションの規模及びその変動状況

ストック・オプションの数

	第1回新株予約権	第2回新株予約権	第3回新株予約権
権利確定前（個）			
前事業年度末	15	985	200
付与	-	-	-
失効・消却	-	-	100
権利確定	-	-	-
未確定残	15	985	100
権利確定後（個）			
前事業年度末	-	-	-
権利確定	-	-	-
権利行使	-	-	-
失効・消却	-	-	-
未行使残	-	-	-

	第4回新株予約権	第5回新株予約権	第6回新株予約権
権利確定前（個）			
前事業年度末	200	285	-
付与	-	-	590
失効・消却	-	-	-
権利確定	-	-	-
未確定残	200	285	590
権利確定後（個）			
前事業年度末	-	-	-
権利確定	-	-	-
権利行使	-	-	-
失効・消却	-	-	-
未行使残	-	-	-

単価情報

	第1回新株予約権	第2回新株予約権	第3回新株予約権
権利行使価格(円)	50,000	50,000	200,000
行使時平均株価(円)	-	-	-
付与日における公正な評価単価(円)	-	-	-

	第4回新株予約権	第5回新株予約権	第6回新株予約権
権利行使価格(円)	200,000	200,000	200,000
行使時平均株価(円)	-	-	-
付与日における公正な評価単価(円)	-	-	-

3. 当事業年度において付与されたストック・オプションの公正な評価単価の見積方法

ストック・オプション付与日時点において、当社は株式を金融商品取引所に上場していないことから、ストック・オプションの公正な評価単価を単位当たりの本源的価値により算定しております。単位当たりの本源的価値はDCF法により算定した株式評価額から権利行使価格を控除して算定しております。

4. スtock・オプションの権利確定数の見積方法

将来の失効数の合理的な見積りは困難であるため、実績の失効数のみ反映させる方法を採用しております。

5. 当事業年度末における本源的価値の合計額及び当事業年度において権利行使されたストック・オプションの権利行使日における本源的価値の合計額

当事業年度における本源的価値の合計額

0円

当事業年度において権利行使されたストック・オプションの権利行使日における本源的価値の合計額

該当事項はありません。

(税効果会計関係)

第6期 (平成21年3月31日)	第7期 (平成22年3月31日)	第8期 (平成23年3月31日)
1 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生主な原因別の内訳 (繰延税金資産) (単位：千円) 未払事業税 373 繰越欠損金 281,945 減価償却超過額 23,219 減損損失 11,579 評価性引当額 317,117 繰延税金資産合計 - (繰延税金負債) 固定資産圧縮積立金 10,132 繰延税金負債合計 10,132 差引：繰延税金負債の純額 10,132	1 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生主な原因別の内訳 (繰延税金資産) (単位：千円) 未払事業税 646 繰越欠損金 309,905 未払賞与 1,692 減価償却超過額 14,602 減損損失 985 評価性引当額 327,832 繰延税金資産合計 - (繰延税金負債) 固定資産圧縮積立金 5,914 繰延税金負債合計 5,914 差引：繰延税金負債の純額 5,914	1 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生主な原因別の内訳 (繰延税金資産) (単位：千円) 未払事業税 870 繰越欠損金 268,786 未払賞与 2,750 補助金収入繰延 8,128 貸倒引当金 196 資産除去債務 4,866 減価償却超過額 8,740 評価性引当額 294,338 繰延税金資産合計 - (繰延税金負債) 固定資産圧縮積立金 2,981 資産除去債務に対応する除去費用 1,794 繰延税金負債合計 4,776 差引：繰延税金負債の純額 4,776
2 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異の原因となった主な項目別の内訳 (%) 法定実効税率 40.4 (調整) 交際費等永久に損金に算入されない項目 0.2 住民税均等割 0.2 評価性引当額 37.2 その他 0.7 税効果会計適用後の法人税等の負担率 2.1	2 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異の原因となった主な項目別の内訳 (%) 法定実効税率 40.4 (調整) 交際費等永久に損金に算入されない項目 5.0 住民税均等割 4.6 評価性引当額 25.5 税効果会計適用後の法人税等の負担率 5.3	2 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異の原因となった主な項目別の内訳 (%) 法定実効税率 40.4 (調整) 交際費等永久に損金に算入されない項目 2.0 住民税均等割 2.6 評価性引当額 44.4 その他 0.4 税効果会計適用後の法人税等の負担率 1.0

(資産除去債務関係)

第8期（自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日）

資産除去債務のうち貸借対照表に計上しているもの

(1) 当該資産除去債務の概要

本社研究所及び東京事務所の建物の不動産賃借契約に伴う原状回復義務等であります。

(2) 当該資産除去債務の金額の算定方法

使用見込期間を取得から6年～15年と見積り、割引率は0.1%から1.8%を使用して資産除去債務の金額を計算しております。

(3) 当該資産除去債務の総額の増減

	第8期 (自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日)
期首残高(注)	10,455千円
有形固定資産の取得に伴う増加額	1,484千円
時の経過による調整額	94千円
資産除去債務の履行による減少額	-千円
期末残高	12,034千円

(注) 「期首残高」は「資産除去債務に関する会計基準」(企業会計基準第18号 平成20年3月31日)及び「資産除去債務に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第21号 平成20年3月31日)を適用したことによる残高であります。

[前へ](#)

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

第8期（自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日）

1 報告セグメントの概要

当社の報告セグメントは、当社の構成単位のうち分離された財務諸表が入手可能であり、取締役会が、経営資源の配分の決定及び業績を評価するために、定期的に検討を行う対象となっているものであります。

当社は、CE-M S法によるメタボローム解析技術を基盤に事業を展開しており、そのサービス、製品、収益モデル等を勘案し、報告セグメントを「メタボローム解析事業」、「バイオマーカー事業」、「メタボロミクスキット事業」並びに「人材派遣事業」としております。

「メタボローム解析事業」では、顧客から測定する試料をメタボローム解析し、結果を報告する受託解析サービスの提供を、「バイオマーカー事業」では、当社と共同研究先で開発したバイオマーカーのライセンスを、「メタボロミクスキット事業」では、メタボローム解析を行うための試薬キットやツール類の製造、販売並びに顧客向けトレーニングやサポートの提供を、「人材派遣事業」では、研究員や技術員の派遣を行っております。

2 報告セグメントごとの売上高、利益又は損失、資産、負債その他の項目の金額の算定方法

報告されている事業セグメントの会計処理の方法は、「重要な会計方針」における記載と概ね同一であります。また、報告セグメントの利益は、営業利益ベースの数値であります。

3 報告セグメントごとの売上高、利益又は損失、資産、負債その他の項目の金額に関する情報

前事業年度（自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日）

（単位：千円）

	報告セグメント				
	メタボローム 解析事業	バイオマーカー 事業	メタボロミクス キット事業	人材派遣 事業	計
売上高					
外部顧客への売上高	277,385	-	23,568	79,730	380,684
セグメント間の内部売上 高又は振替高	-	-	-	-	-
計	277,385	-	23,568	79,730	380,684
セグメント利益又は損失 ()	115,554	-	5,839	3,904	125,297
セグメント資産	69,823	-	3,682	7,654	81,160
その他の項目					
減価償却費	881	-	-	-	881
有形固定資産及び 無形固定資産の増加額	2,823	-	-	-	2,823

当事業年度（自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日）

（単位：千円）

	報告セグメント				
	メタボローム 解析事業	バイオマーカー 事業	メタボロミクス キット事業	人材派遣事業	計
売上高					
外部顧客への売上高	447,840	-	41,905	79,132	568,879
セグメント間の内部売上 高又は振替高	-	-	-	-	-
計	447,840	-	41,905	79,132	568,879
セグメント利益又は損失 ()	295,299	92,251	16,870	3,626	223,545
セグメント資産	148,658	54,412	19,908	6,806	229,786
その他の項目					
減価償却費	9,662	10,884	-	-	20,547
有形固定資産及び 無形固定資産の増加額	36,705	55,984	-	-	92,689

4 報告セグメント合計額と財務諸表計上額との差額及び当該差額の内容（差異調整に関する事項）

（単位：千円）

利益	前事業年度	当事業年度
報告セグメント計	125,297	223,545
全社費用	165,769	197,161
財務諸表の営業利益又は損失（ ）	40,471	26,383

（注）セグメント利益の全社費用は、主に各報告セグメントに配分していない一般管理費等の全社費用であります。

（単位：千円）

資産	前事業年度	当事業年度
報告セグメント計	81,160	229,786
全社資産	205,318	209,007
財務諸表の資産合計	286,479	438,794

（注）セグメント資産の全社資産は、主に各報告セグメントに配分していない現金及び預金、敷金等であります。

その他の項目	報告セグメント計		調整額		財務諸表計上額	
	前事業年度	当事業年度	前事業年度	当事業年度	前事業年度	当事業年度
減価償却費	881	20,547	106	1,201	987	21,748
有形固定資産及び 無形固定資産の増加額	2,823	92,689	497	8,749	3,320	101,438

(注) 1. セグメント減価償却費の調整額と有形固定資産及び無形固定資産の増加額の調整額は、主に各報告セグメントに
配分していない東京事務所の共用資産に係るものであります。

2. 報告セグメントの減価償却費の一部は、売上原価及び一般管理費に配賦されております。

(追加情報)

当事業年度より、「セグメント情報等の開示に関する会計基準」（企業会計基準第17号 平成21年3月27日）
及び「セグメント情報等の開示に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第20号 平成20年3月21
日）を適用しております。

【関連情報】

第8期（自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日）

1 製品及びサービスごとの情報

セグメント情報に同様の情報を開示しているため、記載を省略しております。

2 地域ごとの情報

(1) 売上高

（単位：千円）

日本	その他	合計
559,663	9,215	568,879

- (注) 1. 売上高は、顧客の所在地を基礎として、国又は地域に分類しております。
2. その他に属する国又は地域は、韓国、マレーシア及びメキシコであります。

(2) 有形固定資産

貸借対照表の有形固定資産は、全て本邦に所在しておりますので、記載を省略しております。

3 主要な顧客ごとの情報

（単位：千円）

顧客の名称又は氏名	売上高	関連するセグメント名
学校法人慶應義塾	85,022	人材派遣事業、メタボローム解析事業

【報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報】

第8期（自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日）

該当事項はありません。

【報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報】

第8期（自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日）

該当事項はありません。

【報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報】

第8期（自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日）

該当事項はありません。

【関連当事者情報】

第6期(自平成20年4月1日至平成21年3月31日)

(追加情報)

当事業年度から平成18年10月17日公表の、「関連当事者の開示に関する会計基準」(企業会計基準委員会 企業会計基準第11号)及び「関連当事者の開示に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準委員会 企業会計基準適用指針第13号)を適用しております。

なお、これによる開示対象範囲の変更はありません。

財務諸表提出会社の役員及び個人主要株主(個人の場合に限る)等

種類	会社等の名称 又は氏名	所在地	資本金又は 出資金 (千円)	事業の内容 又は職業	議決権等 の所有 (被所有) 割合(%)	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
個人主要 株主が所 長を務め る研究所	慶應義塾大 学先端生命 科学研究所	山形県 鶴岡市	-	研究教育	-	-	派遣料の受取 (注2)	68,136	売掛金	6,740

(注) 1. 上記金額のうち取引金額には消費税等は含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれております。

2. 取引条件及び取引条件の決定方針等

当社は、取締役富田勝氏が所長を務める慶應義塾大学先端生命科学研究所に対して、14名の研究者、技術者等を派遣しております。派遣料については、その都度、価格交渉を行い、一般取引条件と同様に決定しております。

第7期(自平成21年4月1日至平成22年3月31日)

財務諸表提出会社の役員及び個人主要株主(個人の場合に限る)等

種類	会社等の名称 又は氏名	所在地	資本金又は 出資金 (千円)	事業の内容 又は職業	議決権等 の所有 (被所有) 割合(%)	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
個人主要 株主が所 長を務め る研究所	慶應義塾大 学先端生命 科学研究所	山形県 鶴岡市	-	研究教育	-	-	派遣料の受取 (注2)	79,730	売掛金	7,654

(注) 1. 上記金額のうち取引金額には消費税等は含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれております。

2. 取引条件及び取引条件の決定方針等

当社は、取締役富田勝氏が所長を務める慶應義塾大学先端生命科学研究所に対して、16名の研究者、技術者等を派遣しております。派遣料については、その都度、価格交渉を行い、一般取引条件と同様に決定しております。

第8期(自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日)

財務諸表提出会社の役員及び個人主要株主(個人の場合に限る)等

種類	会社等の名称 又は氏名	所在地	資本金又は 出資金 (千円)	事業の内容 又は職業	議決権等 の所有 (被所有) 割合(%)	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
個人主要 株主が所 長を務め る研究所	慶應義塾大 学先端生命 科学研究所	山形県 鶴岡市	-	研究教育	-	-	派遣料の受取 (注2)	79,132	売掛金	6,806

(注) 1. 上記金額のうち取引金額には消費税等は含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれております。

2. 取引条件及び取引条件の決定方針等

当社は、取締役富田勝氏が所長を務める慶應義塾大学先端生命科学研究所に対して、16名の研究者、技術者等を派遣しております。派遣料については、その都度、価格交渉を行い、一般取引条件と同様に決定しております。

[次へ](#)

(1株当たり情報)

第6期 (自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日)	第7期 (自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日)	第8期 (自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日)
1株当たり純資産額 10,241円97銭	1株当たり純資産額 14,577円39銭	1株当たり純資産額 20,513円17銭
1株当たり 当期純損失金額 () 22,569円25銭	1株当たり 当期純損失金額 () 3,206円82銭	1株当たり 当期純利益金額 () 5,935円78銭
潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、潜在株式は存在するものの、1株当たり当期純損失であるため、記載しておりません。	同左	潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、新株予約権の残高がありますが、当社株式は非上場であり、期中平均株価が把握できないため、記載しておりません。

(注) 算定上の基礎

1. 1株当たり純資産額

項目	第6期 (平成21年3月31日)	第7期 (平成22年3月31日)	第8期 (平成23年3月31日)
貸借対照表の純資産の部の合計額 (千円)	124,952	185,132	260,517
普通株式に係る純資産額(千円)	124,952	185,132	260,517
1株当たり純資産額の算定に用いられた普通株式の数(株)	12,200	12,700	12,700

2. 1株当たり当期純利益金額又は当期純損失金額

項目	第6期 (自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日)	第7期 (自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日)	第8期 (自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日)
損益計算書上の当期純利益又は当期純損失() (千円)	275,344	39,819	75,384
普通株主に帰属しない金額(千円)	-	-	-
普通株式に係る当期純利益又は当期純損失() (千円)	275,344	39,819	75,384
普通株式の期中平均株式数(株)	12,200	12,417	12,700
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額の算定に含まれなかった潜在株式の概要	新株予約権5種類 (新株予約権の株式の数 1,715個)	新株予約権5種類 (新株予約権の株式の数 1,685個)	新株予約権6種類 (新株予約権の株式の数 2,175個)

(重要な後発事象)

第6期(自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日)

該当事項はありません。

第7期(自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日)

該当事項はありません。

第8期(自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日)

該当事項はありません。

第四部 【株式公開情報】

第1 【特別利害関係者等の株式等の移動状況】

該当事項はありません。

第2 【第三者割当等の概況】

1 【第三者割当等による株式等の発行の内容】

項目	新株予約権	株式	新株予約権	新株予約権
発行年月日	平成23年5月11日	平成23年12月22日	平成24年6月25日	平成25年3月1日
種類	第7回新株予約権 (ストック・オプション)	普通株式	第8回新株予約権 (ストック・オプション)	第9回新株予約権 (ストック・オプション)
発行数	普通株式 10株	250株	普通株式 80株	普通株式 110株
発行価格	1株につき 200,000円 (注)2	1株につき 200,000円 (注)4	1株につき 200,000円 (注)2	1株につき 200,000円 (注)2
資本組入額	1株につき 100,000円	1株につき 100,000円	1株につき 100,000円	1株につき 100,000円
発行価額の総額	2,000,000円	50,000,000円	16,000,000円	22,000,000円
資本組入額の総額	1,000,000円	25,000,000円	8,000,000円	11,000,000円
発行方法	平成22年6月23日開催の第7回定時株主総会において、会社法第236条、第238条及び第239条の規定に基づく新株予約権(ストック・オプション)の付与に関する決議を行っております。	有償第三者割当	平成24年6月25日開催の第9回定時株主総会において、会社法第236条、第238条及び第239条の規定に基づく新株予約権(ストック・オプション)の付与に関する決議を行っております。	平成24年6月25日開催の第9回定時株主総会において、会社法第236条、第238条及び第239条の規定に基づく新株予約権(ストック・オプション)の付与に関する決議を行っております。
保有期間等に関する確約	(注)3	(注)5	(注)3	(注)3

(注) 1. 第三者割当等による募集株式の割当等に関する規制に関し、株式会社東京証券取引所の定める規則は、以下のとおりであります。

- (1) 同取引所の定める有価証券上場規程施行規則第255条の規定において、新規上場申請者が、新規上場申請日の直前事業年度の末日から起算して1年前より後において、第三者割当等による募集株式の割当を行っている場合(上場前の公募等による場合を除く。)には、新規上場申請者は、割当を受けた者との間で、書面により募集株式の継続所有、譲渡時及び同取引所からの当該所有状況に係る照会時の同取引所への報告並びに当該書面及び報告内容の公衆縦覧その他同取引所が必要と認める事項について確約を行うものとし、当該書面を同取引所が定めるところにより提出するものとされております。
 - (2) 同取引所の定める同施行規則第259条の規定において、新規上場申請者が、新規上場申請日の直前事業年度の末日から起算して1年前より後において、役員又は従業員等に報酬として新株予約権の割当を行っている場合には、新規上場申請者は、割当を受けた役員又は従業員等との間で書面により報酬として割当を受けた新株予約権の所有、譲渡時及び同取引所からの当該所有状況に係る照会時の同取引所への報告その他同取引所が必要と認める事項について確約を行うものとし、当該書面を同取引所が定めるところにより提出するものとされております。
 - (3) 当社が、前2項の規定に基づく書面の提出等を行わないときは、同取引所は新規上場申請の不受理又は受理の取消しの措置をとるものとしております。
 - (4) 当社の場合、新規上場申請日直前事業年度の末日は、平成25年3月31日であります。
2. 株式の発行価額及び行使に際して払込をなすべき金額は、ディスカウント・キャッシュ・フロー方式により算出した価格に基づいて、決定しております。

3. 同施行規則第259条第1項第1号の規定に基づき、当社は割当を受けた役員又は従業員等との間で、報酬として割当を受けた新株予約権を、原則として、割当を受けた日から上場日の前日または新株予約権の行使を行う日のいずれか早い日まで所有する旨の確約を行っております。
4. 財務基盤の強化を目的としたもので、発行価格は、ディスカウント・キャッシュ・フロー方式に基づき、当事者間の協議の上算定された価格であります。
5. 同施行規則第255条第1項第1号の規定に基づき、当社は、割当を受けた者との間で、割当を受けた株式(以下「割当株式」という。)を原則として、割当を受けた日から上場日以後6ヶ月間を経過する日(当該日において割当株式に係る払込期日又は払込期間の最終日以後1年間を経過していない場合には、割当株式に係る払込期日または払込期間の最終日以後1年間を経過する日)まで所有する旨の確約を行っております。
6. 新株予約権の行使時の払込金額、行使期間、行使の条件及び譲渡に関する事項については以下のとおりであります。

	新株予約権	新株予約権	新株予約権
行使時の払込金額	1株につき200,000円	1株につき200,000円	1株につき200,000円
行使期間	平成25年5月12日から平成32年5月31日まで	平成26年6月26日から平成34年5月31日まで	平成27年3月2日から平成34年5月31日まで
行使の条件	新株予約権の割当を受けた者が、権利行使時において当社の取締役、監査役または従業員の地位を有していること、あるいは当社と顧問契約又は共同研究契約を締結していることを要する。ただし、定年退職その他取締役会が正当な理由があると認めた場合、相続により新株予約権を取得した場合はこの限りでない。当社普通株式が上場していることを要する。	新株予約権の割当を受けた者が、権利行使時において当社の取締役、監査役又は従業員の地位を有していることを要する。ただし、定年退職その他取締役会が正当な理由があると認めた場合、相続により新株予約権を取得した場合はこの限りでない。当社普通株式が上場していることを要する。	新株予約権の割当を受けた者が、権利行使時において当社の取締役、監査役又は従業員の地位を有していることを要する。ただし、定年退職その他取締役会が正当な理由があると認めた場合、相続により新株予約権を取得した場合はこの限りでない。当社普通株式が上場していることを要する。
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権を譲渡するときは、当社取締役会の承認を要する。	新株予約権を譲渡するときは、当社取締役会の承認を要する。	新株予約権を譲渡するときは、当社取締役会の承認を要する。

7. 平成25年9月24日開催の取締役会決議により、平成25年10月16日付で普通株式1株を300株とする株式分割を行っておりますが、発行数、発行価格、資本組入額、行使時の払込金額は分割前の数値で記載しております。

2 【取得者の概況】

新株予約権 平成23年5月11日新株予約権の付与

取得者の氏名 又は名称等	取得者の住所	取得者の 職業及び 事業の内容等	割当株数 (株)	価格(単価) (円)	取得者と 提出会社との関係
角口さやか	東京都大田区	会社員	10	2,000,000 (200,000)	当社の従業員

(注) 平成25年9月24日開催の取締役会決議により、平成25年10月16日付で普通株式1株を300株とする株式分割を行っておりますが、割当株数、価格は分割前の数値で記載しております。

株式 平成23年12月22日発行株式第三者割当

取得者の氏名 又は名称等	取得者の住所	取得者の 職業及び 事業の内容等	割当株数 (株)	価格(単価) (円)	取得者と 提出会社との関係
シスメックス株式会社 代表取締役社長 家次 恒 資本金9,187百万円	兵庫県神戸市中央区脇浜 海岸通1丁目5番1号	臨床検査機器 等の製造・ 販売	250	50,000,000 (200,000)	当社の取引先

(注) 平成25年9月24日開催の取締役会決議により、平成25年10月16日付で普通株式1株を300株とする株式分割を行っておりますが、割当株数、価格は分割前の数値で記載しております。

新株予約権 平成24年6月25日新株予約権の付与

取得者の氏名 又は名称等	取得者の住所	取得者の 職業及び 事業の内容等	割当株数 (株)	価格(単価) (円)	取得者と 提出会社との関係
出沼靖仁	埼玉県越谷市	会社員	30	6,000,000 (200,000)	当社の従業員
藤森玉輝	山形県鶴岡市	会社員	25	5,000,000 (200,000)	当社の従業員
渡辺一樹	千葉県市川市	会社員	15	3,000,000 (200,000)	当社の従業員
中川淳	東京都豊島区	会社員	10	2,000,000 (200,000)	当社の従業員

(注) 平成25年9月24日開催の取締役会決議により、平成25年10月16日付で普通株式1株を300株とする株式分割を行っておりますが、割当株数、価格は分割前の数値で記載しております。

新株予約権 平成25年3月1日新株予約権の付与

取得者の氏名 又は名称等	取得者の住所	取得者の 職業及び 事業の内容等	割当株数 (株)	価格(単価) (円)	取得者と 提出会社との関係
亀谷直孝	東京都中央区	会社員	30	6,000,000 (200,000)	当社の従業員
紙健次郎	東京都江東区	会社員	20	4,000,000 (200,000)	当社の従業員
大賀拓史	山形県鶴岡市	会社員	10	2,000,000 (200,000)	当社の従業員
白幡和也	山形県鶴岡市	会社員	10	2,000,000 (200,000)	当社の従業員
今野正剛	山形県鶴岡市	会社員	10	2,000,000 (200,000)	当社の従業員
佐藤知美	山形県鶴岡市	会社員	10	2,000,000 (200,000)	当社の従業員
井口和樹	東京都新宿区	会社員	10	2,000,000 (200,000)	当社の従業員
山領佐津紀	東京都昭島市	会社員	10	2,000,000 (200,000)	当社の従業員

(注) 平成25年9月24日開催の取締役会決議により、平成25年10月16日付で普通株式1株を300株とする株式分割を行っておりますが、割当株数、価格は分割前の数値で記載しております。

3 【取得者の株式等の移動状況】

該当事項はありません。

第3 【株主の状況】

氏名又は名称	住所	所有株式数(株)	株式総数に対する所有株式数の割合(%)
サミット・バイオテクノロジー・ジャパン投資事業組合(注2)	東京都中央区日本橋3-2-9 三晶ビル4階	792,900	17.50
富田 勝(注2)	東京都港区	570,000 (120,000)	12.58 (2.65)
曾我 朋義(注2)	山形県鶴岡市	570,000 (120,000)	12.58 (2.65)
大阪ライフサイエンス投資事業有限責任組合(注2)	東京都中央区日本橋3-2-9 三晶ビル4階	557,100	12.29
学校法人慶應義塾(注2)	東京都港区三田2-15-45	199,500 (4,500)	4.40 (0.10)
東北インキュベーション投資事業有限責任組合(注2)	宮城県仙台市青葉区本町1-1-1 アジュール仙台	195,000	4.30
大岸 治行(注2)	東京都町田市	165,000 (15,000)	3.64 (0.33)
西岡 孝明(注2)	山形県鶴岡市	150,000	3.31
東北グロース投資事業有限責任組合(注2)	宮城県仙台市青葉区本町1-1-1 アジュール仙台	135,000	2.98
TICC大学連携投資事業有限責任組合(注2)	宮城県仙台市青葉区本町1-1-1 アジュール仙台	90,000	1.99
菅野 隆二(注1)	東京都日野市	90,000 (75,000)	1.99 (1.66)
バイオフィロンティア・グローバル投資事業組合	東京都中央区日本橋3-2-9 三晶ビル4階	75,000	1.66
りそなキャピタル株式会社	東京都中央区日本橋茅場町一丁目10番5号 エスエフ茅場町ビル	75,000	1.66
サニーヘルス株式会社	長野県長野市稲葉1661番地	75,000	1.66
株式会社山形銀行	山形県山形市七日町三丁目1番2号	75,000	1.66
きらやかキャピタル株式会社	山形県山形市旅籠町三丁目2番3号	75,000	1.66
シスメックス株式会社	兵庫県神戸市中央区脇浜海岸通1丁目5番1号	75,000	1.66
株式会社フィデアベンチャーキャピタル	山形県山形市本町一丁目4番21号	45,000	0.99
明治キャピタル8号投資事業組合	東京都千代田区麹町3丁目3番地8 丸増麹町ビル8階	45,000	0.99
アイピーアールV-2号投資事業組合	東京都中央区日本橋室町1-9-4井上第三ビル6階	45,000	0.99
ニッセイ・キャピタル4号投資事業有限責任組合	東京都千代田区永田町2丁目4番8号 ニッセイ永田町ビル8階	45,000	0.99

氏名又は名称	住所	所有株式数(株)	株式総数に対する所有株式数の割合(%)
石川 貴正 (注5)	山形県鶴岡市	33,000 (33,000)	0.73 (0.73)
青 志津男	東京都江戸川区	30,000 (30,000)	0.66 (0.66)
村上 秀明 (注3)	神奈川県藤沢市	30,000 (30,000)	0.66 (0.66)
大橋 由明 (注3)	山形県鶴岡市	24,000 (24,000)	0.53 (0.53)
アイピーアールV-1号投資事業組合	東京都中央区日本橋室町1-9-4井上第三ビル6階	15,000	0.33
アイピーアールV-3号投資事業組合	東京都中央区日本橋室町1-9-4井上第三ビル6階	15,000	0.33
FRS-BF1号投資事業組合	東京都中央区日本橋3-2-9三晶ビル4階	15,000	0.33
やまぎんキャピタル株式会社	山形県山形市七日町三丁目1番2号	15,000	0.33
西川計測株式会社	東京都渋谷区代々木3-22-7新宿文化クイントビル5階	15,000	0.33
佐川 斉 (注5)	山形県鶴岡市	15,000 (15,000)	0.33 (0.33)
永嶋 淳 (注3)	東京都品川区	13,500 (13,500)	0.30 (0.30)
藤森 玉輝 (注5)	山形県鶴岡市	12,000 (12,000)	0.26 (0.26)
阿部 淳二 (注5)	山形県鶴岡市	10,500 (10,500)	0.23 (0.23)
佐藤 基 (注5)	山形県鶴岡市	9,000 (9,000)	0.20 (0.20)
出沼 靖仁 (注5)	埼玉県越谷市	9,000 (9,000)	0.20 (0.20)
渡辺 一樹 (注5)	千葉県市川市	9,000 (9,000)	0.20 (0.20)
大賀 拓史 (注5)	山形県鶴岡市	9,000 (9,000)	0.20 (0.20)
亀谷 直孝 (注5)	東京都中央区	9,000 (9,000)	0.20 (0.20)
網野 秀雄 (注4)	東京都渋谷区	7,500 (7,500)	0.17 (0.17)
前田 吟 (注5)	山形県鶴岡市	7,500 (7,500)	0.17 (0.17)
永石 恵美 (注5)	東京都江東区	7,500 (7,500)	0.17 (0.17)
井元 淳 (注5)	東京都港区	7,500 (7,500)	0.17 (0.17)

氏名又は名称	住所	所有株式数(株)	株式総数に対する所有株式数の割合(%)
佐々木 一謹 (注5)	山形県酒田市	7,500 (7,500)	0.17 (0.17)
荒川 和晴	神奈川県横浜市戸塚区	6,000 (6,000)	0.13 (0.13)
杉本 昌弘	山形県鶴岡市	6,000 (6,000)	0.13 (0.13)
紙 健次郎 (注5)	東京都江東区	6,000 (6,000)	0.13 (0.13)
熊木 澄子 (注5)	山形県鶴岡市	4,500 (4,500)	0.10 (0.10)
星 綾 (注5)	山形県東田川郡三川町	3,000 (3,000)	0.07 (0.07)
佐藤 睦子 (注5)	山形県鶴岡市	3,000 (3,000)	0.07 (0.07)
本田 香織 (注5)	山形県鶴岡市	3,000 (3,000)	0.07 (0.07)
今泉 昌之 (注5)	埼玉県上尾市	3,000 (3,000)	0.07 (0.07)
阿部 かおり (注5)	山形県鶴岡市	3,000 (3,000)	0.07 (0.07)
角口 さやか (注5)	東京都大田区	3,000 (3,000)	0.07 (0.07)
中川 淳 (注5)	東京都豊島区	3,000 (3,000)	0.07 (0.07)
白幡 和也 (注5)	山形県鶴岡市	3,000 (3,000)	0.07 (0.07)
今野 正剛 (注5)	山形県鶴岡市	3,000 (3,000)	0.07 (0.07)
佐藤 知美 (注5)	山形県鶴岡市	3,000 (3,000)	0.07 (0.07)
井口 和樹 (注5)	東京都新宿区	3,000 (3,000)	0.07 (0.07)
山領 佐津紀 (注5)	東京都昭島市	3,000 (3,000)	0.07 (0.07)
池田 美穂 (注5)	山形県鶴岡市	1,500 (1,500)	0.03 (0.03)
佐藤 明子 (注5)	山形県鶴岡市	1,500 (1,500)	0.03 (0.03)
計	-	4,531,500 (646,500)	100.00 (14.27)

- (注) 1. 特別利害関係者等（当社の代表取締役社長）
2. 特別利害関係者等（大株主上位10位）
3. 特別利害関係者等（当社の取締役）
4. 特別利害関係者等（当社の監査役）
5. 当社従業員
6. 株式総数に対する所有株式数の割合は、小数点以下第3位を四捨五入しております。
7. () 内は、新株予約権による潜在株式数及びその割合であり、内数であります。

独立監査人の監査報告書

平成25年11月11日

ヒューマン・メタボローム・テクノロジーズ株式会社
取締役会 御中

有限責任監査法人トーマツ

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	片岡久依
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	勢志元

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられているヒューマン・メタボローム・テクノロジーズ株式会社の平成24年4月1日から平成25年3月31日までの連結会計年度の連結財務諸表、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結包括利益計算書、連結株主資本等変動計算書、連結キャッシュ・フロー計算書、連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項、その他の注記及び連結附属明細表について監査を行った。

連結財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、ヒューマン・メタボローム・テクノロジーズ株式会社及び連結子会社の平成25年3月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する連結会計年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

-
- (注) 1. 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(有価証券届出書提出会社)が別途保管しております。
2. 連結財務諸表の範囲にはX B R L データ自体は含まれておりません。

独立監査人の四半期レビュー報告書

平成25年11月11日

ヒューマン・メタボローム・テクノロジーズ株式会社
取締役会 御中

有限責任監査法人トーマツ

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 片岡久依

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 勢志元

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられているヒューマン・メタボローム・テクノロジーズ株式会社の平成25年4月1日から平成26年3月31日までの連結会計年度の第2四半期連結会計期間(平成25年7月1日から平成25年9月30日まで)及び第2四半期連結累計期間(平成25年4月1日から平成25年9月30日まで)に係る四半期連結財務諸表、すなわち、四半期連結貸借対照表、四半期連結損益計算書、四半期連結包括利益計算書、四半期連結キャッシュ・フロー計算書及び注記について四半期レビューを行った。

四半期連結財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して四半期連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない四半期連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した四半期レビューに基づいて、独立の立場から四半期連結財務諸表に対する結論を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。

四半期レビューにおいては、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続が実施される。四半期レビュー手続は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べて限定された手続である。

当監査法人は、結論の表明の基礎となる証拠を入手したと判断している。

監査人の結論

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して、ヒューマン・メタボローム・テクノロジーズ株式会社及び連結子会社の平成25年9月30日現在の財政状態並びに同日をもって終了する第2四半期連結累計期間の経営成績及びキャッシュ・フローの状況を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

-
- (注) 1. 上記は、四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(有価証券届出書提出会社)が別途保管しております。
2. 四半期連結財務諸表の範囲にはX B R Lデータ自体は含まれておりません。

独立監査人の監査報告書

平成25年11月11日

ヒューマン・メタボローム・テクノロジーズ株式会社
取締役会 御中

有限責任監査法人トーマツ

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 片岡久依

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 勢志元

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられているヒューマン・メタボローム・テクノロジーズ株式会社の平成23年4月1日から平成24年3月31日までの第9期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、キャッシュ・フロー計算書、重要な会計方針及びその他の注記について監査を行った。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、ヒューマン・メタボローム・テクノロジーズ株式会社の平成24年3月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する事業年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

-
- (注) 1. 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(有価証券届出書提出会社)が別途保管しております。
2. 財務諸表の範囲にはX B R L データ自体は含まれておりません。

独立監査人の監査報告書

平成25年11月11日

ヒューマン・メタボローム・テクノロジーズ株式会社

取締役会 御中

有限責任監査法人トーマツ

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 片岡久依

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 勢志元

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられているヒューマン・メタボローム・テクノロジーズ株式会社の平成24年4月1日から平成25年3月31日までの第10期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針、その他の注記及び附属明細表について監査を行った。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、ヒューマン・メタボローム・テクノロジーズ株式会社の平成25年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

-
- (注) 1. 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(有価証券届出書提出会社)が別途保管しております。
2. 財務諸表の範囲にはX B R L データ自体は含まれておりません。